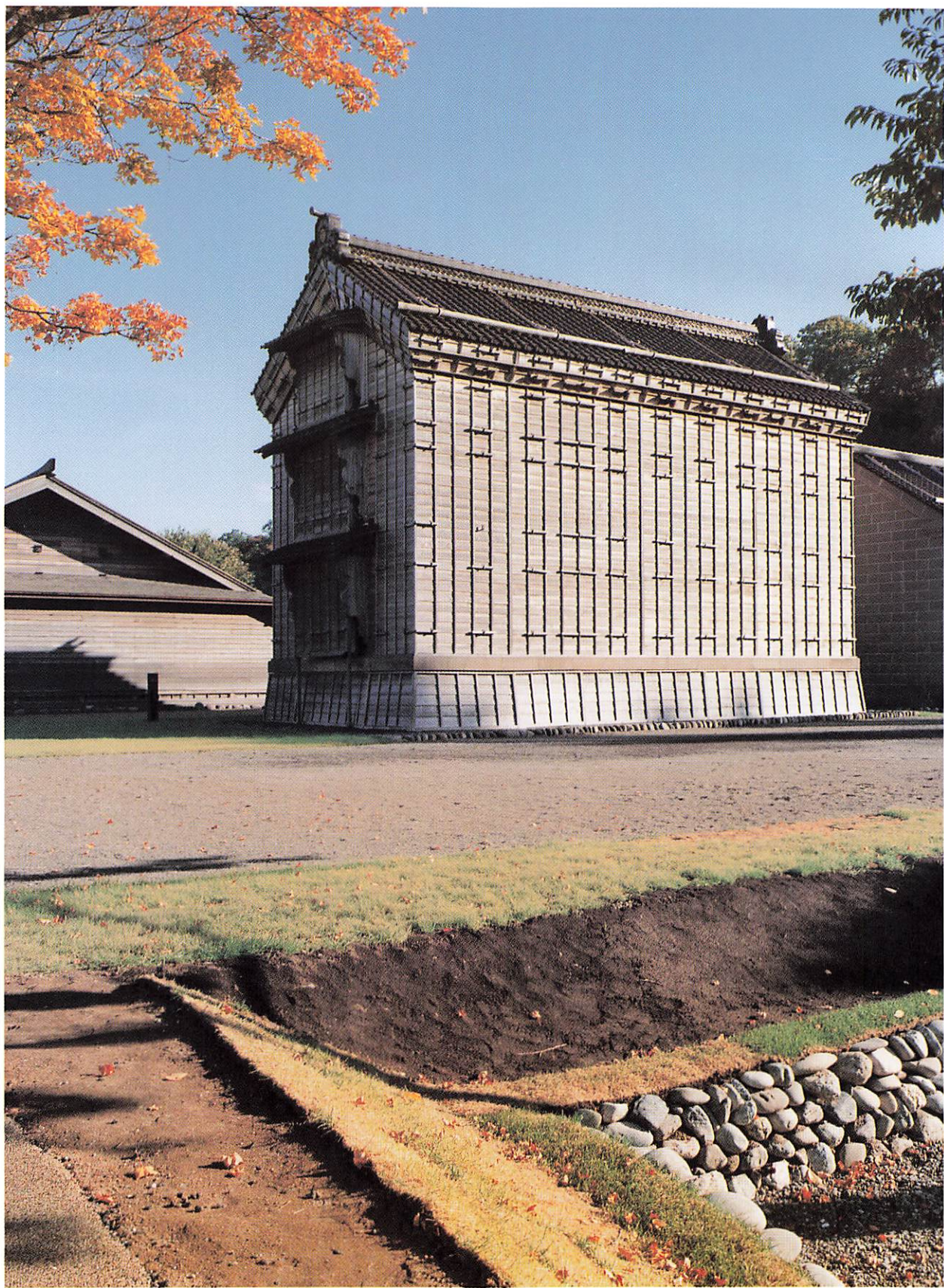


史跡旧余市福原漁場
保存修理竣工全景イラスト
—北(海側)より—

史跡旧余市福原漁場保存修理竣工初冬景色 ■左手前は主屋、右手前は文書倉、中央は園路





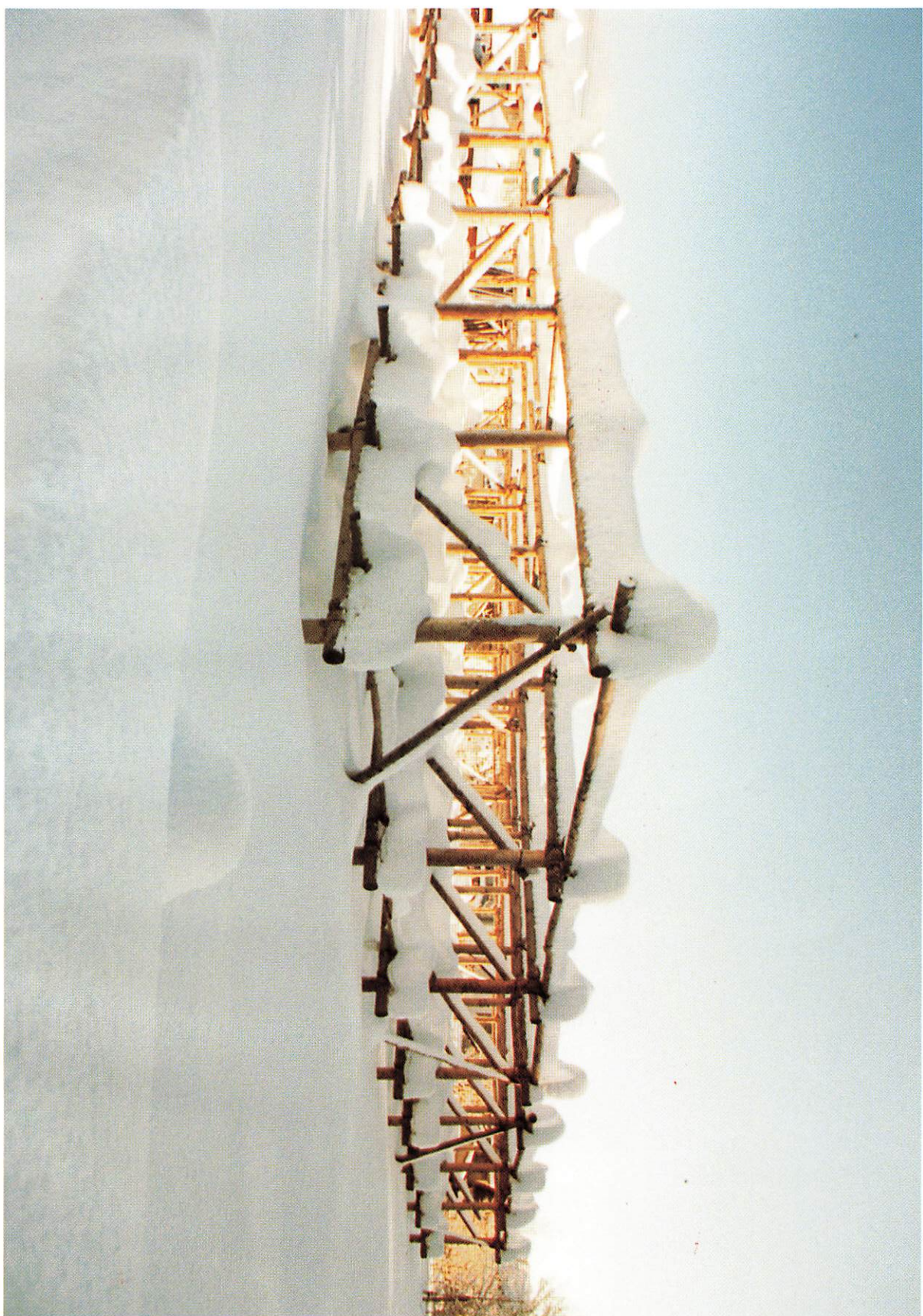
史跡旧余市福原漁場保存修理竣工一景

■文書倉裏側より

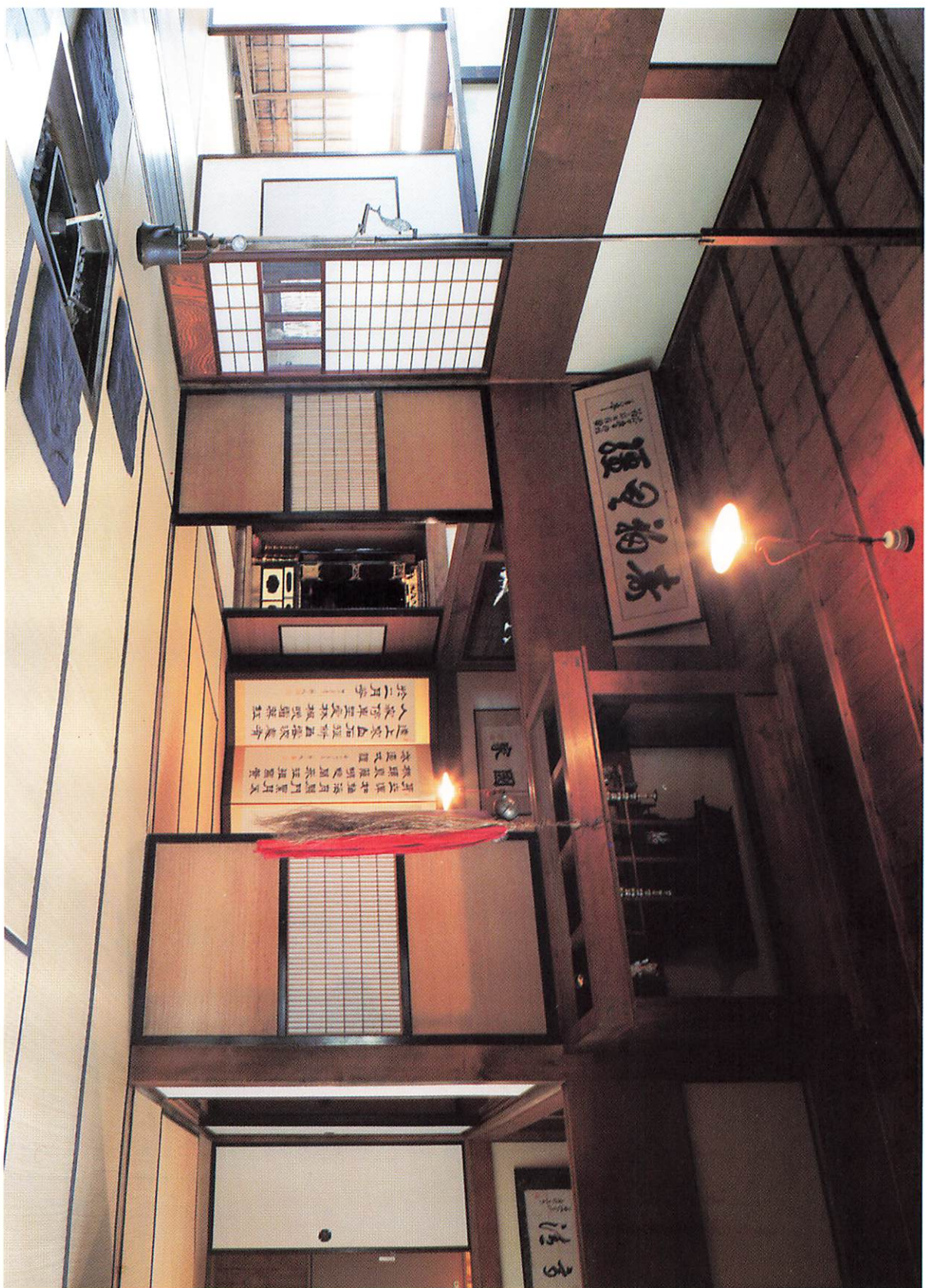


史跡旧余市福原漁場保存修理竣工一景 ■水路と木橋、建物は網倉

史跡旧余市福原漁場保存修理竣工一景 ■冬の納屋場



史跡旧余市福原漁場主屋内部 ■親方と家族の居室



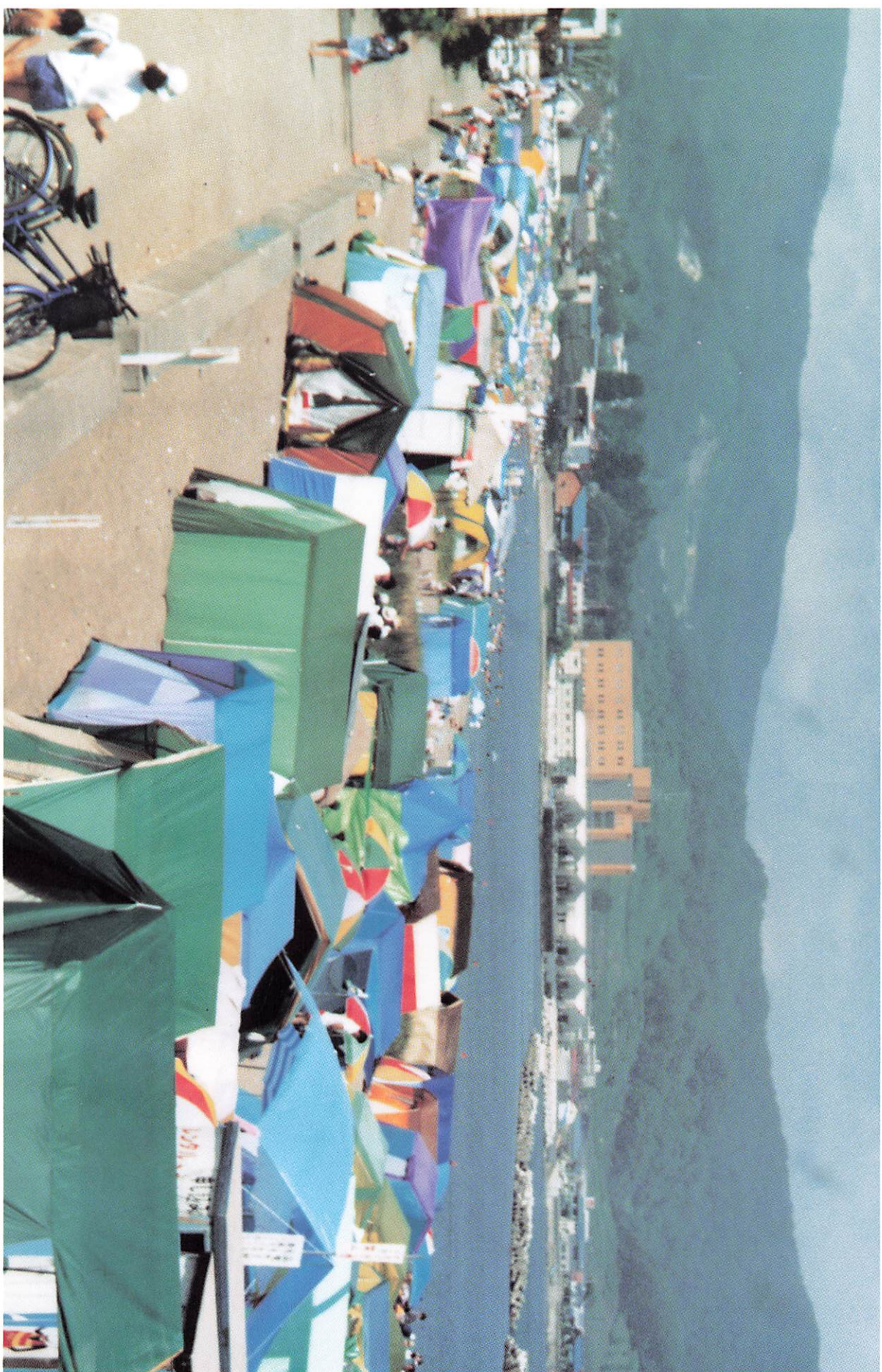


史跡旧余市福原漁場主屋内部 ■ 漁夫溜まり

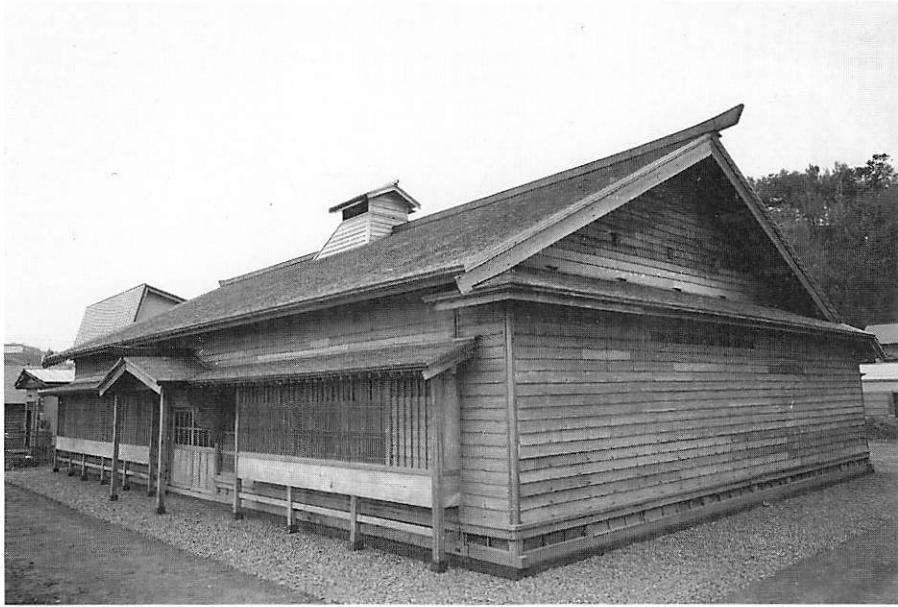


史跡旧余市福原漁場米味噌倉の内部 ■味噌倉のようす

史跡旧余市福原漁場前浜の現今のようす ■当時、鯨漁に沸いた浜（海辺）は、夏は海水浴場として賑う



建造物



主屋 正側面 北面より見る



主屋 背側面 南西面より見る



文書倉 正面 東より見る



米味噌倉 正側面 北西より見る

建造物



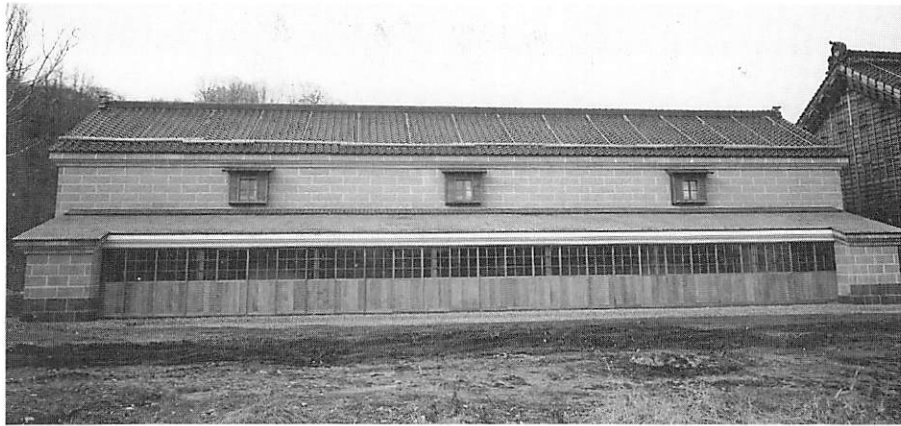
主屋・文書倉・便所・物置（石倉復原前） 西南より見る



便所・物置 西より見る



石蔵（復原新築） 正側面 北東より見る



石蔵 正面 東より見る



石蔵 背面 西より見る

建造物



石蔵 南側面 南より見る



石蔵 内部（方杖は補強） 南より見る



石蔵 小屋組（文書倉に倣う） 北より見る



雑倉 基礎まで復原 北東より見る

平成七年三月

史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書

余市町

序

余市町長 阿 部 省 吾

平成七年三月三十一日

史跡旧余市福原漁場は、明治十年から二十年代を全盛に余市の福原家が営んだ漁場で、江戸時代末から明治時代にかけての北海道日本海岸の漁業活動、とりわけ鯨漁を知ることのできる貴重な遺構であり、千石場所と言われた当時の漁場の姿をまとめて残しており、このことは北海道でも他に例がないことから、その価値が認められて昭和五十七年二月十二日、文化財保護法により国の史跡に指定され、その後昭和五十九年八月二十九日と昭和六十二年十二月二十五日に史跡の追加指定を受けた。

この漁場は、明治十三年頃から初代福原才七が浜中町の土地や建物等を買入れたりして手中におさめ、事業の拡大も計って明治二十年頃には、余市でも大きい漁業家となっていたが、度重なる悪条件のもとで所有者も度々変わり、大正六年に川内藤次郎が所有者となつてからは、川内家の本居として昭和五十八年頃まで居住していたが、昭和五十六年九月八日に川内家のご好意により、一連の建物が町に寄贈されたため町有財産として登記し、敷地については昭和五十七年から国及び道の補助を得て、年次計画で買収の上、郷土の貴重な遺産として保存することとした。

町は、ただちに北海道教育庁、文化庁の指導と助言を得て保存修理の計画をたて、修理事業費四億七千七百万円、国費及び北海道費を得て昭和五十八年七月着手、以来十一年八カ月を要して建物の復原・修理、周辺の環境整備が行われ、平成七年三月完了、往時をしのぶ漁場の再現を見るに至った。

余市町はもとより、関係者一同の深く喜びとするところであり、この貴重な国民的文化遺産を永く後世に継承する重要性をあらためて強くするものである。

この報告書は、工事の記録と工事中の調査に基づく各種資料をまとめたもので、これが文化財を広く世に紹介するとともに、後世に伝える資料として各界に利することの多きを期待している。

終りに、終始専門的立場から指導を賜った文化庁担当官及び北海道教育庁関係者、工事の設計監理及び本報告書の執筆と編集にあられた財団法人文化財建造物保存技術協会並びに環境整備設計業務を受け持たれた株式会社環境開発研究所、更にこの事業にご協力をいただいた関係者に対し深甚なる敬意を表するものである。

- 一、この報告書は、当旧余市福原漁場保存修理に関する国庫補助事業の一部として刊行されるものである。
- 二、編集にあたっては、今回工事の概要のほか、工事中の調査事項、発見物及びこの建物に関する各種参考資料などをまとめた。
- 三、図面及び写真については、工事中作製又は撮影した多数のうちから、図面については、記録保存図とその他の説明図を、写真については、修理前後及び工事中の記録と各種資料写真の主要なものを掲載することとした。
- 四、本書の執筆と編集は、財団法人文化財建造物保存技術協会と株式会社環境開発研究所及び余市町建設水道部住宅都市課並びに余市町教育委員会、余市水産博物館が分担した。

目次

第三章 建造物の保存修理

第一章 事業の概要

第一節	官報告示及び指定説明	1
第二節	建造物の規模	2
第三節	建造物の構造形式	2

第一節 建造物の概要

1	変遷と現状	10
2	今回の保存修理	14

第二節 主屋

1	調査（a 修理前破損状況 b 復原考察 c 形式技法）	18
2	工事実施仕様（a 仮設工事 雑工事）	18

第二章 保存修理工事の概要

第三節 文書倉

1	調査（a 修理前破損状況 b 復原考察 c 形式技法）	23
2	工事実施仕様（a 仮設工事 雑工事）	24

第一節 工事の運営及び経過

1	工事に至までの経過	4
2	工事の運営	4
3	工事の方針	4
4	工事の経過	5
5	工事の組織と関係者	5

第四節 米味噌倉

1	調査（a 修理前破損状況 b 復原考察 c 形式技法）	30
2	工事実施仕様（a 仮設工事 雑工事）	30

第二節 事業費

1	収入額	7
2	支出額	8

第五節 網倉

1	調査（a 修理前破損状況 b 復原考察 c 形式技法）	32
2	工事実施仕様（a 仮設工事 雑工事）	32

第六節 便所

1	調査（a 修理前破損状況 b 復原考察 c 形式技法）	33
2	工事実施仕様（a 仮設工事）雑工事）	33

第七節 物置

1	調査（a 修理前破損状況 b 復原考察 c 形式技法）	34
2	工事実施仕様（a 仮設工事）雑工事）	35

第八節 石蔵

1	調査（a 修理前破損状況 b 復原考察 c 形式技法）	35
2	工事実施仕様（a 仮設工事）雑工事）	36

第九節 雑倉

1	調査（a 修理前破損状況 b 復原考察 c 形式技法）	43
2	工事実施仕様（a 仮設工事）雑工事）	43

第十節 共通工事

1	共通仮設工事	46
2	共通工事	47

第四章 環境整備工事

第一節	環境整備の計画	54
第二節	地形造成工	54
第三節	排水工	55
第四節	園路工	56
第五節	水路工	60
第六節	納屋場・干場・白子干場工	64
第七節	照明工	67
第八節	境界柵工	67
第九節	植栽工	68
第十節	その他	69

付図

挿図Ⅰ・建造物の一部写真図面及び環境整備は全部を本文に挿入、その他は「図版」に収録
 写真Ⅰ・四〇頁分（一八〇枚）
 図面Ⅰ・三四頁分（三三枚）

第一章 事業の概要

第一節 官報告示及び指定説明

1 官報告示

○文部省告示第二十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和五十七年二月十二日

文部大臣 小川 平二

名称	所在地	地域
旧余市福原漁場	北海道余市郡余市町浜中町	一四七番ノ一、一四七番ノ二、一四七番ノ四、一五〇番ノ一、一五〇番ノ二〇、一五七番ノ一、一五八番ノ四

○文部省告示百二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡旧余市福原漁場（昭和五十七年文部省告示第二十号）に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和五十九年八月二十九日

文部大臣臨時代理 国務大臣 藤波 孝生

所在地	地域
北海道余市郡余市町浜中町	国有林余市事業区二九二林班い小班のうち実測三、三八七・八八平方メートル

備考 地域に関する実測図を北海道教育委員会及び余市町教育委員会に備え置いて縦欄に供する。

○文部省告示第百三十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡旧余市福原漁場（昭和五十七年文部省告示第二十号及び昭和五十九年文部省告示第百二十一号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

昭和六十二年十二月二十五日

文部大臣 中島源太郎

所在地	地域
北海道余市郡余市町浜中町	一五七番ノ二、一五七番ノ四、一五七番ノ五、一五七番ノ六、一五八番ノ三

2 指定理由

(ア) 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡6 (その他産業交通土木に関する遺跡)

(イ) 説明

北海道日本海岸の江差・寿都・余市・留萌等の沖合は、古くから鯨・鮭等の漁場として知られていた。ヨイチ(余市)は、場所請負制度下の江戸時代でも大きな場所として知られ、運上家が設けられていた。明治二年、場所請負制度は廃止され、表面上は独占的な生産と流通は否定されたが、旧請負人はなお大きな力をもっていた。

こうしたことを背景に、北海道の日本海岸には、江戸時代から漁業関係の建物が多く建てられた。

今回指定するのは、余市町の浜中町にすでに幕末から定住していたことが確認される福原家が経営する漁場のうち、主として建物の存在する部分と若干の干場である。現存する建物は、主屋、倉庫(文書倉)、倉庫(米・味噌倉)、倉庫(網倉)、便所、物置小屋の六棟である。舟倉、石蔵、作業場等は失われている。主屋は、約三分の一解体されて現存しないが典型的な平入型番屋建物であり、米・味噌倉と便所は、江戸後期の建築と考えられている。

北海道の江戸から明治時代にかけて漁業活動、とりわけ鯨漁を知ることができるとする諸遺構がほとんど失われてしまった今日、余市町浜中町の福原漁場は、その漁業活動を物語る諸建物が、一部は失われたとはいえ、よくまとまって遺存する好例であり、江戸時代の場所請負制度とその遺制及び明治時代の日本の漁業活動の一端を語る遺構として貴重である。

第二節 建造物の規模

名称	桁行 m	梁間 m	軒出 m	軒高 m	棟高 m	平面積 m ²	屋根面積 m ²
主屋	一九・四〇〇	二二・六六一	〇・七五八	三・五〇〇	六・四八四	二四七・四六五	三五・二二〇
文書倉	二二・七五八	六・三三三	〇・六〇六	八・七〇〇	二一・五五〇	八〇・九七六	一四・九八〇
米味噌倉	一六・一八〇	七・二七二	一・三〇三	四・四五〇	七・三三三	一三三・二〇五	二五・七六〇

網倉	便所	物置	石蔵	雑倉
七・七二二	四・三九三	六・三三三	二七・二七〇	一八・一八〇
五・四五四	二・七七七	三・六三六	一〇・八四〇	七・二七二
〇・四四五	〇・九〇九	〇・四四五	〇・四四五	—
四・〇〇〇	二・五〇〇	二・二五〇	五・四五四	—
五・七六六	三・五〇七	三・二一〇	七・八七七	—
三九・六六一	一一・九八一	二三・二三六	二七・九四〇	一三三・二〇五
六一・二六〇	三三・三三〇	四〇・〇二五	三六・八三三	—

※桁行：桁行両端柱間真、梁間：梁間両端柱間真、軒出：側柱真より広こま外下角まで、軒高：側廻り礎石上端から広こま外下角まで、棟高：側廻り礎石上端から棟頂まで、平面積：側柱内側面積、屋根面積：屋根平葺面積

第三節 建造物の構造形式

主屋 木造平屋建。屋根切妻柿葺。北(海)向き。桁行一〇間半の中央やや西寄りに背面までの幅一間半のトオリニワをもうけ、東側は傭漁夫(ヤン衆)の寝食空間(ネダイ・大炉あり)、西側は親方の居住空間とし、帳場・茶の間・座敷等をもうける。

文書倉 土蔵造。三階建地階付。一、二階木造大壁漆喰塗、地階布石積。屋根切妻棧瓦葺。東向き。正面(東面)に木造平屋建前室付き。

米味噌倉 木造平屋建。屋根切妻柿葺。北向き。内部を桁行四室に間仕切り、各室ごとに入出口をもうける。東西両端の室には二階をもうける。

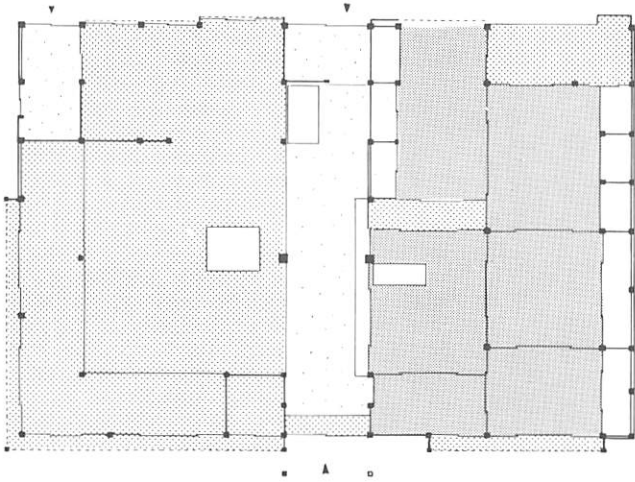
網倉 木造平屋建。屋根切妻垂鉛匹鉄板葺。北向き。外壁垂鉛引鉄板張。一部中二階をもうける。

便所 木造平屋建。屋根切妻柿葺。西向き。桁行四室に間仕切り、大便所三、小便所一をもうける。基礎を石積とし、床下全面を便槽とする。

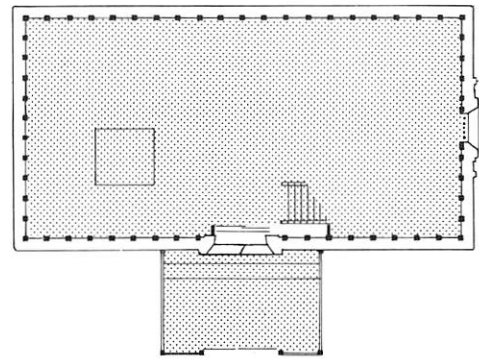
物置 木造平屋建。屋根切妻柿葺。西向き。桁行二室に間仕切りをもうける。土間叩き仕上。

石蔵 木造石張平屋建。屋根切妻棧瓦葺。前室（下屋）片流れ柿葺。東向き。

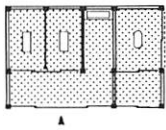
雑倉 布基礎のみ復原（木造二階建、屋根切妻柿葺）。



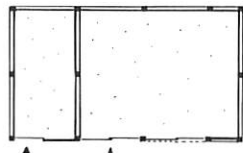
主 屋



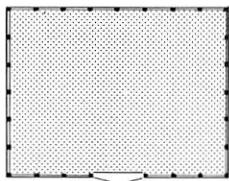
文 書 倉



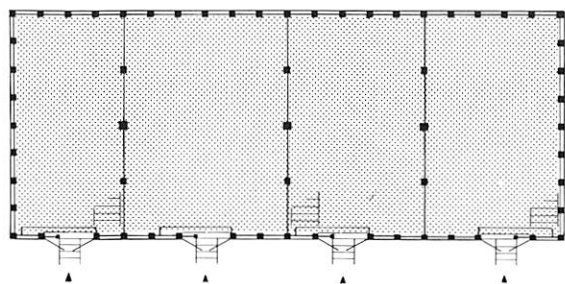
便 所



物 置



網 倉



米 味 噌 倉

第二章 保存修理工事の概要

第一節 工事の運営及び経過

1 工事に至るまでの経過

明治二年の開拓使設置により場所請負制度が廃止され、その後昭和初期に至るまで、地域はもとより北海道の生活文化・産業経済の振興に寄与してきた鯨漁場経営も、昭和二十九年の大漁を最後に鯨漁は皆無となり、必然的に衰退していった。

余市町では、郷土の貴重な遺産である福原漁場を保存すべく、土地建物の所有者川内氏と協議、昭和五十三年一月十二日付敷地と文書倉について余市町有形文化財の指定をなした。

その後、川内氏より建造物六棟が寄付されたが、居宅としていた主屋を除き他の五棟の建造物は老朽化が著しい状況にあるため、北海道教育庁を通じ文化庁に保存復旧について請願を行った。

福原漁場は往時の鯨漁場経営の遺構として、経営形態の旧状をまとめて残存する北海道内唯一のもので、その価値は大であることから、文化庁はじめ関係機関の慎重な調査研究の結果、敷地面積一万七百三十二平方メートル一七の中に主屋、文書倉、米・味噌倉、網倉、便所、物置の六棟及び敷地を一括として昭和五十七年二月十二日付をもって国の史跡指定を受け、永久に保護保存するに至った。

早速に、建造物保存修理の計画を文化庁係官の現地派遣を得て指導のもとに事業申請の認可され、設計監理は専門の財団法人文化財建造物保存技術協会に委託し、施工については指名競争入札方式とし、総事業費二億二百万円

工期四ヶ年をもってスタートすることとなり、昭和五十八年七月から着手等の諸準備を進め、九月三十日現地做起工式を行い本格的な施工に至った。

一方、土地問題については、昭和五十七年二月史跡指定地一万七百三十二平方メートル一七の内、昭和五十七年度に町有地分を除く主屋周辺（現国道より山側）四千六百六十五平方メートル二〇を補助金を得て余市町が買収、次いで昭和五十八年度には、残りの文書倉裏周辺（現国道より山側）五千八百九十二平方メートル七四も買収することができた。

また、昭和五十九年八月と昭和六十二年十二月に夫々史跡の追加指定地となった水路から沢町寄り周辺（現国道より山側）と既指定地に隣接する斜面地一千二百十五平方メートル五七については、平成四年度に六百八十八平方メートル五一を、平成五年度に三百三十三平方メートル〇六を買収できた。

2 工事の運営

本事業は余市町の直轄事業とし、予算編成経理関係は余市町教育委員会が担当し、工事の実施は余市町建設水道部住宅都市課が、建造物の設計監理業務は財団法人文化財建造物保存技術協会、更に環境整備設計業務は株式会社環境開発研究所に夫々委託し、文化庁、北海道教育庁の指導のもとに運営した。

また、事務執行にあたっては、文化財保護法、補助金に係る予算の適正化に関する法律及び同法施行令をはじめ、余市町財務或いは工事執行に関する諸条例、規則の他関係法規等を参照して処理した。

3 工事の方針

保存修理のための当初の事業計画は、昭和五十八年度より工期四ヶ年で主屋

や文書倉、米・味噌倉、網倉、便所、物置の建造物六棟を半解体し、遺構調査して往時の漁場を再現する方向で、総事業費は二億二百万円とし、昭和五十八年七月から着手することとし、石蔵と雑倉についても調査復原をはかることになった。

また、建造物の防災施設事業は、計画の途中において追加して実施する方針であり、更に環境整備事業についても、建造物工事等の進捗の推移を見極めながら、文化庁及び北海道の指導と助言、補助を得て工事を実施することとなった。

4 工事の経過

工事は、原則として指名競争入札により請負業者を決定し施工した。

初年度（昭和五十八年度）は、仮設工事として仮設事務所等の建設と、文書倉及び米・味噌倉の倉庫二棟について着手、半解体、揚屋、基礎工事等を実施した。

第二年度（昭和五十九年度）は、前年の文書倉、米・味噌倉工事の継続と主屋、物置、便所の三棟について破損箇所解体調査及び付屬下屋解体撤去等を実施した。

第三年度（昭和六十年）は、文書倉の屋根、左官、建具工事及び主屋の揚屋、基礎、木、屋根工事を実施し、米・味噌倉は六十一年度と六十二年で雑工事をすることとなった。また、復原をはかる石蔵と雑倉について基礎部の発掘調査を行った。

第四年度（昭和六十一年度）は、文書倉及び米・味噌倉については雑工事を実施し、文書倉は完了した。主屋は前年度に引き続いての施工であり、物置、便所については、半解体、基礎、木、屋根、雑工事を実施し完了。さらに、前

年度で調査できなかった雑倉の基礎部発掘調査も実施した。また、本年度より電気・火災報知等の防災施設工事に着手した。更に、環境整備とし土留工事を実施した。

第五年度（昭和六十二年）は、米・味噌倉と主屋について雑工事をもって完了し、新たに網倉と六十年に発掘調査を完了した石蔵に着手、網倉については半解体、揚屋、基礎、木、屋根工事を、石蔵については基礎、木工事を完了した。また、防災施設工事も継続実施した。

第六年度（昭和六十三年）は、網倉については二年目として板金、塗装、雑工事を実施し完了。石蔵については、石工事を中心に施工した。

第七年度（平成元年度）は、石蔵の基礎、木、石工事を実施した。

第八年度（平成二年度）は、前年度の継続として石蔵の基礎、木、石工事も、屋根工事を実施した。

第九年度（平成三年度）は、建造物についての最終段階を迎え、石蔵の下屋一式と雑倉の基礎工事を完了。これに伴い環境整備については、外柵、園路工事に着手した。

第十年度（平成四年度）は、防災工事の完了と、環境整備としては前年度からの継続工事の他、排水、植栽工事を施工した。

第十一年度（平成五年度）は、前年度からの継続として園路、排水、植栽工事も併せて納屋場の設置及び整地工事等を実施した。

第十二年度（平成六年度）は最終年度であり、水路、木橋、整地工事の施工と石標及び説明板、照明等の設備を施工し、十二年目に漸く竣工に至った。

5 工事組織と関係者

本事業のうち建造物設計監理のため現場に仮設事務所を開設、保存協会の技

術職員が常駐し、修理・復原設計、諸調査及び施工記録の他、建造物保存工事
 施工を監理した。

事業関係者と設計監理者、環境整備設計業者及び工事施工者並びに協力者は
 次の通りである。

事業関係者

余市町

町長	小柄 義信	阿部 省吾
助役	久保 鷹男	水野 勝一
収入役	豊島 万吉	長尾三四郎
建設水道部長	武田 清	石崎 稔
住宅都市課長	三浦 達美	村山 吉幸
住宅都市課主任技師	新谷 邦夫	利 輝夫
住宅都市課主幹	大竹 建五	玉田 詔一
住宅都市課係長	内田 良夫	中村 淳
	柳田 義孝	川瀬 順一
建設課長	大沢 博	
建設課係長	今 勉	奥田 利雄
	住友 義則	中根 卓男
以上、就任年度		
担当者	飯島 利明	小黒 雅文
	芳川 文俊	滝上 晃一

担当者については、五十音

余市町教育委員会

教育長

沢口 清

水門 博美

笹山 義孝

教育次長

相沢 忠治

西条 軍男

小松 一夫

社会教育課長

上野 盛

古川 義一

三浦 清治

文教施設整備対策室長

鈴木 治

長谷 欣弥

江戸 栄男

水産博物館長

鈴木 保

高橋 慶紀

社会教育係長

近藤 栄次

佐々木功治

永井 克憲

文化財係長

盛 昭史

以上、就任年度

担当者

石川 雄一

川村 真

小林 広勝

担当者

相馬征四郎

干場 隆利

細山 俊樹

担当者

領毛 芳博

担当者については、五十音

設計監理者

財団法人文化財建造物保存技術協会

理事長

太田博太郎

設計監理事務所長

高原 孝

企画室長代理

木村 勤

環境整備設計業者

環境整備設計業務委託

株式会社環境開発研究所

社長

後藤 守

技術第二部長

佐伯 利彦

技士

酒井 裕司

工事施工業者

建造物工事

亀田工業株式会社

社長 亀田 篤治

環境整備工事

松岡建設株式会社

社長 松岡 行雄

協力業者

ナトリ株式会社・北悠建設株式会社・株式会社 山田電建・

吉原種苗株式会社・日本海造園株式会社・株式会社テクセル

小樽支社・北海道森田ポンプ株式会社・前田製管株式会社・

株式会社ロークタカハシ

協力関係者

資料提供者 川内 滋

福原 正美

笹山 喜幸

本間 義晴

林 満

今 隼子

小林 漁場

用地協力者 川内 滋

宮谷 正人

宮谷 五郎

宮谷 和子

上野 和子

木下 千代

余市営林署

以上 順不同、敬称略

第二節 事業費

1 収入額

区分	金額	備考
総額	四七七、八八七、七四三円	補助率 五〇%
国庫補助金	二三八、九四〇、〇〇〇円	補助率 二五%
北海道補助金	一一三、〇〇〇、〇〇〇円	補助率 二五%
所有者負担金	一一五、九四七、七四三円	負担率 二五%
雑収入金	〇円	
昭和五十八年度	三五、八六〇、〇〇〇円	補助率 五〇%
国庫補助金	一七、九三〇、〇〇〇円	補助率 二五%
北海道補助金	八、〇〇〇、〇〇〇円	補助率 二五%
所有者負担金	九、九三〇、〇〇〇円	負担率 二五%
雑収入金	〇円	
昭和五十九年度	六四、〇〇〇、〇〇〇円	補助率 五〇%
国庫補助金	三二、〇〇〇、〇〇〇円	補助率 二五%
北海道補助金	一六、〇〇〇、〇〇〇円	補助率 二五%
所有者負担金	一六、〇〇〇、〇〇〇円	負担率 二五%
雑収入金	〇円	
昭和六十年年度	六〇、〇〇〇、〇〇〇円	補助率 五〇%
国庫補助金	三〇、〇〇〇、〇〇〇円	補助率 二五%
北海道補助金	一五、〇〇〇、〇〇〇円	補助率 二五%
所有者負担金	一五、〇〇〇、〇〇〇円	負担率 二五%
雑収入金	〇円	
昭和六十一年度	五五、七六〇、〇〇〇円	補助率 五〇%
国庫補助金	二七、八八〇、〇〇〇円	補助率 二五%
北海道補助金	一三、〇〇〇、〇〇〇円	補助率 二五%
所有者負担金	一四、八八〇、〇〇〇円	負担率 二五%
雑収入金	〇円	
昭和六十二年度	一一、〇〇〇、〇〇〇円	補助率 五〇%
国庫補助金	一、〇〇〇、〇〇〇円	補助率 二五%
北海道補助金	五、〇〇〇、〇〇〇円	補助率 二五%
所有者負担金	六、〇〇〇、〇〇〇円	負担率 二五%
雑収入金	〇円	

共通仮設 環境整備 設計等委託 その他	二、〇〇〇、〇〇〇円 一〇、一九二、〇〇〇円 一一、一三六、〇〇〇円 二、三八〇、〇〇〇円	土留 事務経費
昭和六十二年 主屋 米・味噌倉 網倉 石蔵 共通防災 共通仮設 設計等委託 その他	二二、〇〇〇、〇〇〇円 六二七、〇〇〇円 六二〇、〇〇〇円 五、二八〇、〇〇〇円 五、六八四、一五〇円 一、二四四、〇〇〇円 一、七五七、八五〇円 四、三八〇、〇〇〇円 二、四〇七、〇〇〇円	建具・雑 雑 解体・揚屋・基礎等一式 基礎・木 電気・防災施設（火報他） 事務経費
昭和六十三年 網倉 石蔵 共通仮設 設計等委託 その他	二二、〇〇〇、〇〇〇円 一、九七二、〇〇〇円 一、三四一、〇〇〇円 二、一二八、〇〇〇円 四、三八〇、〇〇〇円 二、一七九、〇〇〇円	仮設・木・屋根・板金 仮設・基礎・木・石 事務経費
平成元年度 石蔵 共通仮設 設計等委託 その他	二八、五一七、三一〇円 一九、七二〇、三八〇円 二、〇九五、〇二〇円 四、九五四、三〇〇円 一、七四七、六一〇円	仮設・木・石 事務経費
平成二年度 石蔵 共通仮設 設計等委託 その他	四二、八二五、〇〇〇円 三六、六八六、五四〇円 二、一四四、四六〇円 三、四九二、七三〇円 五〇一、二七〇円	仮設・基礎・木・石・屋根 事務経費
平成三年度 石蔵 雑倉 共通仮設 環境整備 設計等委託 その他	三八、〇〇三、六三九円 二四、七〇一、四六〇円 四、五三二、〇〇〇円 一、〇四八、五四〇円 二、七八八、二一〇円 四、四一四、五八〇円 五一八、八四九円	下屋一式 基礎 外柵・園路 事務経費

平成四年度 共通防災 環境整備 設計等委託 その他	四二、六八〇、〇〇七円 二六、八八三、〇〇〇円 九、〇四二、三七〇円 六、二八三、〇〇〇円 四七一、六三七円	防災施設 外柵・園路・排水・植栽 事務経費
平成五年度 環境整備 その他	四〇、二四一、七八七円 三九、九七九、四五〇円 二六二、三三七円	園路・排水・植栽・納屋場・整地 事務経費
平成六年度 環境整備 共通仮設 その他	二六、〇〇〇、〇〇〇円 二〇、〇九六、〇〇〇円 二、五五四、〇〇〇円 三、三五〇、〇〇〇円	水路・木橋・石標・説明板・照明 事務経費

第三章 建造物の保存修理

第一節 建造物の概要

1 変遷と現状

幕藩時代の余市 余市の地は、元文年代から安永年代の頃（一七三六一—一七八〇）までは松前藩臣の直商場であったが、十九世紀にはいると請負制（注1）になり、松前材木屋藤右衛門と天満屋三四郎が請負い、この頃にはわずかながら建物も存在していた（注2）。

これは、安永三年（一七七三）、知行主松前平角の家臣が檜山郡上ノ国石崎村西在汐吹（現檜山支庁上ノ国町字汐吹）の漁夫八十三名を引き連れて来て、山碓・浜中の二村を開き、海産干場や漁場施設を設け、終漁後も番人として越年者を残したからであろう。

その後、場所請負人は、文化三年（一八〇三）に松前の豪商藤野喜兵衛に、そして文政三年（一八二〇）から幕末までは同じく松前の竹屋林長左衛門と移った。この頃の余市地方の運上金は、後志地方三千四百五十七両のうち、五百三十三両という高額で、漁獲高が大きかった（注3）。

安政三年（一八五六）の『西蝦夷日誌』では、山碓・沖中は「人家櫛比して蝦夷地の心せざるなり…此辺料理やまた浜千鳥といへる賤妓等有て三絃太鼓の音等せり…」と表現していることから、人家・建物等は相当にあったことがわかる。

福原漁場土地所有の変遷 余市の地（現在の余市町西部地区）が開けるのは、十八世紀の後半に場所に場所請負制がはじまったところから（注4）、文政三年（一八〇四）に場所請負人が林長左衛門に替わり、嘉永六年（一八五三）

には運上家も建て替えられ道路もつきつきに開削拡張整備されだしてから和人定住がはじまった（注5）。

初代福原才七は、安政年間から父母と共に余市の浜中へ練漁の出稼ぎ（居は檜山郡汐吹）に来ていたようで、明治十七年にはすでに浜中四十二番地に居住し、この頃この近隣の土地建物や漁船を矢継ぎ早に手中におさめ、浜中四十二番地の土地・建物も明治十八年に猪俣安之丞から買い入れ、事業拡大に努めている。そして、明治二十八年には、追い練のためか、道北の宗谷国利尻へ転籍するが、明治三十二年には余市へ戻り、翌三十三年この地で死亡、その子次郎が家督相続し、二代目才七を襲名する。そして、明治三十四年に浜中四十二番地の土地と建物を大村由太郎へ抵当（注6）に入れ、事業資金を借用して事業拡大を計ろうとするが、明治三十五年十月、余市湾は大しけとなり、船の破損は勿論のこと、多数の乗組員も遭難するという大被害をうけ、翌三十六年に小黒浜蔵から前回と同一の抵当物件で借入金は四分の三という悪条件をも承知で借り入れる。しかし、ついに返済出来ず、わずか数十年で所有は小黒浜蔵（注7）へと移る。

小黒家は余市でも屈指の大漁業家で、祖は檜山国江差五勝手手の漁家小黒嘉衛右門の支配人を努め、慶応年間余市で独立漁業をなす時主人の小黒姓を分与され、居を沖村五十番地とし（注8）、一つ時は十一か統もの練建網を経営した。明治四十四年、更に事業拡大を計ったのか同地三十一番地に居住していた川内藤次郎の漁業権を借りた。しかし、この年は二十年以来とも云われる不漁で失敗。大正元年に、旧福原才七所有であったこの浜中四十二番地と付近の土地・建物と漁具類までを川内家に売却した。

川内家の祖は近江国の出身と云い、幕末頃には松前炭焼村に居住し、余市方面へ出稼ぎ漁業をなし（注9）、明治五年には沖村に三千余坪の干場を所有していた。明治二十年代に入ると沖村三十一番地に居も移し、漁業に励んでいる

が、川内家は明治四十二年の「小樽区七郡案内」にも余市の主たる建網漁家十四名中十二番目に位置しているが(注10)、「建網二か統。不漁に備え果樹・水田の経営をする」と漁業専業ではなく多角経営をなし大正三年には十三番中九番にまで発展している。しかし、大正五年この経営方針が不幸にも的の中、十二月二十七～三十日間の古老も経験ないと云う大しけを受ける(注11)。一方この頃になると余市町東部地区は鉄道開通後の発展著しく、川内家も本居をこの浜中にするにこし、従来の主屋を解体し、翌六年現主屋を新築(転用材多数)する。

建物の変遷 敷地内の建物の変遷を知る資料として次の史料がある。

史料(1) 「後志盛業図録」 明治二十一年

史料(2) 「不動産売渡証書添付図面(配置図)」 明治三十四年十月二十二日

史料(3) 「不動産売渡証書」 大正元年十一月十八日

史料(4) 「付属建物増築登記申請添付図面(配置図)」 大正三年二月二十三日

史料(5) 「建物変更登記済証添付図面」 大正六年二月八日

史料(6) 「所有権保存登記申請添付図面(配置図)」 大正六年二月十三日

明治十年代後半には立派な福原才七の漁場(家屋と作業地)が存していたことは、『後志盛業図録』からも明らかである。その後増改築を繰り返して現在にいたっていることがわかる。以下に個々の建物について考察する。

① 主屋

史料(1)の図録にみる主屋の建築年代と建て替えの時期は定かでない。明治三十六年、福原才七は小黒濱蔵へこの浜中の漁場を売却するが、それ以前の明治三十四年の図面では二棟の建物が描かれている。これが(1)と同一の建物であるかどうかは判別ができない。史料(2)で、手前の一棟は第一号と標示があり、主屋とみられ、桁葎木造平屋百貳拾五坪五合とある。図面ではし形をし、各面の間数も記入され現状とは異なる大きな建物が存じていた。

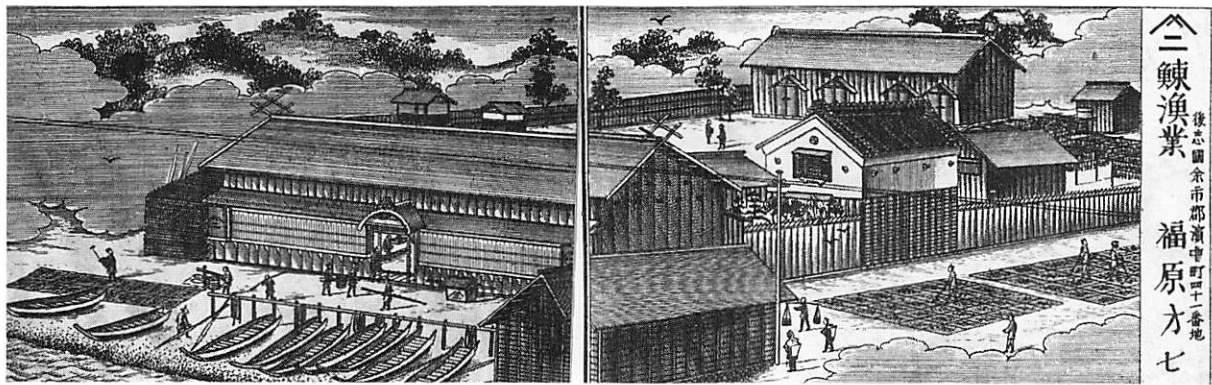


図1 史料(1)「後志盛業図録」部分 明治21年

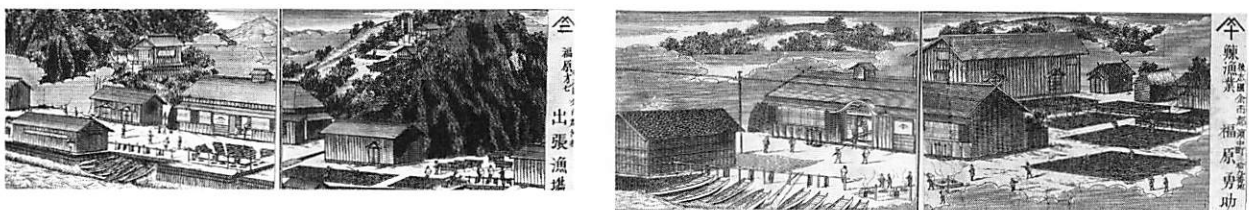


図2 参考資料「後志盛業図録」部分

大正元年、小黒濱蔵は川内藤次郎に売渡しているが、この時の主屋は明治三十六年の規模からまだ変更はない。大正三年の時点でも主屋の変更はない。その後主屋は、大正六年二月八日、主屋は取り壊され、同月十三日には、木造葺木造建坪五拾五合が登記される。他方、工事中に発見した棟札は大正五年七月二十七日付けである。また、当時川内家の本居のあった余市沖村は鯨漁には大漁を期待できる地勢であったが陸路は不便な地で、加えて余市に鉄道が開通した明治三十六年以降は余市川の東部の発展著しく、出荷輸送等のためには浜中は適地であった。これから推考すると、川内家では本拠地を浜中へ移す計画をし、大正五年に再建、その登記手続きはやや遅れたのであろう。その後、更に手狭となり、現存の七十七坪に増改築したと考えられる。

② 文書倉

この建物の創建年代を示す史料は得られなかったが、史料(1)に描かれている建物がこれに該当するとみられ、明治十年代の創建と考えられる。明治三十四年には史料(2)のとおり、「第貳号 瓦葺土蔵三階付」とあり、以降史料(3)で「第貳号 付属瓦葺三階付土蔵 老棟」、史料(4)で「貳号 土蔵」、史料(5)、(6)で「老号 土蔵」とあらわしている。

③ 米味噌倉

史料(1)の敷地の奥にある建物が現存の建物である。工事中に化粧野地の墨書から明治十三年と判明し、かつその外観が史料(1)と一致する。史料(2)の明治四十三年の図で、主屋のある敷地の南辺にある建物が米味噌倉に該当し、「第貳号 葺木造板庫老棟」とあり、さらに坪数が此坪四拾坪、間数が長手十、短手四と示されていて、現状と一致する。

④ 網倉

史料(1)には現在地付近に現存の建物と同規模程度の建物が描かれているが、同史料にある他の現存する建物(文書倉・米味噌倉)は和釘がつかわれていて

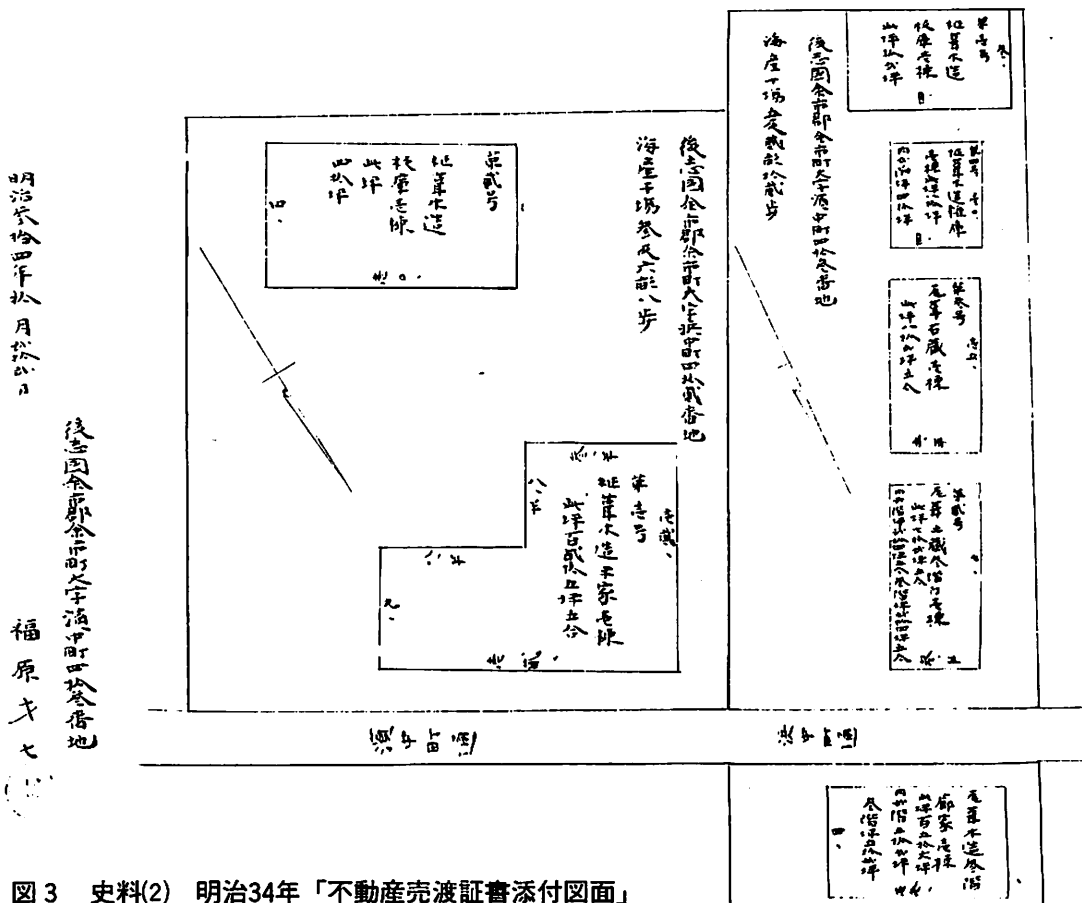


図3 史料(2) 明治34年「不動産売渡証書添付図面」

おおよその年代が確認できるのに比べ、ここでは洋釘が用いられているので、のちに建て替えられた建物であると考えられる。また、史料(2)の明治三十四年の図にも「第壹号 榎茸木造板庫壹棟」とあるが、史料(4)の図にはなく、史料(5)の主屋再建登記のさいに「第九号 網倉」として現われ、規模も記された間数が現存建物と一致する。川内家の伝によれば、うしろの小川の流水で大破して立て替えたことがあるという。これらのことから、史料(1)にある建物が明治三十四年以降に大破して大正三年にはすでになく、その後大正六年までに現存の網倉が建てられたことが推定できる。

⑤ 便所

この建物は、「廁」と称して大正三年の追加登記で物置（「雑庫」と表示）とともに現われる。しかしこの年代は、翌年に主屋の立て替えをひかえており、その前年に新築したとは考えがたい。それ以前の史料に記載がないが、登記書に評価額の小さい建物が省略された可能性もある。

⑥ 物置

史料(4)の大正三年の図に現われる「七号 雑庫」と称する建物が現在の物置と考えられる。同図では便所に接続して三間×二間となっているが、実際には役一間離れて三間半×二間である。この建物の創建は、便所と比べて部材が新しく感じられ、これが書類どおり大正三年であるかもしれない。

⑦ 石蔵

礎石の一部を残すのみで、すでに撤去されて跡地は、畑地となっていた。史料(1)の同所にある建物は規模が小さく外観もことなるので、この当時はまだ別な建物であったことがわかる。史料(2)の明治三十四年に現在の建物が現われる。「第参号 瓦葺石蔵壹棟」で、坪数は八十二坪五合、桁行十五間、梁間五間半と記され、史料(5)になると下屋が正確に表われていて、それぞれ現存の建物と合致する。

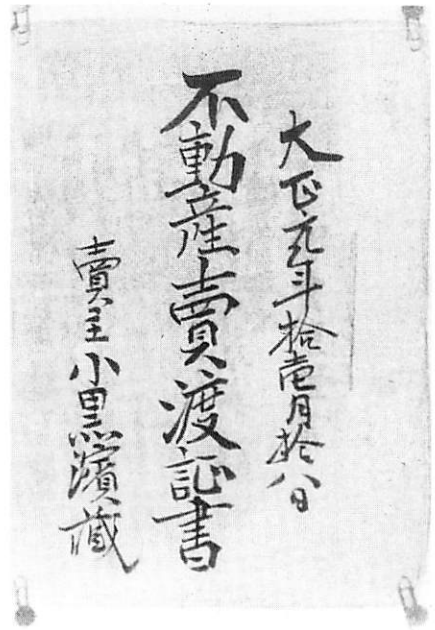
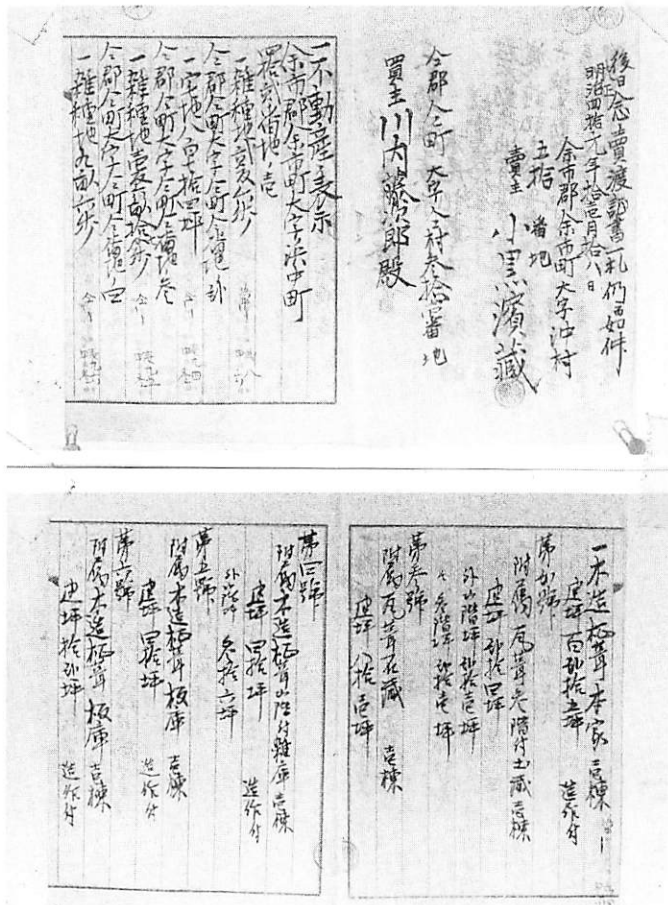


図4 史料(3) 大正元年「不動産売渡証書」

⑧ 雑倉

これも現存せず、畑地となっていた。史料(1)にはこの位置に建物はない。史料(2)で、「榎茸木造雑庫壹棟」として、「内式附四拾坪」とあり、桁行十間、梁間四間と記されている。この平面規模が発掘調査による遺構に合致する。史料(3)の書類では「建坪四拾坪外二階參拾六坪」とあり、二階の坪数が異なる。また、昭和十四年の売渡書には「木造並鉛(鉄板)葺貳階建雑庫 建坪四拾坪外貳階及參階付」と記されており、一階平面以外はそれぞれに異なるために、正確にはわからない。

以上によつて建物も創建年代を整理すると、つぎのようになる。

- 主屋 大正六年以前
- 文書倉 明治十年代
- 米味噌蔵 明治十三年
- 網倉 大正三年
- 便所 大正三年以前、明治二十年代か
- 物置 大正三年
- 石蔵 明治三十四年以前(今回復原)
- 雑倉 明治三十四年以前(今回基礎のみ復原)

2 今回の保存修理

現存の建物と、失われながらも存在が確認された建物をふくめ、全体として大正六年の所有権登記申請にみる状態までさかのぼつて復原が可能であり、同時期にこの鯨漁場の姿をもつとも正確にあらわすことができるかと判断し、その年代に全体を復原整備することとした。

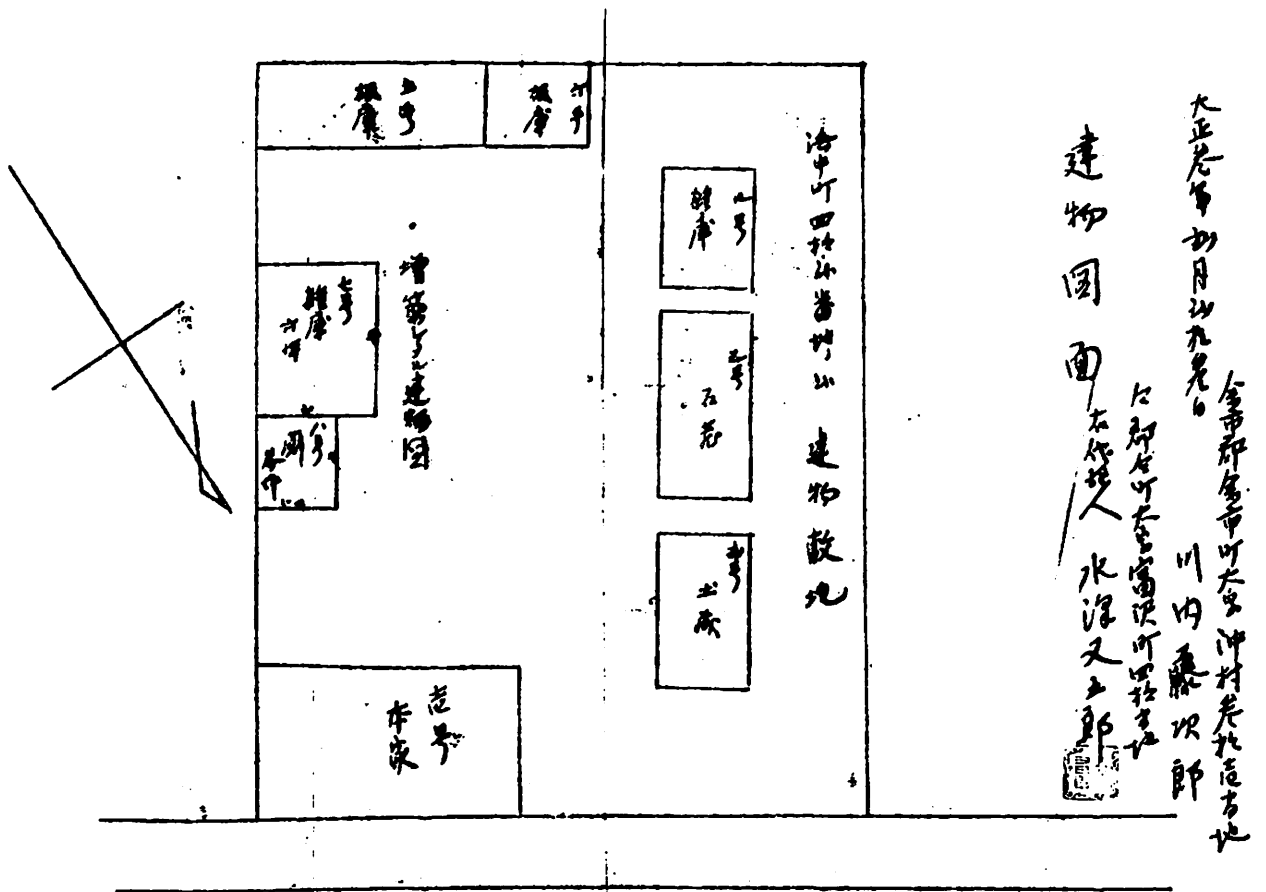


図5 史料(4) 大正3年「付属建物増築登記申請添付図面」

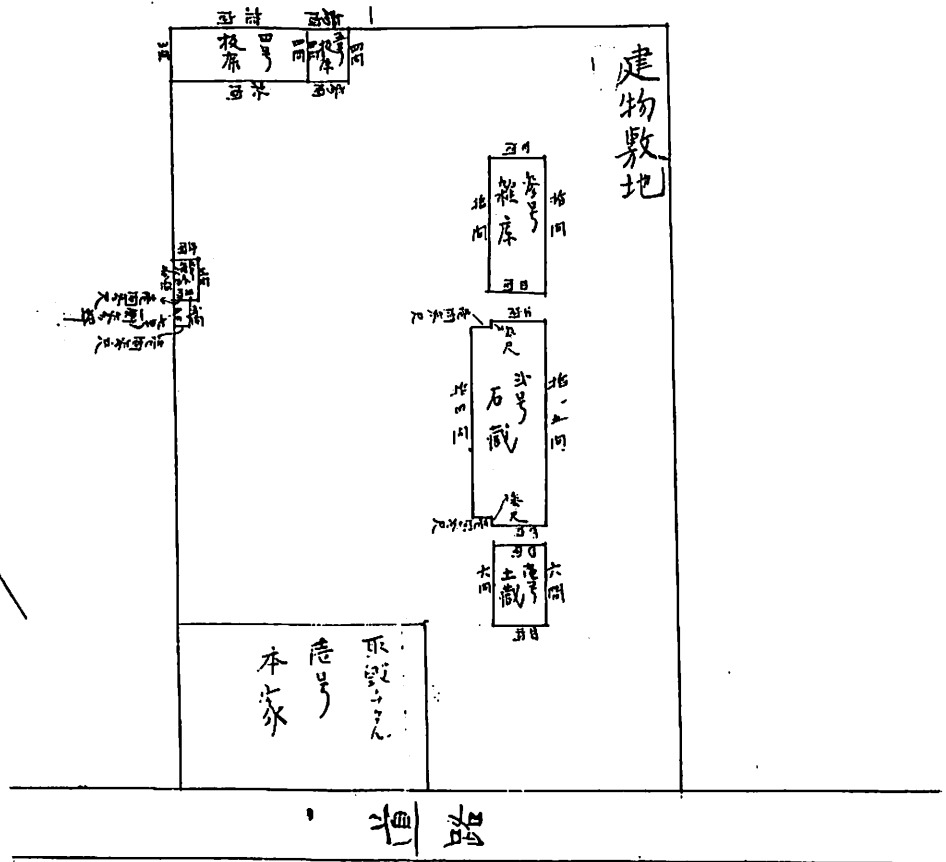


図6 史料(5) 大正6年2月8日「建物変更登記済証添付図面」

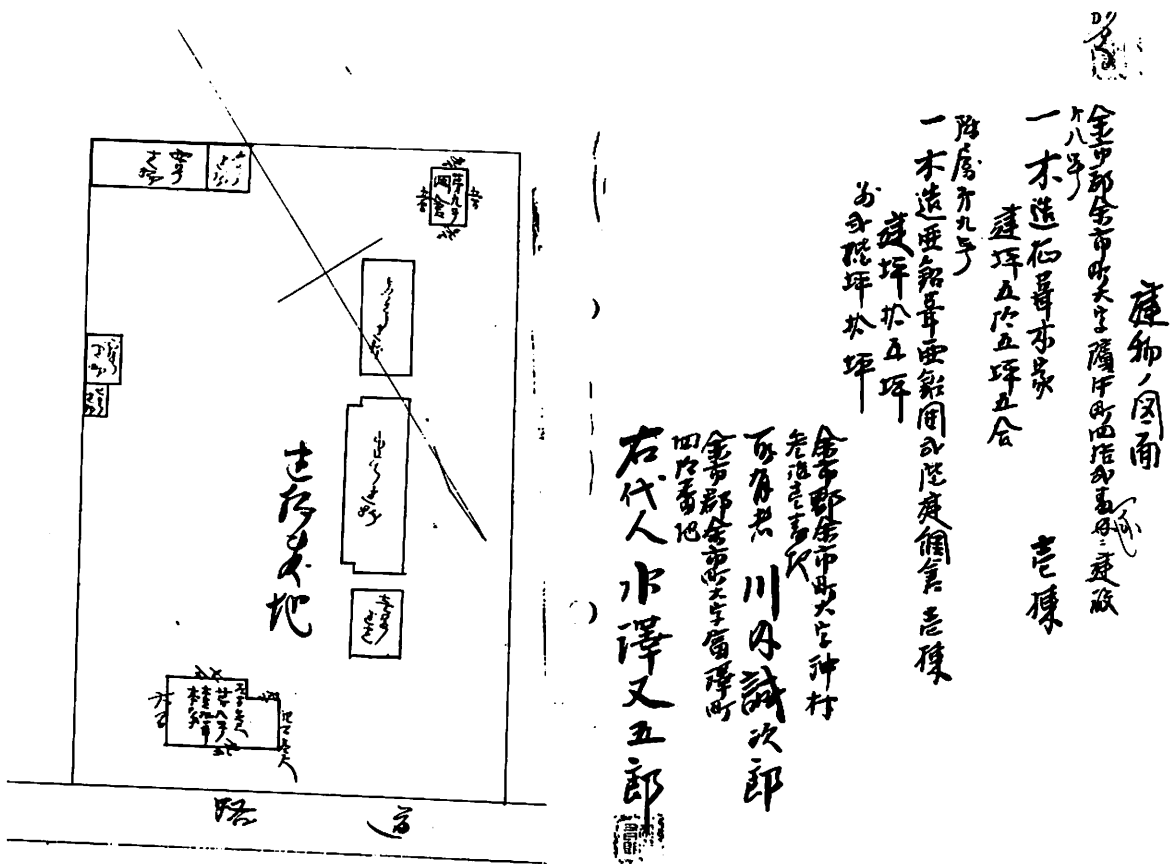


図7 史料(6) 大正6年2月13日「所有権保存登記申請添付図面」

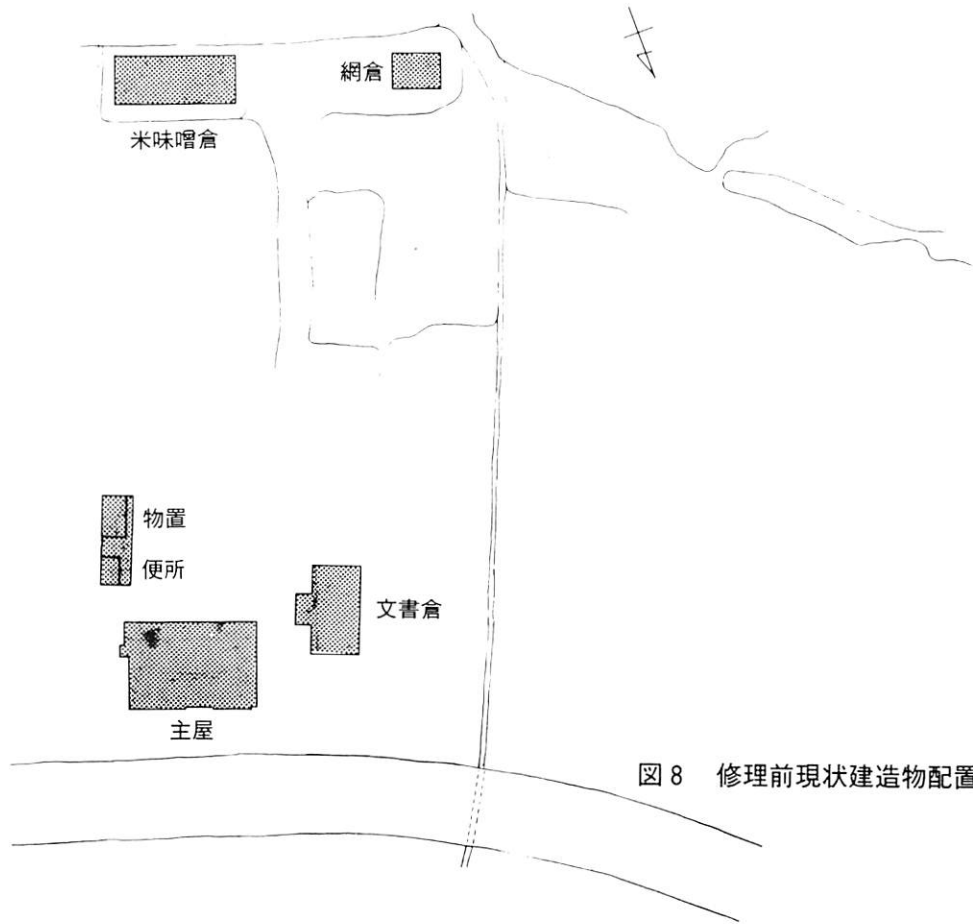


図8 修理前現状建造物配置

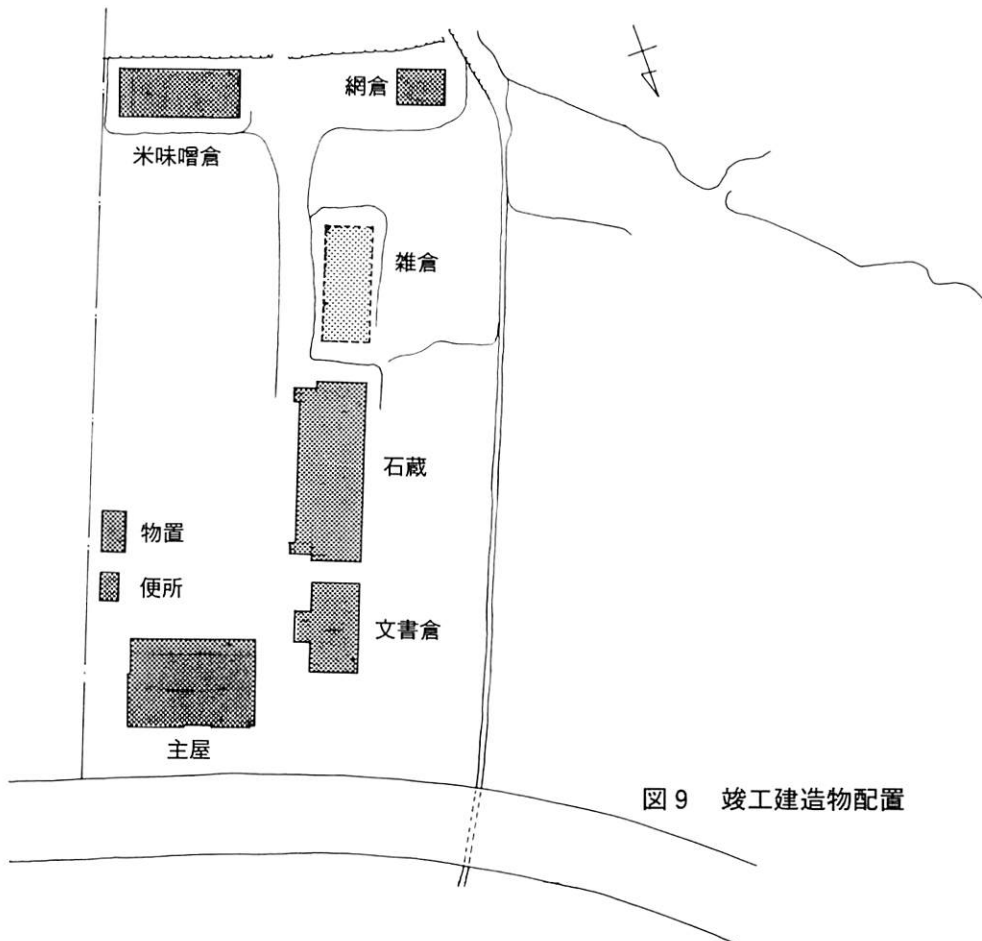


図9 竣工建造物配置

(注1) 『蝦夷草紙』(天明六年 一七八六)

(注2) 『西蝦夷行程記』より作成。

(注3) 文政年間(一八一八―一八二九)の後志地方十三場所のうち一番で約一五・四%を占める。これも安政三年(一八五六)に、元禄元年(一六八八)以来の積丹半島(神威岬)以北の婦女子禁制が解かれ、往来が多くなったのが一因かもしれない。

(注4) 『蝦夷草紙』(天明六年 一七八六)には、

上ヨイチ 松前八兵衛(松前材木屋藤右衛門・天満屋三四郎)

下ヨイチ 松前左膳 天満屋三四郎

とあり、その後の文化三年(一八〇六)には松前の豪商藤野喜兵衛が請け負う。

(注5) 『重要文化財旧下ヨイチ運上家保存修理工事報告書』参照。

(注6) 福原家文書(土地の所有移動と共に引き継がれ現在余市町所有)

(注7) (注3)に同じ。

(注8) 『開道五十年記念 北海道』(再版、大正十年)による。

(注9) (注5)に同じ。

(注10) 『小樽区七郡案内』による。

(注11) 『余市漁業発達史』(昭和四十一年)による。

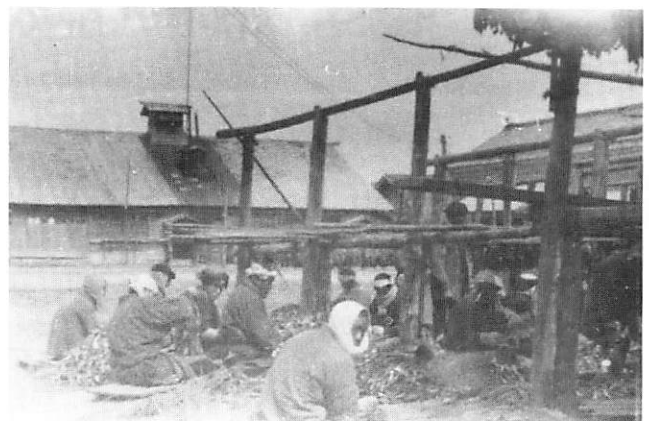
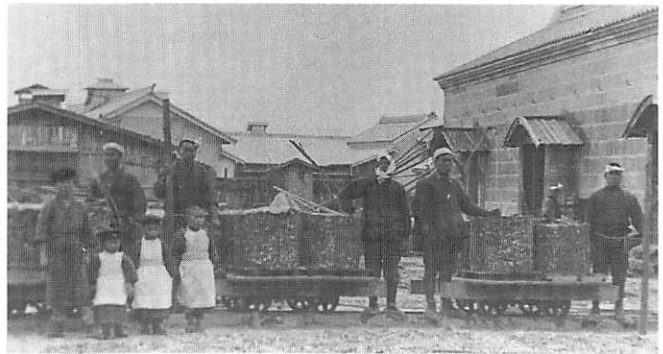


図10 参考古写真

第二節 主屋

1 破損状況

今回の保存修理直前まで川内家が居住し、屋敷内で農業を営んでいたため、他の建物が物置としてほとんど使用されずに腐朽がすすんでいたのに比べ、主屋は住宅として使用し、手入れされてきたので、概ね健全な状態にあった。

敷地と前の海岸の間を国道が通り、主屋はこの道路に面して立っている。国道改修の際、かさあげされたため、周辺の水捌けが極端に悪化し、一帯の敷地は湿度の高い状態になっていた。また、冬期間は海から吹き付ける雪が吹き溜りとなり、国道の排雪が敷地内に溜り、春先の融雪期には主屋の周辺が水溜まりとなった。これらの湿気は基礎石の不陸、土台・柱根その他の軸組と床組の部材の腐朽を早めていた。

軸組には多少の傾斜がみられたが、構造的に不安となるほどの変形は生じていなかった。

屋根はもと葺葺であるが、その後現在の鉄板葺となり、幾度となく繕い修理されて維持されてきた。

2 保存修理工事実施仕様

a 通則

本仕様にしたがって文化財の保存修理として行った。記載外の事項は監督員の指示によって施工した。材料は検査を行い、合格したものを使用した。施工の際は、施工図・現寸図等を作成した。スチールテープをうつつしたヒバ材の間棹を作成し、全工事を通じての基準尺度とした。

b 一部解体工事

内便所の解体調査及び後世の改変箇所解体

c 素屋根工事（共通仮設工事は別項）

構造 建地は鋼管組三段とし、小屋は切妻に単管にて合掌を組み立て、各継手クランプ締めにした。母屋は木製なまし鉄線締め、屋根は亜鉛引波形鉄板葺とした。建物は周囲は鉄管枠組下方二段を防炎シートで囲い、その他の部分は合板張り（ただし要所は明かり取りに合成樹脂波形板張り）にした。各段への昇降は鋼製階段とし、手摺りを設けた。

工法 軒先より約四〇cm外に鋼管枠組建地を立てる。足元は歩み板を敷き、ジャッキベースを釘にて固定し、通りよく不陸の生じないように調整した。

合掌位置のみ鋼管枠組建地を単管で補強した。野地は、母屋を約八五cm内外になまし鉄線締めとした。建地外周の正面及び両側面は胴縁をなまし鉄線で締め、合板を釘打ちした。要所の合成樹脂波板は傘釘打ちとした。防炎シートは鉄線で目抜きして足場材に緊結した。

d 屋根解体工事

計画 素屋根建設後に野地まで全面解体

調査 古い土居葺の残存している箇所はその工法を調査し、古い野地木舞の残存範囲も記録した。

運搬及び古材整理 解体材のうち、鉄板類は一部サンプリングのみを残し、他は場外へ搬出し、処分した。後世に補足した野地板及び当初の野地木舞で、再用可能なものは保存小屋に格納整理した。

特記 解体木材の取り扱いは、再用を前提に釘抜きの際にでも部材に損

図11 主屋基礎の修理・補強

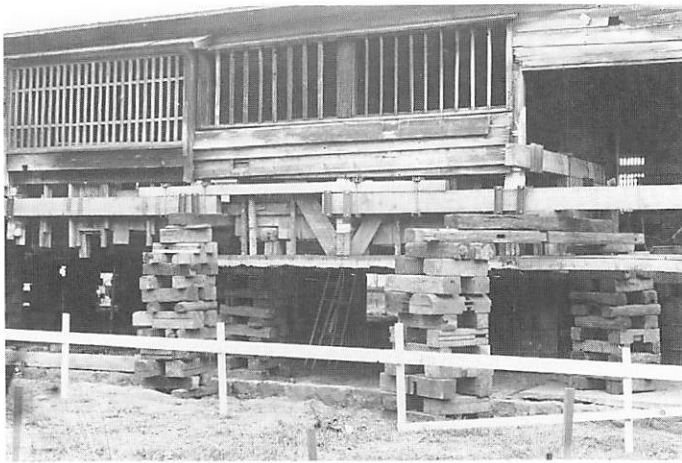
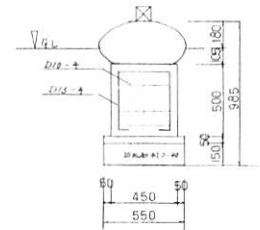
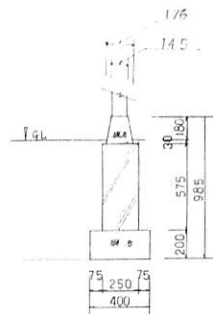
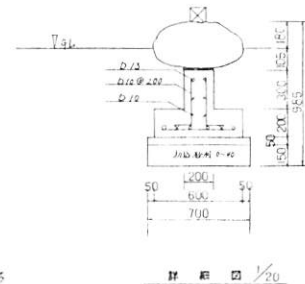
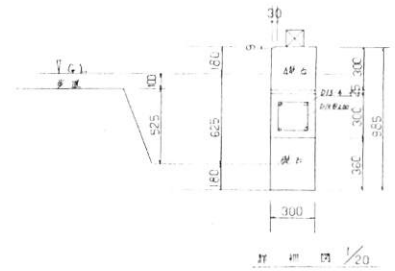


図12 主屋揚屋工事

傷を与えないよう丁寧に取り扱った。

e 揚屋工事

計画 建物を約一・五m高まで揚屋し、基礎工事及び木工事のうち、土台・柱根等の補修が完了後、約〇・五m下げて基礎工を行い、諸工事終了後、約五〇cm地上げしてもとの位置に降ろした。

準備 各柱・差物等を発砲スチロールシートや麻袋包み、当て木で養生

し、荷重のかかる主要柱を挟むようにジャッキ受木（または鋼材）を両側からあて、この受材を箱金物で緊結し、各柱を固定した。また、軸組要所はワイヤロープを対角線状にターンバックルで緊結した。ついで、所定の位置に盤木を置き、ジャッキを配置し、水平に据えた。

揚げ方 不陸・傾斜の修正をなした後、主要柱に1cm間隔の目盛を付したテープを所定の高さに固定した。ついで、東方から西方へ、西方から東方へと徐々に持ち揚げを繰り返して、一回の揚げ高さは最大3cmとした。仕口、ほぞ等に損傷を与えないよう、また建物が横滑りしないよう留意して慎重に作業をおこなった。揚げ方が終了した後は、ジャッキ受木に枕木を井桁に組んで積み楔を飼い込んで建物を固定し、ジャッキをすべて取り除いて基礎工事に備えた。

下げ方 基礎工事の完了後、揚げ方と逆の順序で、建物位置・水平・傾きなどを修正しながら基礎まで下げ、正確に据えたことを確認したのちジャッキを取り外した。

f 基礎工事

計画 地上げした。外周布基礎石に養生をなし、上に鉄筋コンクリートの布基礎をもうけて新たな布基礎石を据え、内部の独立基礎はいったん掘り起こしてコンクリート基礎を設けたうえで据え直した。建物から約3mの範囲を

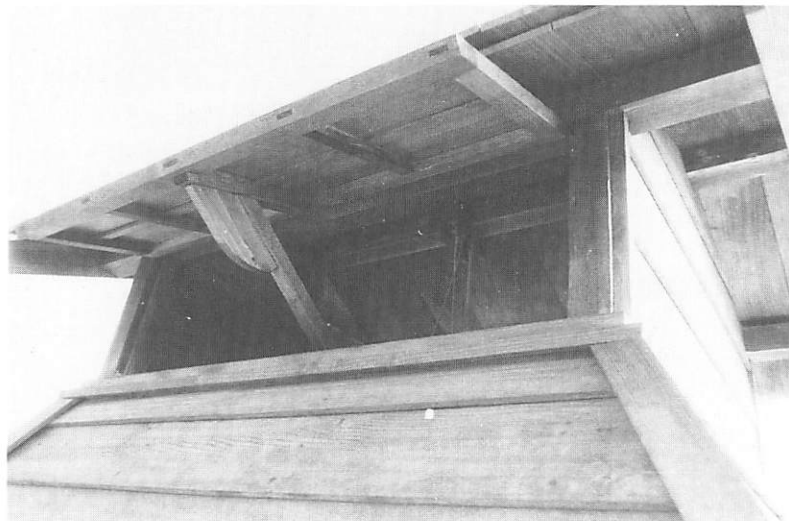
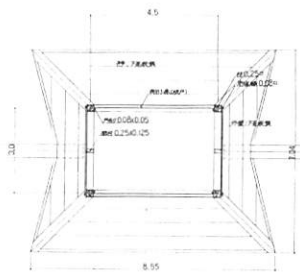
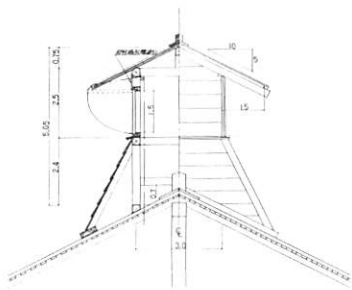


図13 主屋煙出しの復原

盛土した。

資材 鉄筋はSD30、コンクリートは捨てコンクリート一五〇kg/cm・一五cm、ベース一八〇kg/cm・一五cm、布基礎一八〇kg/cm・一八cm。布石は札幌軟石（凝灰岩）、長さ約一m、幅三〇cm、厚さ三〇cm、外面は在来に倣い化粧仕上げとし、補強に黄銅丸棒製だばを使用。内部束石は川石（在来材再用）。盛土は砂気の多い山土とした。

工法 外周の布基礎は、ビニールフィルムで養生をなし、その上を鉄筋コンクリート基礎を設けて覆った。新たに上に設けた布基礎石はすべて新材とし、下の当初基礎に倣い加工して通りよく不陸のないよう据付けた。内部の礎石は再用のため、方位・番付を付して掘り起こした。新たに砕石地業をほどこし、コンクリート独立基礎を設けたうえで在来の川原石を据付けた。

「ニワ」は地上げした高さの土間仕上げ面から約一二cmしたに鉄筋コンクリートのスラブを設けた。

g 木工事

再用材 当初材は、破損・腐朽などの支障のない限りつとめて再用した。

取替材 取替または復原・整備などにより新たに補足した材料は、旧来と同材種・同形・同工法で行なうことを原則とした。木材は左記を標準とした。

化粧材 土台 マツ小節材

柱根継手 マツ上小節材

野物材 大引 マツ一等材

鉄物 在来品に倣うことを原則とし、規格品でまにあわない部分はそれにあわせて製作した。見え隠れに使用する釘・金物類は規格品とした。

部材の繕い 再用材のうち、腐朽部分はよく乾燥した良質の材料で修理し、後世の改造等で設けた仕口や継手等は、不用の古材で埋木・矧木を行なう。修

理の際の接着剤は、小さいものは木工用ボンド、柱・桁等構造強度を要する部分の継手・仕口はエポキシ系樹脂とし、見え隠れから釘打ち止めとした。柱の根継は、短いものは十文字ほど、長いものは隠し金輪継を原則とした。なお、柱貫穴痕のうち、現状で矧木で隠していたものは、その部材がもともと転用材であることを示しており、資料としてそれを残すために、完穴痕への埋木は接着を用いなかった。

新材加工 継手・仕口、表面加工などを十分調査のうえ、在来の部材に倣って製作する。

古色塗 新しく補足した木部の表面には、古色塗をほどこし、木部全体の調和をはかる。古色塗の仕様は、トーチ焼き、薄墨塗などとする。

烙印押 新しく補足した木材には、見え隠れに修理の年号を刻した焼印を押した。

組立・補強 従来の組立順序にそって組み上げた。当初材の柱根等建物の基幹寸法の要点となる箇所は、切削をしないよう注意した。また、構造上不安定とみられる部分は添板・金物等を用いて補強した。

h 屋根工事

計画 当初の状態である葺葺に復原した。ただし、葺材は本来のエゾマツ・トドマツの類は用いず、社寺建築等で判既製のに広く使われているサワラ材を用い、板長さも一尺とした。

材料	大屋根	サワラ手割	長さ二〇cm	厚さ一・一cm	一枚
	庇			厚さ一・八cm	一枚
軒付裏板	大屋根		長さ一五cm	厚さ一・二cm	三枚
軒付板	庇				二枚

平葺板

大屋根 〃 長さ三〇cm 厚さ五mm 葺足四五mm
庇 〃 〃 葺足三〇mm

水切銅板

竹 釘

差込銅板

工法

イ 軒付裏板

板尻を約五mm削り落とし、下端鉋削り仕上げとし、広木舞より三六mm出し、全面より七五mm内に鉄釘打ち、板傍竹合釘入れとした。

ロ 軒付板

板尻を約八mm削り落とし、板出は軒付裏板と同じに板傍が上下で通らないよう配列して釘で止め、二枚積のうえ、こぐち鉋仕上げとし、上板上端に水切銅板(アダ折り、下り一cm内外)を出し二mmに黄銅釘止めとした。

ハ 平葺

軒先の出を一二mm、二枚重ねとし、葺足平均四五mm(庇は三〇mm)とし、一足毎に竹釘を二二mm〜二四mm空きに前後二通り竹釘で打ち締め、葺き足の通りよく葺きあげた。なお、葺足一〇枚ごとに葺足から六mm出の差込銅板三・五mm(幅一八cmを山折り)を伏せた。

ニ 棟 木

大棟・煙出し棟とも、木揃えは返りを現寸引付けのうえ、新規に作成、上端のみ鉄板包コールドール仕上げとした。

イ 雑工事

床下木部防腐処理

イ 薬 劑 化粧材にはキシラモンTHクリア、野物材にはアリアンチを

使用した。

ロ 工 法 可能なものは浸漬とし、二四時間以上薬剤に浸した。その他

は塗布とし、一回の分量を $200\text{ml}/\text{m}^2$ 以上、二回塗りとした。

じ 木工事その二

全年度に続き、内部造作の修理を行い、外回りは下見板の繕い及び床下通気孔補修取り付けをなし、新規に復原として大家根（本体屋根）に煙出しを加工・組み立てた。

k 建具工事

再用建具はすべて繕い修理をほどこした。障子紙が手漉の和紙で貼替えた。復原により新規に作成した建具は、乾燥した建具用材で作製した。敷居は溝を削り直し、滑りをなめらかにするため塩化ビニル製のテープを貼りつけた。レールのあるものは、耐久性を考慮してすべて黄銅製に取り替えた。

l 壁紙貼工事

在来の壁紙貼部分は、新規の既製和紙によって貼り直した。下地清掃の後、袋貼り、ベタ貼り、上貼りの工程をとった。とこの間壁等は貼り終わり後、在来にならない紙貼り周囲に四分一を廻した。

m 雑工事

飾金具 出窓屋根の垂木先端の銅板包は、破損や欠失があり、大半を新規作製した。打ち止めは銅製の鉄打ちとした。

鉄鋸打 出窓の格子止めの鉄鋸は、腐食が甚だしいのですべて抜き取り、

新規に作製して打直した。

カマド 「トオリニワ」奥に、軟石積で炊口二連の竈を設けた。

ナガシ 流しは、一基は在来装置を繕い修理し、そのほか、在来装置に倣って新たに一基を製作した。木製の水槽は在来ものを繕って再用した。ただし、流し内側は銅板、水槽はステンレス板をそれぞれ新しく張った。

畳工事 座敷は畳じきとし、すべて新規作製した。板の間はござ敷きとし、ござは、筵に畳表を縫い付けたものとした。

電気工事 主屋の表座敷の押入に分電盤を設置した。照明器具は、親方居住部は在来のコードペンダントとし、ヤン衆部はローソク形電球式のランプ型器具を新たに創作して取り付けた。要所には、活用を考慮してフロア型のコンセントを設置した。

火災報知設備 受信機は主屋表座敷の押入に電気分電盤と並列して取り付け、各室内は差動式分布型感知器を、また、見え隠れにはスポット型感知器を取り付けた。

上水道設備 台所、ナガシの位置に蛇口一基の上水道設備を設けた。蛇口はブロンズ色を採用し、立ち上がり管等は角形木製樋で覆い、体裁を整えた。排水は塩化ビニル管とし、地中埋設とした。

断熱材 天井上及び床下に、厚さ一〇cmのグラスウール断熱材を敷き込んだ。床下は、根太下端に合板（厚さ二mm、タイプI）を打ち上げ、各根太間に断熱材を詰め込んだ。

周囲砂利敷 敷砂利は、建物外周の盛土を水垂れ勾配をつけて平均厚一〇cmを鋤取り、その上に建物から出約二m、平均厚一〇cmに敷き均した。

その他 「帳場」北面の現状落戸の内側に、同型同寸の落戸を新設した。

第三節 文書倉

1 破損状況

基礎 地階を設けるために、地上約一・五mまで布石積みになっており、堅固で不同沈下はみられなかった。ただ、軟石のため表面の劣化がすすみ、地階の窓の枠石と戸石などが溶け、大きく欠損もしていた。正面の前室の礎石は、凍害により不同沈下をきたし、加えて壁土や屋根瓦の葺土が落下して堆積し、埋まっていた。その他、地階の土間は後世にモルタル仕上げをしていたが、塗り厚が薄いため、亀裂や剝離の生じている部分があった。

軸部 土台は、一階出入口（東面）の北側約2mが、前室の腐朽破損によって雨水が侵入し、著しく腐朽していた。柱は、正面出入口の南三本が二階床付近から腐朽し、柱根も消滅してぶら垂りの状態であった。なお、この付近の一階根太受けと根太ともに腐朽していた。地階の柱は、結露が原因と思われる腐朽が大きく、堅羽目板も同様であった。

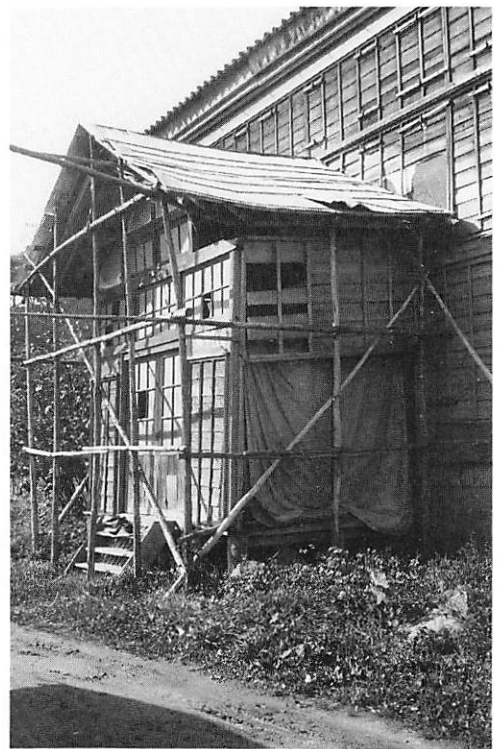
屋根 棧瓦の落下、平瓦の割れやずれがあった。棟も戩斗瓦の欠失や乱れが生じていた。

壁 各所に漆喰の剥落があった。とくに破損の大きい正面前室脇は、雨漏りにより小舞竹まで腐朽していた。

その他 外壁養生の簾子下見板は、板の経年の風化による損傷や落下あるいは欠失し、体裁を欠く状態になっていた。前室の屋根はすでに腐朽して落下し、柱は倒壊寸前であり、補強に丸太の支柱が挿入されていた。床板も腐朽して、一部はすでになくなっていた。



正面全景



正面前室

図14 文書倉修理前状況

2 保存修理工事実施仕様

a 通則

主屋に準じた。

b 仮設工事

素屋根を建設した。側廻りを枠組足場とし、屋根は亜鉛引鉄板葺とし、主屋に準じて組立て、工事期間を通して維持した。

c 解体工事（部分）

素屋根建設に先立ち、正面の前室を全解体した。素屋根完了後、屋根の野地上までの全面と部分的な破損箇所を解体した。解体の方法は主屋に準じた。

d 揚屋工事

地階の地上に立ち上がった石積の上の木部を揚家し、基礎の修理、木部の土台及び軸部を補修のうえ、もとの位置に降ろした。工法は主屋に倣った。

e 基礎工事

計画 劣化していた腰廻り石積内外面の劣化部分は、できるだけ石を取替えずに、貼石、合成樹脂による整形とした。正面前室の基礎は、在来の礎石を掘り起こし、壺堀独立コンクリートの補強基礎を設けて礎石を据え直した。地階の土間コンクリートは解体し、その下に残る在来の土間叩きを一旦除去して同仕様により復旧した。

石積取替補修 劣化や割れが著しく、構造上安全でない部分については、

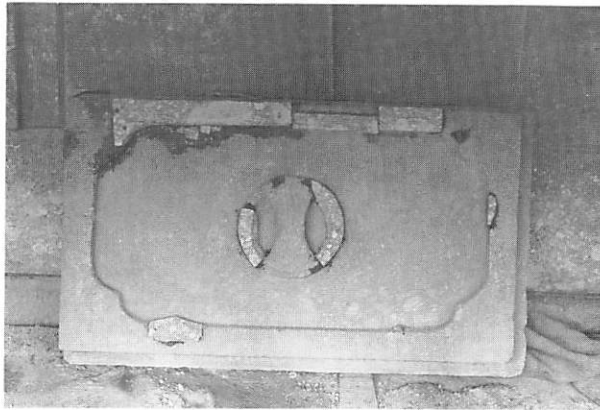


図17 同 地階窓の修理



図15 文書倉 地階破損状況



図18 修理後の状況

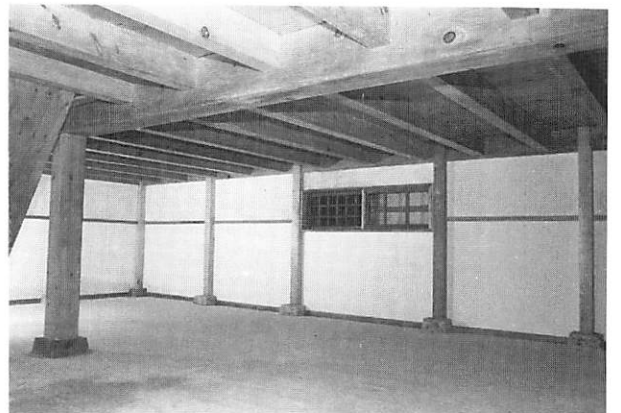


図16 同上 修理後の状況

それらの布石を抜き取り、新材で補足した。新材は、札幌軟石を用いて在来の表面加工に倣い、組積にあたっては各合端にモルタルを詰め、鏝止めとした。在来石の修理は、取り替えて不用になった在来の積石の破片を用いて矧石とし、接着にはエポキシ樹脂を用いた。また、小さな修理は、同樹脂に石粉を混入して人造石仕上とした。いずれも、樹脂を用いた修理は事前に実験の上で方法を定め、施工した。

土間叩き 在来の土間叩きにならって、小砂利・砂・石灰をよく混練し、土間に敷き均したうえで金鍍仕上げとした。調査は事前に実験をおこない、結果の良好な方法を採用した。塗り厚は平均六cmとし、まず四cmの下付けを塗り、地盤を固めたうえで二cmの仕上げ塗りを行なった。施工後は、地階の湿度が高く結露が生じたので、筵などを覆って養生した。

f 木工事

計画 一階と地階の腐朽部分の補修（地階柱の根継、一階柱の取替えとその周辺の修理、豎羽目板の張り替え）、正面前室の補修・組立、外壁下見板新調・張り替え、窓庇補修とした。

再用材 主屋に準じた。

取替材 腐朽・破損の甚だしいもので、構造耐力的に安全でない部分として、旧来と同材種・同形・旧工法を踏襲した。下記を標準とした。

化粧軸部・小屋材、豎羽目板、造作材、窓庇材 エゾマツ上小節材

野物材、床組、床板、下見板 エゾマツ小節材

大引、根太、野垂木 エゾマツ一等材料

鉄物 全体的には主屋に準じる。下見板固定用の折釘は、従来の通りに作製し、コーラル焼付塗装仕上とした。取り付けたままの金具は、サンドペーパーで錆を落としたのち、周囲を養生してコーラルを刷毛塗りした。

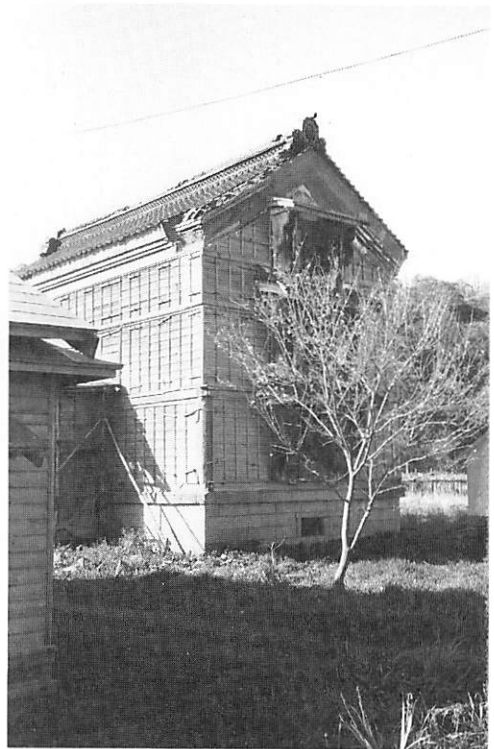


図19 文書倉 修理前現状

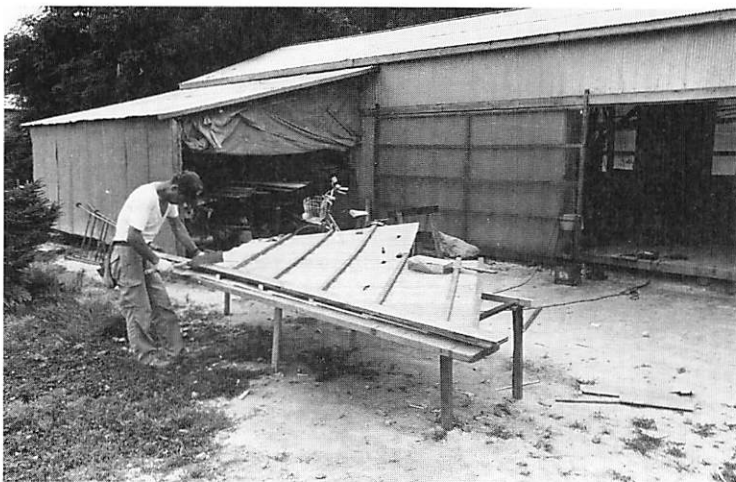


図20 文書倉 外壁羽目板の作製

窓の鉄格子も同様とした。

新材加工 主屋に準じ、在来の仕様に倣って製作した。とくに外壁の下見板については、片面・片傍を鉋仕上げとし、組立まで十分に乾燥させた。彫子は各面の立ち上がりに合わせて現寸引き付けとし、上下の框にはぞ差しとした。また一区画の両端の彫子は、両方の区画で一本分となるよう半割にした。

古色塗 新補材と窓庇材は、クレオソートを主剤とし茶色及び黒色系の顔料を混入した塗料によって古色塗りをほどこした。

焼印押 主屋に準じた。

g 屋根工事

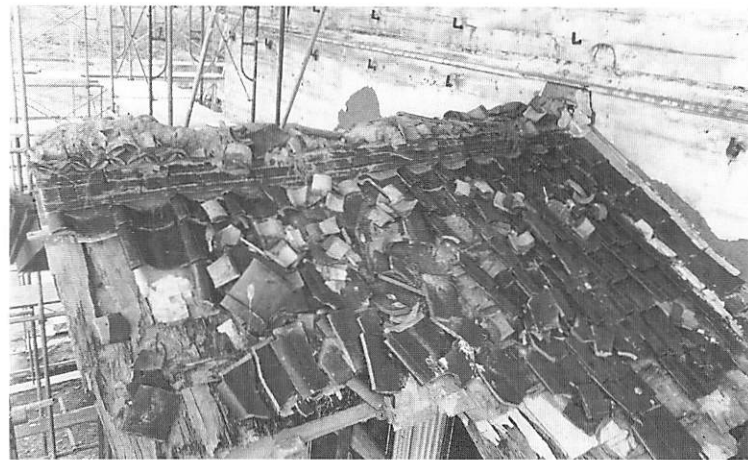
計画 本体屋根、窓庇、前室屋根とも在来通り棧瓦葺とした。ただし、葺き替えは既製品の瓦とし、葺き方は従来の土置きから空葺きに改めた。

土居葺 在来に倣い、樺皮（長さ六〇cm）を全面に葺き重ね（長手三cm以上、短手一〇cm以上）、棧瓦の引っ掛け棧を兼ねた押さえ棧によって葺き止めた。

棧瓦葺

イ 材料 在来の瓦は破損度・耐久性によって再用可能な瓦を選別したが、補足にあたって同寸法・同形式・同色の瓦を新規に作製することに問題が多く、すべて既製品に葺き替えることにした。北陸産釉薬瓦とし、諸試験に合格した製品とした。色は類似の既製色を選んだ。鬼瓦も比較的健全であったが、平瓦を全面的に別な瓦に取り替えたため、その色や質感との調和をはかることとし、在来と同様の形状で新たに作製した。在来鬼瓦は、地階に保存した。

瓦棧はエゾマツ赤身勝材で、防腐処理をほどこした。銅線は一六〇一八番エナメル被覆線を使用した。軒先瓦・けらば瓦・棟積は砂



前室屋根の破損



同上 修理後の状況

図21 文書倉 前室

漆喰を用いた。

ロ 工 法 瓦割りは、軒瓦の口幅を基準に軒長さを割り付けた。空葺きとしたので、全瓦を銅線で瓦棧に吊り止めた。瓦には銅線吊りの穴を瓦尻にうがった。平瓦は、けらば瓦に登りをあわせ、野地になじみよく葺き上げた。

棟積みは、のし・輪違いとも砂漆喰を飼い込み積み上げた。各瓦は、銅線で緊結し、がんぶりは銅線捻り止め、鬼瓦は一六番六条撚りで小屋内の構造材に緊結した。

h 左官工事

材 料 間渡木はエゾマツ上小節3cm×3cm、小舞竹は径3cm内外の真竹、小舞縄・下縄は径1cmの機械製藁縄、木摺は真竹を幅1cm内外に割り、小舞縄を巻いたものとする。

荒壁土は夾雑物のない良質粘土、中塗土は、荒壁土で5mm篩で通したものの、すさは、荒壁用は打ち藁を三〜六cmに切断したもの、その他用はもみすさ(藁)・白雪すさ(麻すさ)など市販品、石灰は左官用消小石灰、のりは銀杏草。

工 法 修理する部分をはがし、塗り継ぎ部分を平滑に削り、繕い塗りに備えた。

イ 小舞搔 間渡しは、柱約60cm間隔に釘打ちし、内側から柱間に豎小舞竹六本を配し、藁縄二本で在来通り搔き付けたうえ、下げ縄(長さ30cm)を小舞竹に千鳥に結んで下げた。軒蛇腹・窓の付け出し下地は、縄巻割り竹を釘打ちして下地とした。

ロ 荒壁付 荒壁土に藁すさを入れ、練り返し、よくねかせ、固練りして素手で壁の下地に打ち付けた。一回の厚さを6cm内外として塗り重

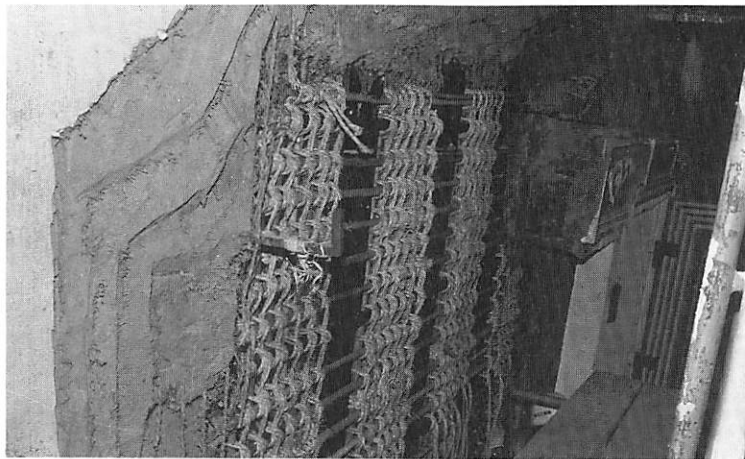


図22 文書倉 壁の繕い



図23 同 妻壁に残る修理時の墨書

木ね、所定の厚さに塗り、乾燥後に裏返し塗りを行なった。下げ
芋縄は、班直し・大直しのたびに数本ずつ順次塗り込めた。軒蛇
腹等は、在来の形式に型板を作製し、型をあてながらおおよその
曲線になるよう塗り重ねた。

ハ 大直し・班直し 荒壁乾燥後、部分的な不陸を是正し、定規摺りによっ
て班を直した。内部柱・貫のきわは、漆喰でちり付けをおこなっ
た。軒蛇腹・窓等は、砂漆喰塗とし、麻の下げ芋・伏せ芋を埋め
込んだ。

ニ 中塗 班直し乾燥後、荒壁土同様よくねかせて練った中塗土を鏝で塗
り、表面には刷毛びきをほどこした。

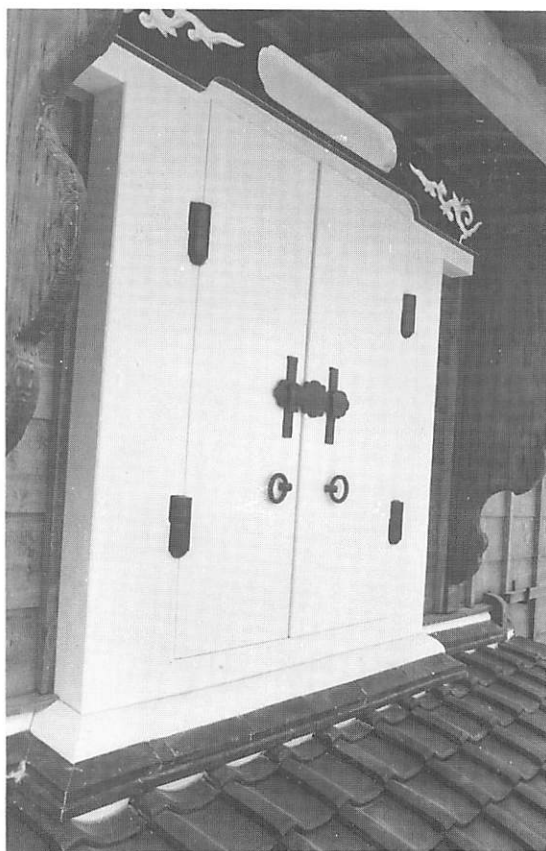
ホ 上塗 中塗乾燥後、水打ちを行い、要所（折釘根元・地覆石・出入口
・蛇腹）の廻りをちり漆喰で塗り、その後下付・上付を塗った。
押し班、塗り班のできるだけないよう入念に仕上げた。

漆喰の調合は、砂一五 l ・石灰二〇 kg ・さらしすさ〇・一五 kg
・銀杏草〇・五六 kg を標準とし、外気温・風量などにより調整し
た。出入口・窓の土扉の煙返し等は、さきに砂漆喰を下地の上に
塗り込んだ。黒漆喰は、あらかじめねかせておいた松煙を用い、
混合比は試作作製により決定した。

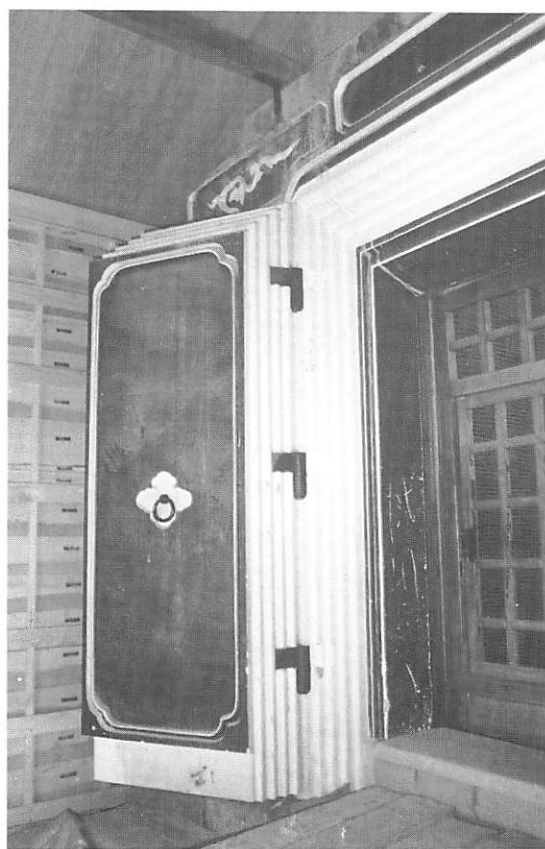
特記事項 壁土は、剥がした在来の土と新補した土をよく混ぜ合わせて使
用した。新土は早期に現場搬入し、藁すさを所定の量混入し、十
分に切り返してねかせた。砂漆喰・漆喰は、ミキサーで混合する
だけでなく、手練りを加えた。

i 建具工事

計 画 出入口網戸・窓網戸・窓ガラス戸・階段水平引板戸等、すべての
建具について繕い修理を行なった。



二階窓の扉



扉内側

図23 文書倉 窓

工 法 各戸の網は、修理ですませることの可能なものは繕い、破損が大きく繕いが無理なものは新材で張り替えた。ガラス戸は、板ガラスの破損箇所を取り替えた。ゆるみの生じている建具は、框の楔を締め直した。建て込みにあたっては、腰板の破損部分は剝木・取替えなどを行うとともに、戸車・レールなども調整した。

j 雑工事

防腐処理 地階床組について、主屋床組に準じ、防腐・防蟻処理をほどこした。

防雪養生 北面の漆喰仕上げの各階窓と基礎石積の防雪養生のため、組立て式の下見板囲いを設け、完成後も冬期間の養生として使用することにした。

材料・工法は木工事に準じた。

電気設備 主屋に倣い、ランプ型の照明器具と床コンセントを設けた。照明器具は、吊下型と柱付を併用した。

火災警報設備 主屋に準じ、差動式分布型及びスポット型を使い分けながら使用した。

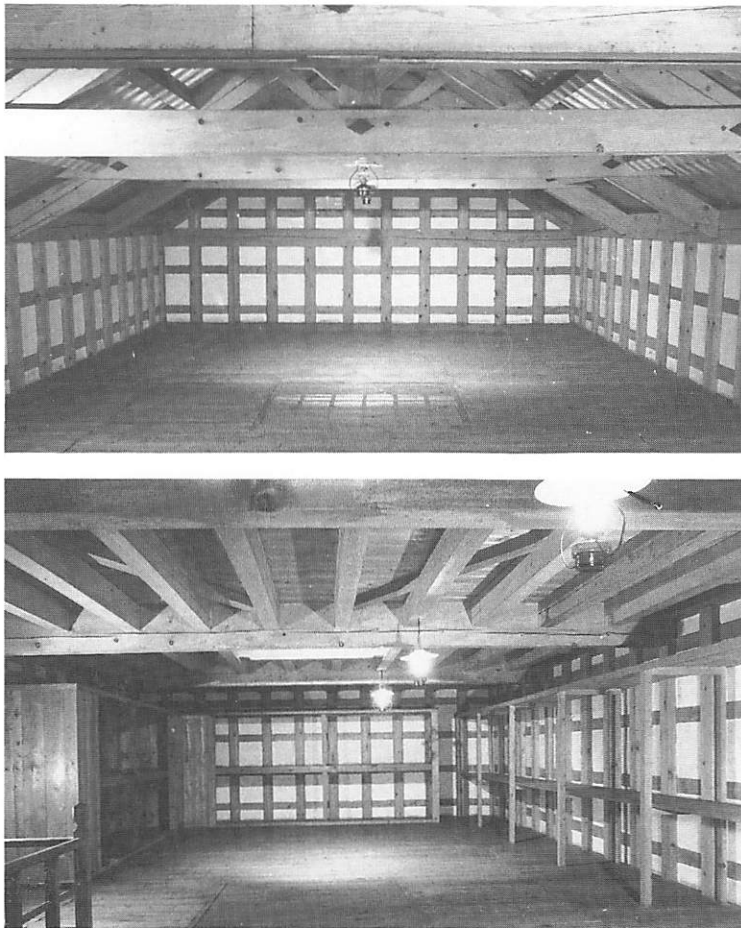


図 24 文書倉内部

三階

二階

第四節 米味噌倉

1 破損状況

建物が背面丘陵に近接しているため、長年に亘り丘陵からの土砂や落葉が土台上まで堆積し、土台は原形すらとどめず、柱根も腐朽し、そのため柱は傾斜や沈下をおこし、屋根は大きく波状を呈していた。かかる状況でいつ積雪による倒壊が発生しても不思議ではない状態であった。

屋根は亜鉛引鉄板一文字葺も塩害を受け、応急的にさらにその上に鉄板の重ね葺がなされていたが、それも破損していた。土居葺は、機械葺葺(板厚5mm、葺足一五cm、洋釘打ち)、クレオソート塗布がなされていたが、残存しているのは一部分であった。内部は、背面通りの柱の沈下と傾斜により、壁羽目板や床板は分離し、床板は跳ね上がりや波状を呈し、東から第三室の中二階の床約半分は撤去されていた。外壁は、とくに腰の彫子下見板張が、板の風化による消耗で薄くなり、彫子下見板と柱中央の横落板との空間に詰められていた子砂利(鼠侵入防止用)が、板を破ったり押し出し孕んでいた。

2 保存修理工事実施仕様

a 通則

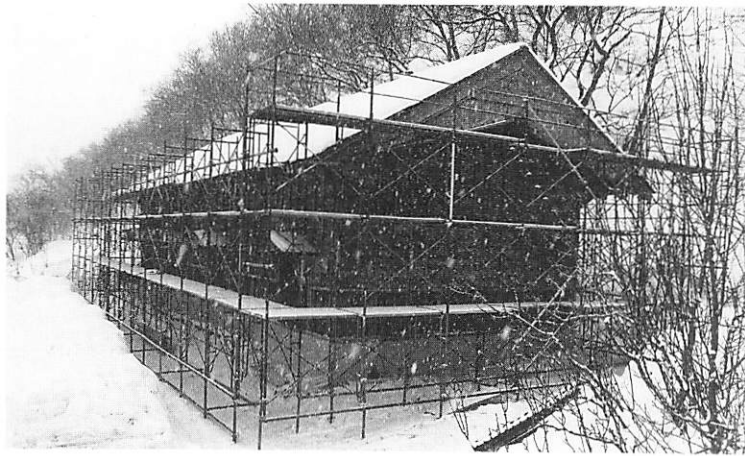
主屋工事のとおり。

b 揚屋工事

基礎の地業をコンクリートで補強して基礎玉石を据え直し、土台と柱根を補修して不陸を修正するため、揚屋し、諸工事終了後旧位置に下げた。仕様は主屋工事に準じた。

c 基礎工事

揚屋ののち、礎石(玉石)を掘り起こし、主屋に準じ、コンクリート布基礎打ちのうえ礎石を旧方向に不陸を是正して、地上げし据え付けた。側廻り礎石間に挟間石を据え付け、床下と土間は叩きをほどこした。叩きは山土叩きとし、中央礎石上端より約六cm下がり、平均一〇cm、中央やや盛り気味に叩き締めた。叩き土の混合は、山土七、碎石〇・五、セメント〇・五、石灰二を標準とした。



足場の建設

図25 米味噌倉



基礎工事(持揚)

d 木工事(一部)

揚屋の段階で、腐朽した土台、柱根、足固貫の修理・取替をおこなった。

e 仮設工事

建物周囲に枠組の軒足場を建設した。

f 一部解体工事

屋根は母屋以上を解体した。内部は、変形・腐朽・破損の生じていた壁板と床板を取り外した。

g 木工事

軸部の傾斜・不陸を是正し、解体した壁板と床板は、腐朽した部材を取替えて復旧した。一部、失われていた間仕切りを復原した。垂木、広こまい、破風板などの腐朽部分を繕い修理し、腐朽・破損などで垂木の強度が落ちていたものは取り替えた。解体していた垂木より上を組立て、野地は全面補修した。仕様は主屋に準じた。

取替材は左記を標準とした。

化粧材 軸部、柱、桁、土台

造作材 内法、壁板、床板

野物材 床組、小屋組、野地

h 屋根工事

計画 現状の鉄板葺きから、こけら葺に改めた(当初は桎葺)

材 料

野付裏板 サワラ手割り 長さ三〇cm 厚さ二・四cm

野付板 サワラ 長さ一五cm 厚さ一・二cm

平葺板 サワラ手割り 長さ三〇cm 厚さ〇・六cm

水切銅板 厚さ〇・三mm 幅六cm

竹釘 長さ三・六cm及び三cm、焙煎したもの

工法 軒付裏板は、板尻を約〇・五cm削り落とし、下端を鉋削仕上げとした。出を広木舞から三・六cmとし、板の傍を竹合釘で繋ぎ、前面より七・五cm内に鉄釘打ちとした。軒付板は二段積みとし、板尻を約〇・八cm削り落とし、板の出は、軒付裏板と同じに板傍が上下で通らないよう配列した。こぐちは鉋仕上げとし、上板の先端に水切銅板(あだ折り、下り一cm内外)を、出一・二cmに黄銅釘で打ち止めた。平葺は、二枚重ねで軒先の出を一・二cmとし、ひと

足ごとに竹釘で打ち止めた。止釘は、並びを二・一〜二・四cm空け、前後二と



木部の破損状況



同左 修理後



補足木材の乾燥

図26 米味噌倉木工事

おり打ち締めた。また、葺足一〇枚ごとに葺足から出〇・六cmに銅板を差し込み、黄銅釘止めとした。棟際は銅板を山折りにして伏せた。樋棟は防腐処理を塗布でおこなった。保護のため、樋棟上面を銅板で覆った。

i 雑工事

軒廻り飾金具 垂木のこぐち、桁・母屋のこぐちの飾り銅板について、欠失した部分を補足した。銅板の厚さを〇・五mmとし、在来のとおり裁断して、平頭の化粧銅板鋸で打ち止めた。

出入口廻り飾金具 各出入口（四か所）の両外開き棧唐戸の飾金具及び吊り込み金物は腐食によって機能をはたさなくなっていたので、すべて新調した。形状・寸法は在来の金具に倣い、黒色の防錆塗料をほどこした。金具は既製鉄板で厚さ一・五mm板を使用し、部分的に熱して鍛冶整形した。

片引大板戸は、敷居の摩耗がはげしく、開閉が不調であったので、黄銅製の帯板を敷居溝に埋め込んで調整をはかった。帯板は、既製黄銅板を用い、厚さ三mm、幅二二mmとした。

発見した一個の箱錠を修理し、他の三か所はこれに倣って新調した。

周囲砂利敷き 主屋に準じた。

電気設備 文書倉に倣い設置した。

火災報知設備 文書倉に倣って設置した。

第五節 網倉

1 破損状況

軸組はおおむね良好であったが、土台は土砂に埋まり、腐朽しつつあった。

屋根・外壁とも亜鉛引鉄板張で、塩害をうけて各所に錆が発生し、一部の折り曲げ部分が切れていた。

2 保存修理工実施仕様

a 通則

主屋に準じた。

b 揚屋工事

主屋に準じた。揚屋高さは約一・二mとした。基礎工事及び木工事（土台、束の取替え）ののち、もとの位置におろした。

c 基礎工事

主屋に準じ、鉄筋コンクリート製布基礎を設けたうえ、あらかじめ掘り起こした在来の礎石を旧位置・旧高さにモルタルで据え付けた。

d 木工事（一部）

土台及び床束を良好な一部を除き取り替えた。補足部材は、トーチランプ焼きのうえ防腐・防蟻処理としてキシラモンTHクリアを塗布した。

e 一部解体工事

現状の屋根・外壁の鉄板を剝がし、屋根は土居葺を全面解体し、野地板を現した。足場は枠組軒足場とした。

f 木工事

破損していた床板を補足して張り直した。入口の庇を、痕跡によって復原した。木材は主屋に準じ、エゾマツ、トドマツ上小節とした。床板幅は一八cm以上三〇cmまで（平均二二cm）、上面の加工は在来同様鉋掛けとし、見えがかりは古色塗仕上げとした。釘は洋釘を用いた。

g 屋根工事

土居葺 在来はエゾマツ・トドマツによって葺かれていたが、今回は一連の施工に倣ってサワラ材を用いた。長さ二四cm、厚さ三mm、軒先二枚重ね、葺足六cmとした。なお、つづいて行なうべき鉄板葺を次年度としたため、越冬に備え、防雪養生をほどこした。

鉄板葺 亜鉛引鉄板一文字葺とした。定尺厚さ〇・五mmを四切り、はぜを五mmに折り曲げ、吊子は長手二か所、短手一か所とした。あらかじめ割付墨を打って葺上げた。

h 雑工事

外壁鉄板包 屋根葺と同様に壁板に割付墨を打ち、鉄板重ね一cm以上にして平頭亜鉛釘で脳天打ちとした。窓枠、母屋こぐちは包み込んだ。

塗装工事 屋根・外壁の鉄板関係工事が終了してから約三か月後、鉄板の油脂が酸化したのち、黒ペンを全面に塗布した。塗布は刷毛塗りとし、ペンは調合樹脂ペイントとした。

建具工事

板扉、大板戸の木部破損箇所を繕い、窓ガラス戸の欠損板ガラスを補足したほか、各建具の戸車は今後の維持を考慮してステンレス既製品

に取り替え、大板戸敷居溝には黄銅帯板を新たに張りつけた。

電気工事 今後の使用のために室内照明設備を設けた。主屋に倣いランプ型とし、一階は壁付き、二階は吊り下げとした。配線管はできるだけ見え隠れとしたが、見えがかりは木部の色調に合わせた。

火災報知設備 主屋に倣い、差動式分布型感知器を設備した。
周囲砂利敷 主屋に倣い、建物周囲に砂利を敷きつめた。

第六節 便所

1 破損状況

日常、便所として使用されていたので軸部はおおむね良好であった。

屋根は亜鉛引鉄板葺きで、塩害により錆が発生し、一部は破損していた。また、各所の飾金具の欠失があった。

便槽は、総石積み（札幌軟石）で、背面は土圧によって内側に押され、ずれてゆんでいた。

2 保存修理工事実施仕様

a 通則

主屋に準じた。

b 曳家・解体（一部）工事

後設である便所と物置の取合及び下屋を撤去したのち、基礎工事のため、一旦便所を西方に曳家し、基礎工事終了後にもとの位置に曳き戻した。解体は、屋根は野地木舞まで、壁漆喰塗は全面剥がし、外壁下見板は破損箇所のみとした。飾金具も破損しているものを取り外した。

c 基礎工事

建物を西方に曳家後、大破している布石積基礎の便槽の内部の土砂と汚物を掻き出し、一旦内部を清掃した。外周も周囲を掘り起こして、石積み全面を現わし、積石を解体した。掻き出した土砂は場内の畑地に穴を掘り埋め込んだ。

積み直しにあたっては、破損状況にみるような外周からの土圧による孕みを防ぐため、外周の地中に鉄筋コンクリートの擁壁を設けた。石積は在来の方法に従ったが、補強として黄銅製丸棒のだぼを挿入した。割れていた積石（札幌軟石）は補足した。

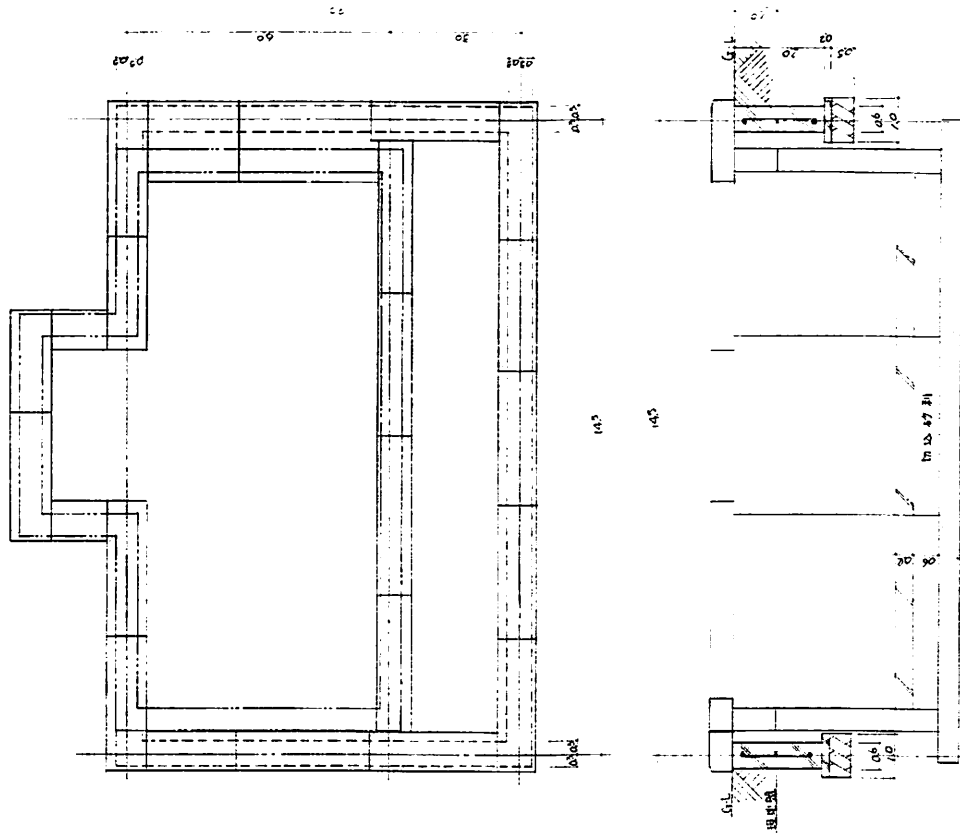


図27 便所 基礎工事

d 木工事 (屋根廻り)
まず、野地板と軒廻りの補修を行った。

e 屋根工事

計画 一連の屋根工事の方針に倣い、サワラ材によりこけら葺とした。
野付 裏板、長さ二二cm、厚さ一・二cm。小軒板、長さ二二cm、厚さ〇・九cm、二枚重ね。

平葺 長さ三〇cm、厚さ三mm、葺足四・五cm、竹釘打ち。

資材 軒先水切銅板、葺込銅板、竹釘等は、主屋に準じた材料・仕様を用いた。

f 雑工事

漆喰壁 全面を剥がした。サンプルとして一か所、あらかじめ約三〇cm角に切り取り、保存用とした。

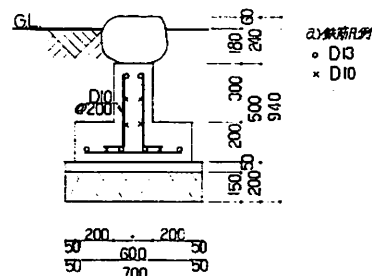
下地の木摺まで解体し、木摺の実子縄は新材で在来通り巻き直し、チリまわりは新たに下げ苜を打ち、ちり漆喰をほどこした。下塗り・中塗りの塗り土は、中塗り用粘土とし、長期間ねかし、よく練り返したものを用了。それぞれ所定の厚さに塗り重ね、仕上げは色漆喰とした。在来の仕上げに倣い、顔料を数種準備し、実験のうえで色合いを決定した。

建具工事 出入口板戸 (上方を無双拵え) 四本を新補し、その他は補修した。レールは、在来の鉄製を黄銅製に改めた。

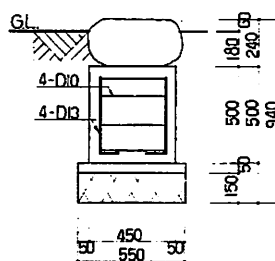
飾金具工事 垂木のこぐち金物で健全なものそのままとし、他は在来の金具に倣って材料・加工を行い、もとの位置に取り付けた。破風・広こまい・登りよどの補足金具は、現寸通り絵様を鋏切りとしたが、在来の金具の曲線をよく観察し、曲線がくずれないように、丁寧に仕上げる。打ち止める銅鋸も在来通り作製し、同様の位置に打ち込む。

電気工事 内部にローソク形電球式のランプ器具を新たに創作して取り付けた。要所には、活用を考慮してフロア型のコンセントを設置した。

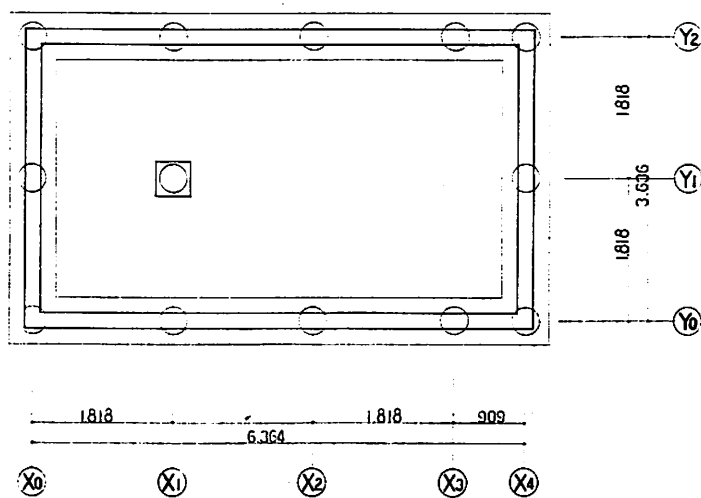
火災報知設備 受信機は主屋表座敷の押入に電気分電盤と並列して取り付け、各室内は作動式分布型感知器を、また、見え隠れにはスポット型感知器を取り付けた。



角基礎 詳細図



長基礎 詳細図



物置 基礎伏図

図28 物置 基礎工事

第七節 物置

1 破損状況

日常、物置として使われていたので、建具の開閉に支障がある以外はおおむね良好であった。

2 保存修理工事実施仕様

a 通則

主屋に準じた。

b 解体工事 屋根の野地木舞まで解体した。

c 基礎工事

建物を約一・二m揚屋し、現状玉石礎石を掘り起こし、鉄筋コンクリートによる補強の布基礎を新たに設けたうえで礎石を旧位置・旧高さに据え戻した。各礎石間は狭間石並べとし、土間表面は粘土の踏み固めとした。

d 木工事

揚屋のさいに、土台をすべて取替えた。野地木舞は新材で全面打ち直し、内側羽目板、外壁下見板の破損箇所を繕った。

e 屋根工事

現状は鉄板葺であったが、主屋に倣いサワラ材をもちいてこけら葺とした。

軒付 裏板長さ一二cm、厚さ一二cm、小軒板長さ一二cm、厚さ一二cm、厚さ九mm一枚。

平葺 長さ三〇cm、厚さ三mm、葺足六cm平均とした。

その他 軒先は水切銅板、平葺に葺き込み銅板をそれぞれほどこした。竹釘ほかその他はすべて主屋に倣った。棟木は墨塗とした。

f 雑工事

建具工事 板戸二枚は破損が著しく、再用法が不可能であったので、新調した。

火災報知設備 主屋等一連の設備に倣って、スポット型感知器を取り付けた。

周囲砂利敷 敷砂利は、建物外周の盛土を水垂れ勾配をつけて平均厚一〇cmを鋤取り、その上に建物から出約二m、平均厚一〇cm敷き均した。

第八節 石蔵（復原新築）

1 破損状況及び現状

昭和二〇年に解体撤去され、同建物の基礎を利用して、工場がたてられたが、のち、これも撤去し、現在は畑地となっていた。

2 地下遺構の調査

前節「建物の変遷」の⑦で述べた史料に記された同建物の遺構を、発掘調査によって発見した。そのおもなものは次のとおりである。

■下屋のコンクリート土間

■同所の柱基礎石または礎石下の割栗地業

■本体の西面の布基礎の割栗地業

■本体の背面（西面）のコンクリート布基礎

■側面（南・北面）のコンクリート布基礎

下屋の土間コンクリートは、礎石などとの納まりからみて後世に改修されたものと考えられる。側面の布コンクリート基礎は、掘り起こされた形跡がある。これは、昭和二〇年に同所に建てられた寒天工場の基礎コンクリート打ちの際におこなったものである。

前章の史料(2)にみる建坪八二坪五合・一五間×五間半に合致する。布基礎はコンクリートが残存していたが、当初からコンクリートであったかどうかは定かでない。

3 復原の考察

史料、地下遺構のほか、古写真によって、平面・基礎構造・外観上の軒までの姿が明らかである。外壁は石積みであるが、これは当時のこの地方に一般的にみられた木骨石張構造であろう。当時の張石の規格は、長さ三尺・高さ一尺二寸・厚さ五寸であり、この寸法を古写真の段数にあてはめることによって建物の立ちもわかる。ただし、内部の構造については、とくに小屋組と扉廻りなどが不明である。

4 保存修理工事実施仕様

a 方針

得られた資料により、復原新築する。

b 通則

第二節「主屋」に記載のとおり。

c 仮設工事

計画 本体部分に素屋根を架け、本体完成後に下屋へ側足場を設けた。その他の付属する仮設物は、主屋工事以来継続されてきた仮設物（共通仮設工事）を用いた。

素屋根 側足場を枠組で組立て、要所は、単管の筋違・火打・方杖・控柱などを加えるとともに、ワイヤロープを張って補強し、積雪荷重や風圧に耐えるようにした。

屋根部は切妻形で、亜鉛引波形鉄板葺とし、側足場外面は防災シート張りのうえ、下部を耐水合板張りとした。

素屋根内には工事用の電灯・コンセント設備を設けた。

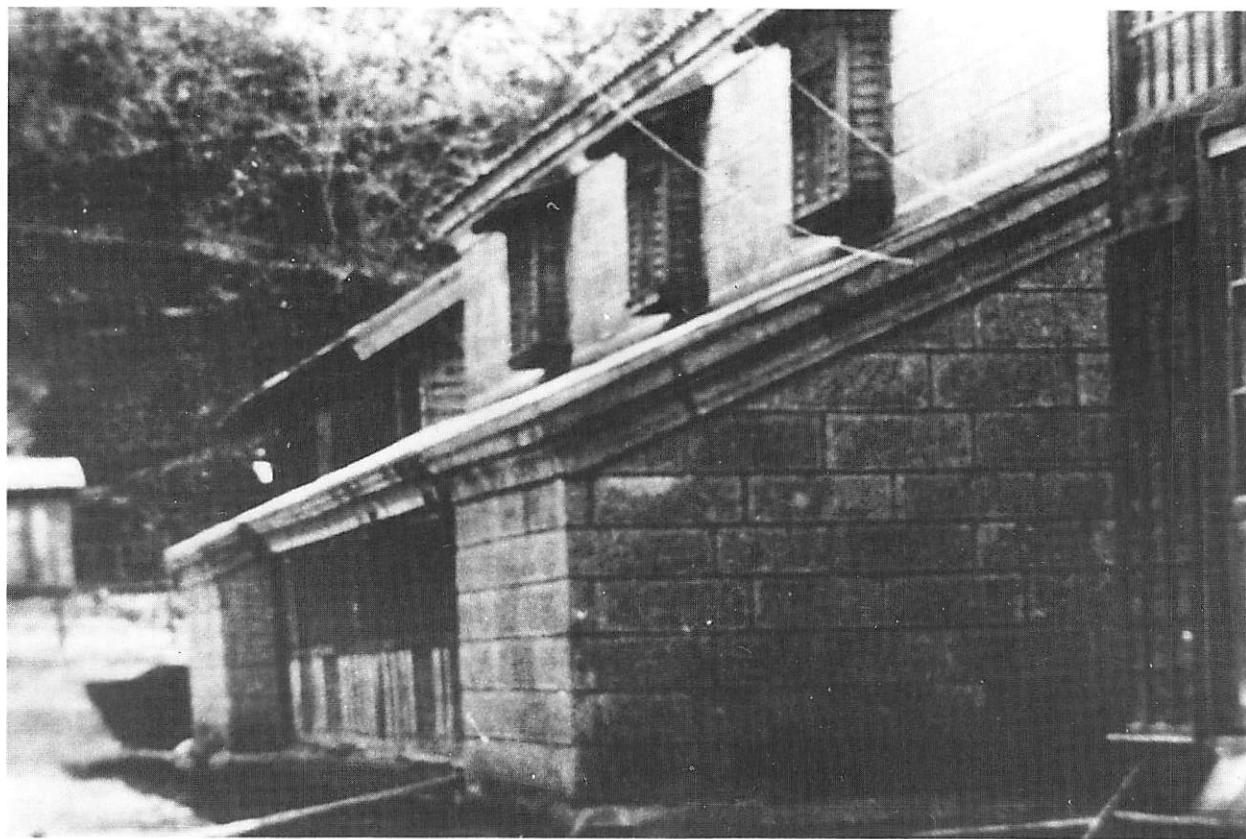


図29 古写真 右手前から、文書倉、石蔵、雑倉（昭和初期頃）

d 基礎工事

計画 発掘調査によって明らかとなった原位置原高さに建物を復原新築することとし、栗石地業などの遺稿を残して砂敷きし、地表より上は本来の基礎布石積みを復して、地下は基礎の安定をはかるため、鉄筋コンクリート造（以下RC造と略す）の補強布基礎を設けた。また、下屋の土間もRC造りとした。ただし、本体の床根太受石は、荷重が少なく問題ないと判断し、本来の地業のうえに切り石据えとした。

構造形式

名称	形式	地業	下基礎	石基礎
本体側面廻布基礎	地下RC造基礎のうえに軟石積二段	砕石つき固め	捨コンクリートのうえRC造	札幌軟石一尺二寸角二段積、モルタル詰、補強金物入
本体床根太受石	壺掘地業のうえ角石据付	同右のうえ砂敷	なし	札幌軟石七寸×五寸×六寸
下屋側廻り布基礎	本体に同じ	本体に同じ	本体に同じ	本体と同仕様で一段積み
下屋土間	面掘り全面地業のうえRC造、モルタル仕上	砕石つき固め	土間コンクリート鉄筋モルタル	柱基礎は別途独立基礎を設けて札幌軟石を載せる

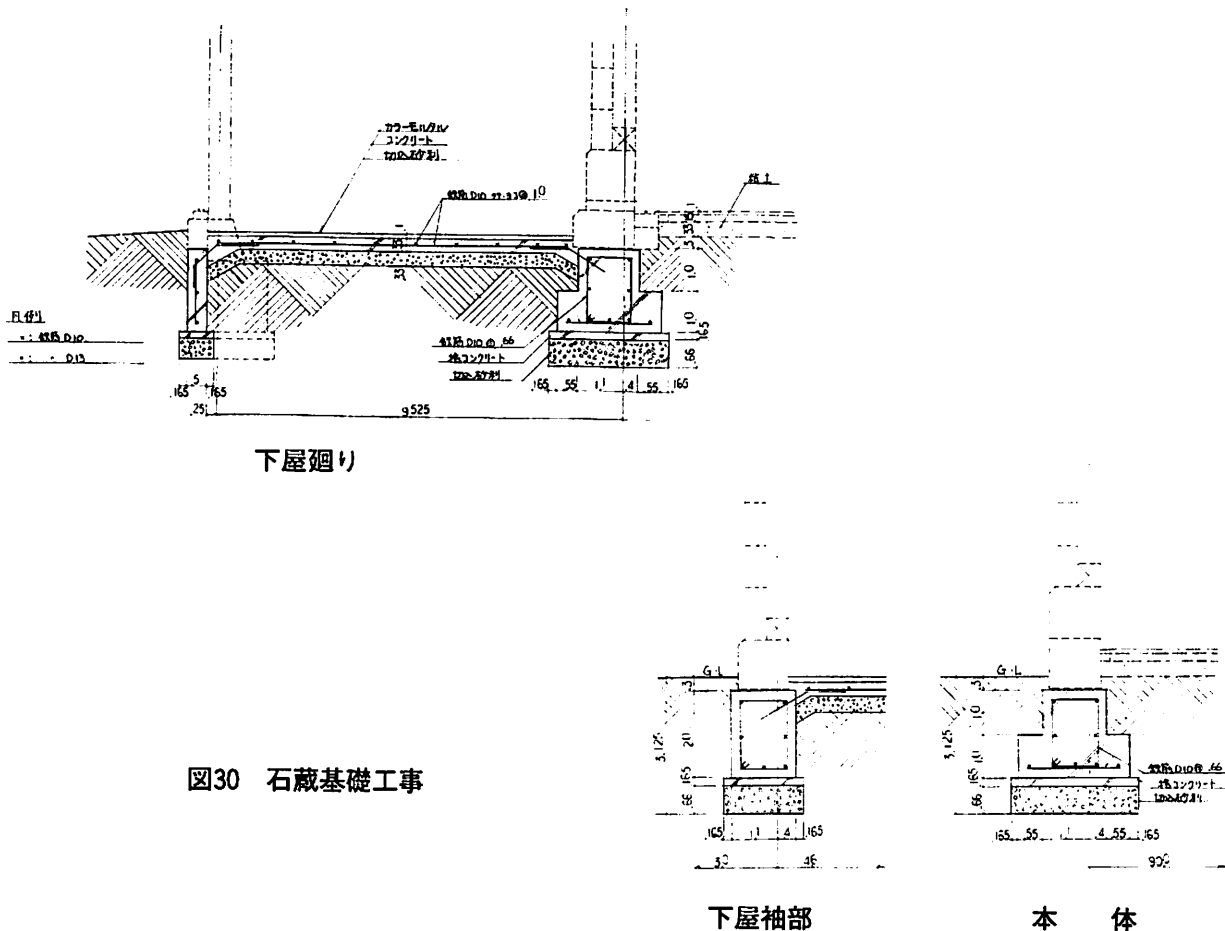


図30 石蔵基礎工事

材料 碎石はクラッシャーランC一八〇、砂利五―二五mm、砂は土気のない
荒目がちの川砂を用いた。コンクリートは生コンクリートを使用し、強度は、
捨コンクリートが一五cm―一五〇kg/cm、基礎コンクリートが一五cm―一八〇
kg/cmとした。

工法 コンクリート布基礎及び土間は、所定の深さ・大きさに掘削した後、
碎石を詰めてランマーでつき固め、小打のち捨てコンクリートを打設して木
鍍仕上げし、基礎コンクリート打ちをおこなった。コンクリート基礎は、捨コ
ンクリート面に墨出しをおこない、加工した鉄筋を配筋して型枠を組み、生コ
ンクリートをポンプ車にて圧送打設した。

石積布基礎は、前期コンクリート布基礎上に、目地を一文字状に二段に積ん
だ。また下屋柱礎石は、布基礎に張り出して設けたコンクリート基礎に載せる
ようにした。いずれも石とコンクリートの設面はモルタルで根巻きをほどこし
た。

床根太受石は、前記同様の碎石地業のうえに砂敷きつき固めのうえ、高さを
調整しながら、石材(角石)を据えた。

周囲地盤整備・周囲砂利敷 南端部付近(正面南半・南面全体・背面南半)
の建物周囲の堆積土を切り崩して本来の地表を現し、高低の段差は斜面状に整
地した。建物周囲には、外壁から約一m内の範囲に厚一〇cmの砂利敷をほどこ
した。

e 木工事

木 材 左記を標準とした。
土台・出入口枠 クリ 赤身勝一等材料
軸組・小屋組み エゾマツ・トドマツ 赤身勝一等材料

床板・壁板・軒廻り材 赤身勝一等材料
出窓 赤身勝小節材
野地板 赤身勝一等材料
根太 太鼓落とし丸太

加工 文書倉に做った継手・仕口を用い、表面の仕上げも製材肌と鉋掛
仕上げを同様に区分した。露出する木部はすべて新材であり、全体の体裁は、
修理時の年号をしるした焼印を押した。

金属類 使用した金属類のうち、見え隠れは市販の洋釘及び鍍などの補強
金物を用い、化粧面の壁板(木舞状)・床板などは洋釘の頭部をつぶして使っ
た。トラスに使用するボルト類は、本来存在する金物として四角頭ボルトを特
製し、別途補強として挿入したものは既成六角頭ボルトを用いた。

構造補強 平面が細長い矩形で、中間に間仕切りがなく、立ちが高いため
に、梁間方向の水平力に対し著しく不安定と判断し、本来の構造対とは別個に
補強の措置をとった。桁と陸梁の仕口部分をボルトで固め、桂下方かた陸梁中
間部分にいたる位置に木製方杖を設け、ボルト及びプレートで固定した。

f 石工事

計画 壁及び妻壁を全面平石積み(木骨軸組にそわせて張り積み)とし、
各けらば及び軒に蛇腹石を配した。壁中の開口はまぐさ式に開けた。

石材 札幌軟石良質材。壁石標準寸法長さ三尺高さ一尺厚さ五寸。帯鋸
切り出し。

加工 壁石は、外面をツルハシによりはつり、「ツル目」仕上げとし、
縁廻りを小叩きによつて整形した。軒蛇腹などの局面部材は、おおよその形状
まで切削したうえ、砥石で磨いて整形した。すべての曲面材は現寸図で納まり
と意匠を検討して断面を決定した。

組積 壁石は、縦横に水糸を張りモルタル漆喰目地を飼い込みながら組み積みした。各積石上面は左右両隣の石に平銚を掛けて埋め込み、積石二個に一ヶ所の割合で手違銚を柱に掛け、上下関係は黄銅製ダボを各石に対して一カ所ずつ挿入した。軒及びからば廻りの蛇腹石も同様とし、さらに要所などは必要に応じて銚の箇所をふやした。目地は外面全面を鍍押えの化粧目地にした。

g 屋根工事

計画 本体は土居葺のうえ棧瓦葺とし、下屋は主屋の方針に倣い、葺葺は行なわず、こけら葺とした。本体には丸太の雪止を設け、下屋にはパネル状の落雪養生をほどこした。

土居葺 小屋組構造と同様文書倉に倣えば棒の樹皮を用いるべきであったが、入手困難と判断し、便宜上杉皮葺とし、葺き重ね三寸、押え棧止めとした。棟際は両流れにまたいで葺き止めた。押え棧はスギ赤身材を用い、防腐処理をほどこした。

瓦葺 瓦材は、文書倉に倣い、規格判指定色仕上げの北陸産棧瓦とし、諸検査に合格したものを採用した。

瓦棧は、瓦を一枚ごとの銅線吊りとし、空葺にした。棟積及び鬼瓦は銅線緊結のうえ、粘土飼いし、面戸を砂漆喰仕上げとした。

鬼瓦の意匠は、文書倉の形式に倣ったうえ、同所よりやや小振りに作った。

雪止 瓦葺棟積みの際、あらかじめ雪止吊金物を棟木に固定し、先端を出して棟積に埋め込み、屋根葺完了後に同金物へロープを垂らし、末端にヒバ丸太を取り付けた。同丸太の位置は軒桁直上付近とした。

下屋葺葺 勾配がゆるく、維持管理を考えると鉄板葺などの金属盤で葺くことが適していたが、他の敷地内の施工例に倣い、葺葺とすることとした。軒先を二重とし、平葺は、厚さ一分、長さ一尺、葺足一寸にして、サワラ赤身材

を用いた。葺き方は、一段ごとの竹釘止とし、けらばは化粧に体裁よく葺き揃えた。葺いた後、防腐処理として全面にキシラモンTHクリアを塗布した。

落雪養生 本体屋根からの落雪・落雨に対して下屋屋根面を養生するものとし、下屋屋根の本体壁際雨落範囲を板で養生覆いした。覆いの板はエゾマツを用い、根太組のうえ簀子張りとした。また、大きさを一人で持運び可能な程度に留め、下屋桁行全長に並べて配置するものとした。

h 建具工事

計画 本体出入口二カ所の二重引戸（外側裏白戸・裏側網戸）、上部三カ所の二重窓（壁内開口裏白戸・出窓ガラス戸）、下屋の出入口を製作し、建て込んだ。いずれも意匠・細部仕様とも文書倉に倣い製作した。

形式及び構造 本体出入口の外側建具は裏白戸とした。横棧組のうえ、下地板を打ち、表側は砂漆喰塗り重ねのうえ全面漆喰塗り仕上げ、裏側は各棧を現わして同様の漆喰塗とした。砂漆喰塗りは、下地板張りのうえ木摺打ちの下地とし、下塗りと班直しに下げ芋を伏せた。框の漆喰を塗る部分はノミで目荒らしをおこなった。

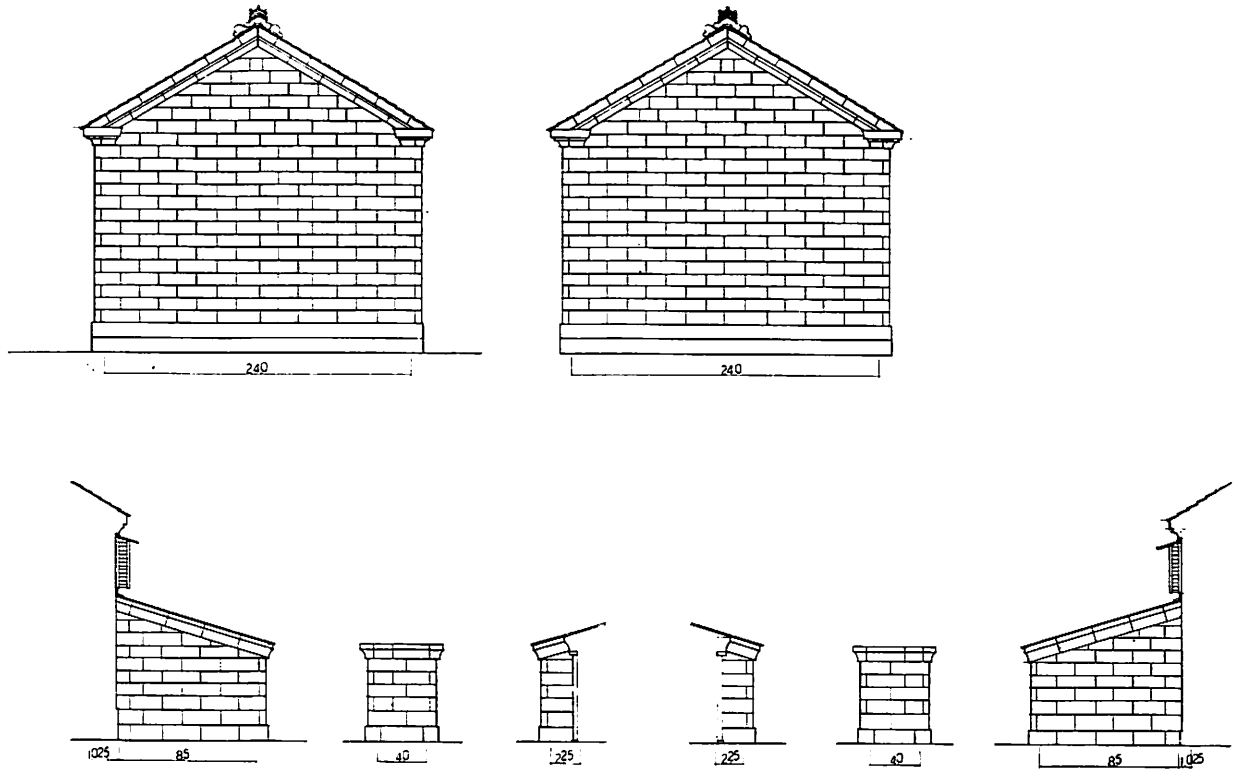
同じく本体出入口の内側建具は網戸とした。縦横框を組み、棧を表裏から格子状にして組み、中に金網をはさみこんだ。

本体窓は、壁の開口部には片引き裏白戸を、また、出窓には横棧組の両開ガラス戸を、それぞれ建て込んだ。

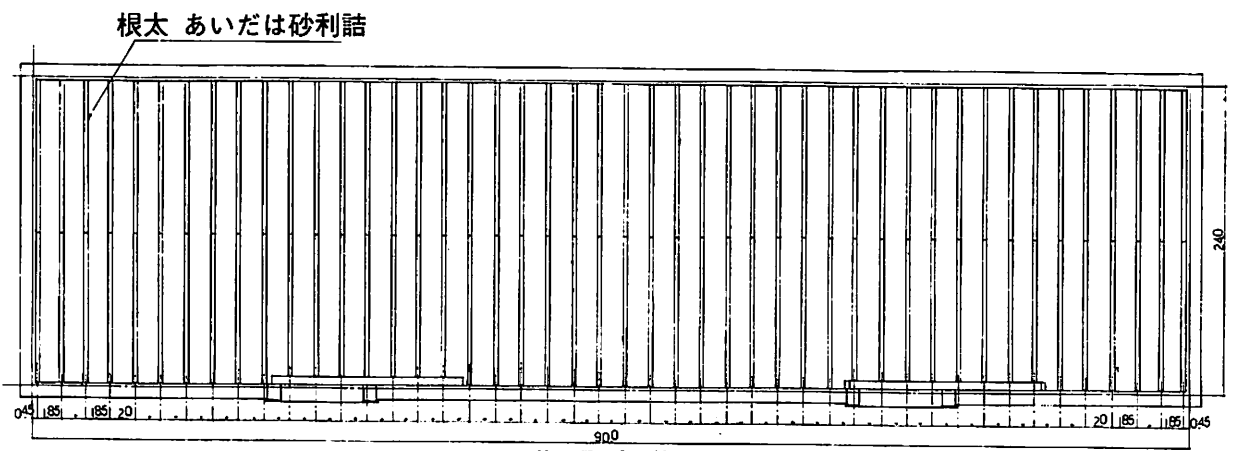
下屋は、両端の戸袋を除き、間口全面に腰付き縦横棧組のガラス戸を引き違いに入れた。

木材 全般に良質なエゾマツ赤身材を用いたが、網戸についてはタモ赤身材を用いた。見えがかりは、一般木部同様に古色塗をほどこした。

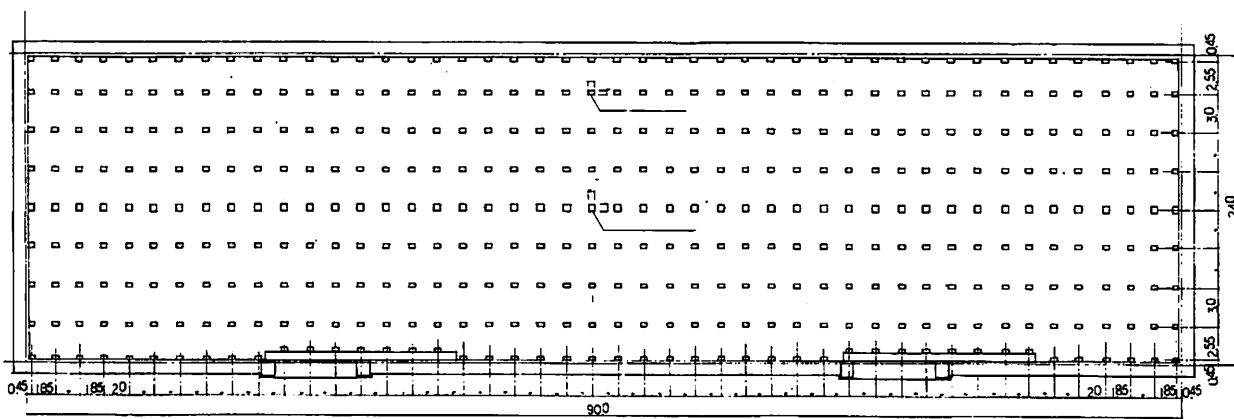
金物類 レールは黄銅製角材とし、既製品を所定の長さに切断して敷居に



石蔵石積割付図



石蔵根太伏せ図



石蔵基礎伏せ図

埋め込んだ。戸車・引手・差込錠・錠前などは既製品を採用することとし、見本品により選択した。裏白戸の引手と施錠装置は、類例に倣い製作した。網戸の金網は銅製とし、市販の手編品を用いた。

i 電気設備工事

計画 小屋組陸梁上と床にコンセントを設け、小屋及び桁付近に補助照明、要所にランプ式ブラケットを取り付けた。ブラケットは、この建物にもともと取り付けていたものではないが、その他のすでに竣工している建物でおこなっている整備にならった。

配管・配線 配管式とし、維持管理を考慮し、建物の見え隠れを選んで露出配管とした。管の表面は、古色塗りした木部に違和感なくなじむよう茶色に塗装した。

器具 陸梁上及び土台に設置したコンセントは既成品の箱型とし、茶色に塗装した。床のコンセントは、主屋の板張床面の施工例に倣い、木部と同系色のフロアコンセントとした。補助照明は、主屋ほか一連の施工例と同様に、ランプ器具にローソク式電球を組み込んだ特注品を設置した。

第九節 雑倉

1 破損状況及び現状

石蔵と同様に撤去され、基礎まで完全に失い、石蔵とあわせて畑地になっていた。

2 地下遺構の調査

前章の⑧で述べた史料に記載された同建物の遺構を、発掘調査によって発見した。そのおもなものは次のとおりである。

■外周の基礎の遺構として、玉石地業が全面的に残っていた。また、布基礎となる切石（1尺×1尺×3尺）が一部に残存していた。

■間仕切も外周同様に玉石地業があり、当初の仕切りが明確にわかる。

■南側は山手となって地盤が高く、その斜面に玉石の乱積み石垣があった。前章史料(2)にみる建坪四〇・一〇間×四間に合致し、史料では明らかにならなかった間仕切、基礎構造、当時の周囲敷地状況も明らかとなった。

3 復原の考察

第一節「建物の変遷」で述べたとおり、規模は確認できるが、細部については不明である。また、古写真にうつる同建物も下見板張の二階と屋根の一部が見えるのみである。

4 保存修理工事实施仕様

a 通則

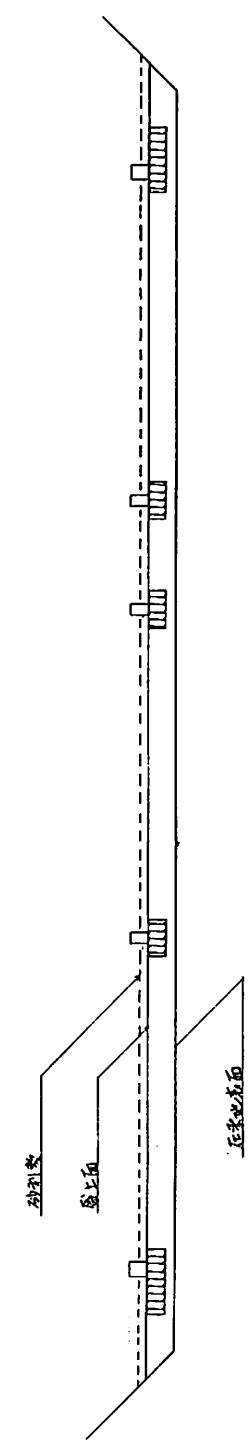
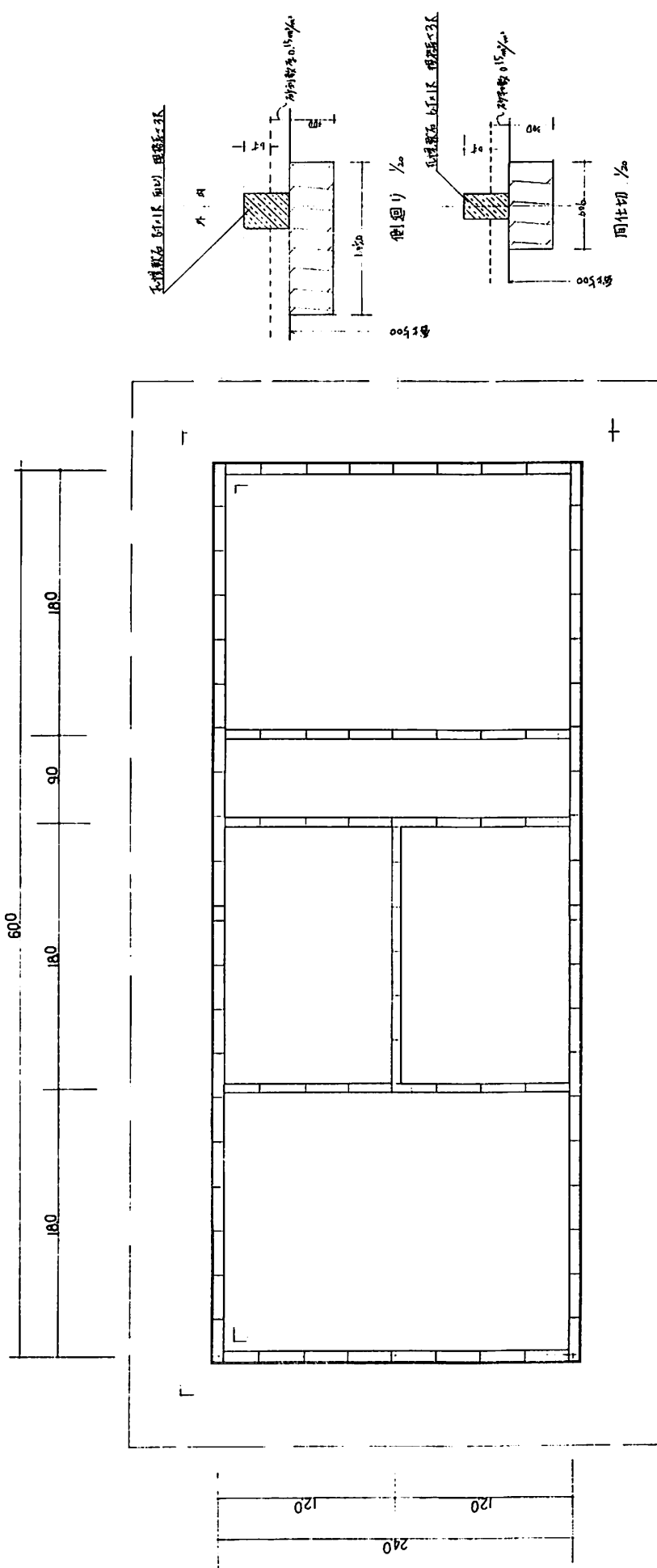
第二節「主屋」に記載のとおり。

b 基礎工事

計画 周囲の地盤を整地し、雑倉の敷地範囲に盛土をほどこしたうえ、発掘調査により判明した雑倉位置の直上へ新たに復原平面の基礎布石を配置した。

周囲地盤仮整地 近接して堆積する土砂類をいったん排除し、敷地全体の環境を整備されるまでの仮の措置として、排水・地盤高調整などのための鋤とり・段差切り崩し・同斜面整備などをおこなった。

盛土 遺構を保存するため、旧地盤上に約五〇cm厚の山砂による盛土をほ



どこした。

水盛遺形 発掘調査によって現わした雑倉の遺構の平面を盛土上に移すための遺形を設定し、正確に移しとったうえ、新規の基礎工事の墨出しをおこなった。

地業 遺構に倣い、栗石によるこば立て敷き並べとし、目潰し砂利を詰めてつき固めた。

基礎石据付 札幌軟石一段を地業上に据え並べた。モルタルで固定をはかったが、補強として黄銅製ダボを埋め込んだ。布石の寸法は、幅が側廻り八寸、間仕切六寸、高さ一尺、長さ三尺見当を基本とした。

砂利敷 側廻りの柱真位置より外一・八mの範囲に、他の建物の施工に倣い、砂利敷をほどこした。



図31 石蔵 設備関係盤の設置状況

第十節 共通工事

1 共通仮設工事

a 境界柵

工事現場の敷地を定め、周囲に仮囲いを設けた。仮囲いは木柵とし、丸太掘立、柱一・八〜二m間隔、控え柱は三間ごと、胴縁三段につなぎをとったうえ、菱目ワイヤラスの金網張りとした。出入口は資料搬入用の幅広ゲート二ヶ所と通用口一ヶ所を設けた。

b 保存小屋

各建物の解体材を収納するため、仮設組立ハウスを設けた。平屋建、一〇間×三間、軽量鉄骨ハウス中古品とし、丸太杭基礎のうえ組立て、内部には解体材を有効に収納するため棚を設けた。

c 工作小屋

木工事その他、現地における加工工作の場として、工作小屋を敷地内に設けた。丸太組掘立式構造とし、小屋はトラスを組んだ。丸太材は、建地、控柱、桁、合掌等を、末口七七mm以上、布、筋違、母屋等を、末口六〇mm以上のマツ皮むき丸太とした。屋根は亜鉛引波形鉄板(厚〇・一六mm)とし、部分的に明かり取りとして塩化ビニル波板を張った。外壁も同様とした。出入口は上吊引戸とした。

d 休憩所兼倉庫

仮設組立ハウス、平屋建三間×四間、軽量鉄骨造の中古品とし、保存小屋に準じた。出入口を一ヶ所と窓二ヶ所を設けた。内部は一部を間仕切り、倉庫として使用した。休憩所には、テーブル・腰掛・湯沸場・ストーブを設置した。

e 事務所

木造平屋建、六間×三間、外壁は下見板張、屋根は鉄板一文字葺、内部の壁・天井は合板張、床はフローリング張とした。内部には事務室、休憩室、流し場、便所、浴室を設けた。設備は、電気・給排水・暖房・湯沸・電話等を設置した。

f 排除雪

冬期間、各建物及び仮設物について防雪養生をおこない、必要に応じて雪おろし、除雪をおこなった。

g その他

法規上必要な危害防止及び衛生上の点に関して必要な措置をとった。とくに防火面では、防火用水・バケツ・消火器を供え、訓練などもおこない、防火対策につとめた。

2 共通工事

a 共通電気工事

敷地内の幹線は、地中埋設とし、要所にハンドホールを設置して配管・配線した。各建物への枝配線は、建物の内部の比較的目立たない部分に、基礎の下

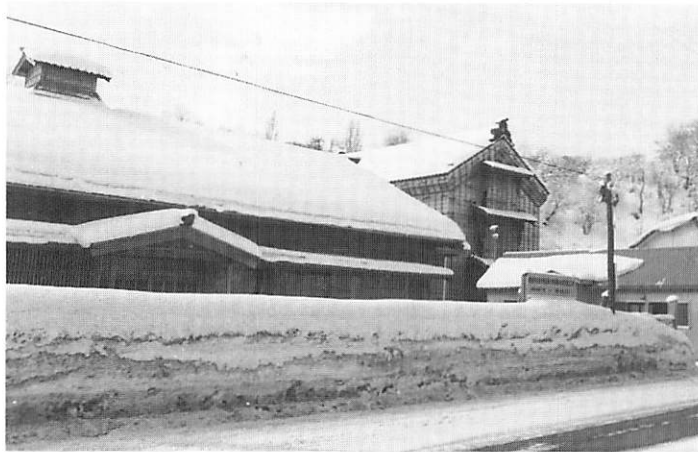


図32 冬期の現場状況



図33 雪おろし(米味噌倉)

を潜らせて立ち上げた。(照明器具・コンセント・機器類は、各工事において施工した。)

b 土留工事

敷地背後の丘陵の堆積土砂が敷地に流入し、米味噌倉・網倉などの建物の床下にも及んでいた。その防止のために、敷地と丘陵斜面立ち上がり境に擁壁を新設した。構造をコンクリート詰め間知石積みとした。擁壁頂部には斜面の雨水の排水溝(U字溝)を設けた。また、米味噌倉と擁壁の間の溝の建物側の石積み(雨落ち石)を一段高くした。間知石の大きさは見面で三六cm×三〇cmを標準とし、仕上がり野面積みに見えるよう、合端にモルタルができるだけ表れないように積んだ。

c 防災施設工事

自動火災警報装置 あらかじめ幹線を埋設し、各建物工事において個々に警報装置を設置した(各節参照)。使用機器はいずれも日本工業規格、日本電気工事規格、電気用品取締規則型式承認品、日本消防検定協会型式承認番号等により、選定した。施工は、消防法、同法施工例、施工規則、通産省「電気設備に関する技術基準を定める省令」、電気設備技術調査委員会編「内線規定」等によった。施工完了時には、関係諸官庁の検査を受けた。

消火栓設備 図に示す消火栓設備を設置した。



根石積



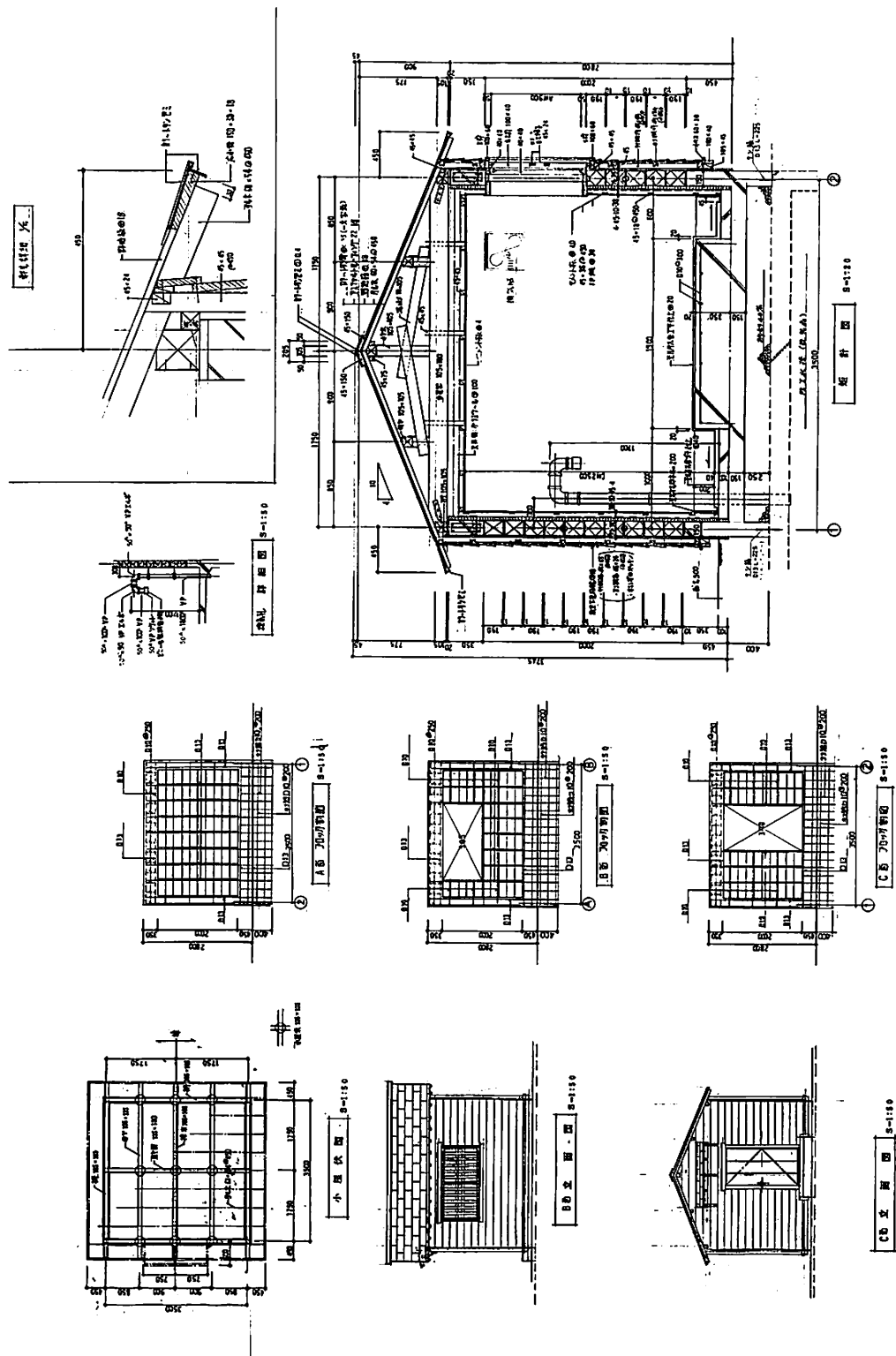
地業



完了

図34 土留工事

建築工事詳細図(1)

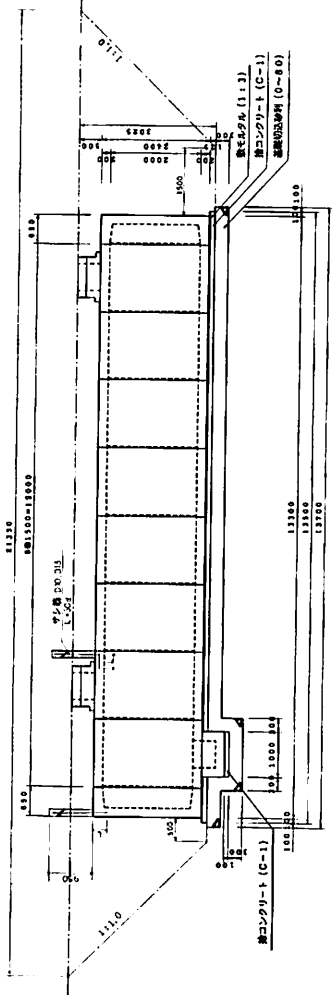


年度	平成 4 年度
工務	北神山市建設局 北神山市消防局
印刷	建築工事詳細図(1)
冊数	4 冊
設計者	設計事務所
設計年月日	平成 年 月 日
設計者	印

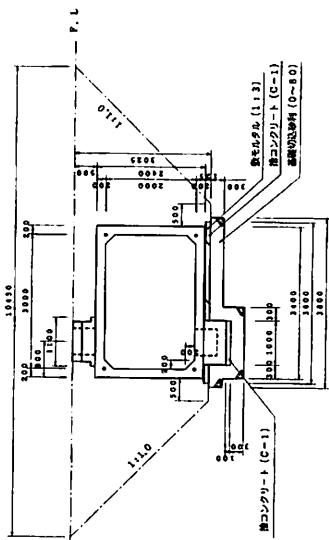
図36 消火栓設備ポンプ小屋

防火水槽詳細図

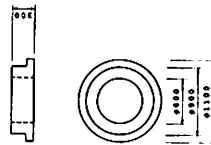
側面図 1/100



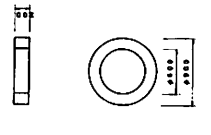
断面図 1/100



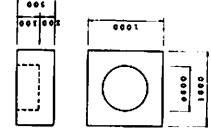
吸着吸入孔詳細図 1/100



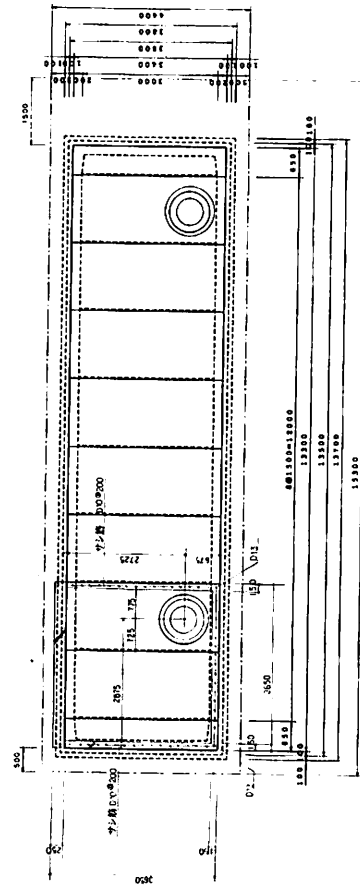
蓋ロック詳細図 1/100



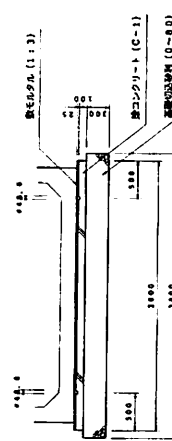
底栓ピット詳細図 1/100



平面図 1/100



蓋壁部詳細図 1/100



年	月	日	町	番	号
年	月	日	町	番	号
工	事	名	消防団の防火水槽の設置工事		
監	理	者	建設工務部 (3)		
施	工	日	年	月	日
監	理	者	建設工務部 (3)		

図38 消火栓設備貯水槽

年 度	平 成 4 年 度
工 事 名	支那山本町 消防ポンプ 及び放水銃
圖 番 号	備 後 支 那 山 本 町 5
設 計 日 期	平 成 4 年 月 日
製 図 日 期	平 成 4 年 月 日

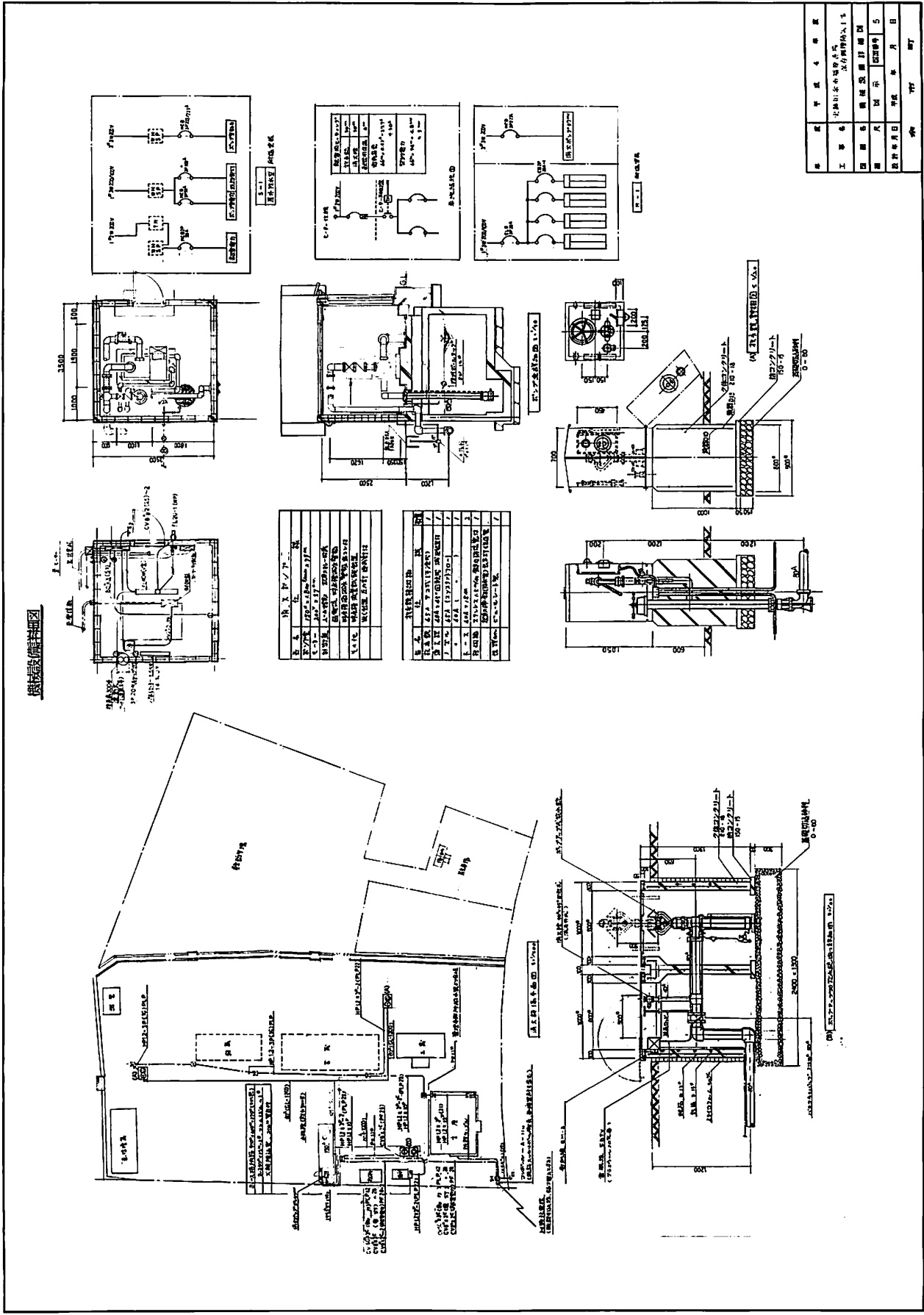


図39 消火栓設備ポンプ及び放水銃

第四章 環境整備工事

第一節 環境整備の計画

本環境整備は、史跡の保全を前提に各建築物と附帯施設が景観を損ねることなく、漁場として相応しい形で整備を行い、幅広い利用に供するものとする。

- 1 史跡のもつ独自の性格を生かして、周辺環境との景観的な調和に充分留意する。
 - 2 敷地全体は現況地形を生かし、基本的に旧状に復する形で若干の切・盛土を行い造成する。
 - 3 舗装材、施設構造物は、木・石等の自然素材を活用する。
 - 4 排水施設は、暗渠管を主体に考え、桝・外周側溝等表面上に露出する作物物については、石材による表面処理を行う。
 - 5 園路は歩行動線を明確にし、また、歩行性を考慮した舗装材を用い、管理性・利用性の向上を図る。
 - 6 全体及び各部ディテールについても、明治時代の文献・絵画・写真の他当時を知る人からの聞き取りも含め、より可能な限りの復原を行う。
- 以上のような基本方針をふまえて、各工種の整備を次のように行った。

第二節 地形造成工

一般的に漁場は、海岸の平地部に各建築物と附帯施設を配置されている。

これは、当時の漁業における作業効率と納屋場・干場といった施設の確保からも、一面敷地が基本であったことによる。

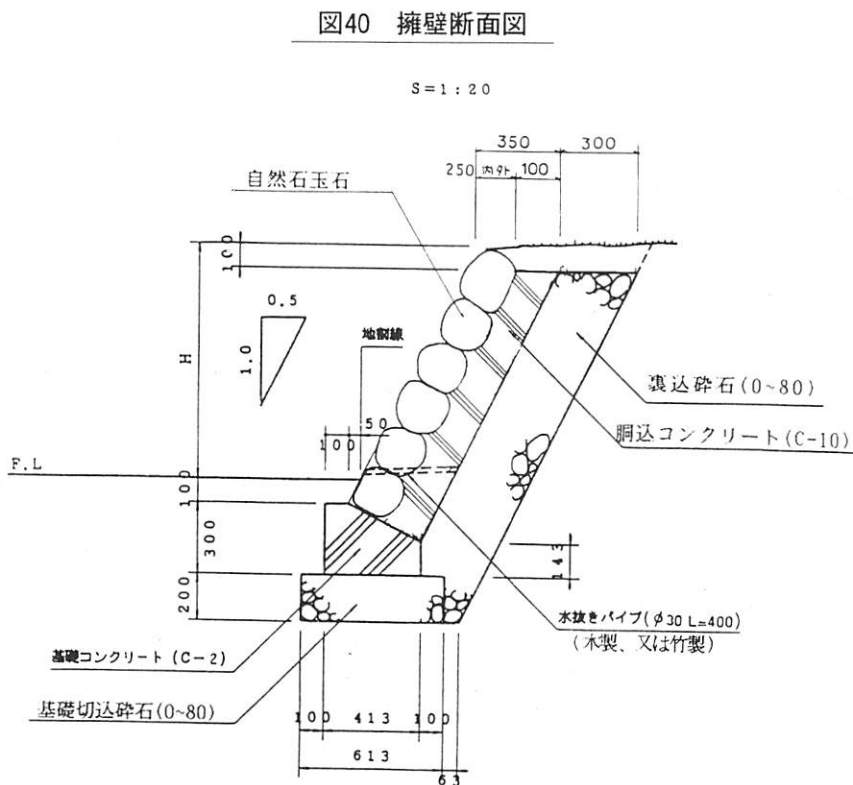
後志国盛業図録版画（明治二十二年）に示される本漁場も一面の敷地となっているが、現況地形は長時間の自然的、人為的作用により、法面や段作が形成されている。

地形造成に際しては、旧状に復することを年頭におき、各施設（広場）を平面とし、米・味噌倉、網倉と納屋場、雑倉間及び雑倉と石蔵の間に造成上の落差を集約し、スロープ・石積擁壁によって処理した。

また、各広場・園路部については、水勾配（一％前後）を設けた。



図41 石積擁壁施工状況



第三節 排水工

地上面に現れる排水作工物を極力少なくするため、園路・広場等は透水性素材を用い、透水管（ ϕ 一〇〇mm及び ϕ 一五〇mm）による盲暗渠を主体に各排水柵へ導くものとした。

排水柵は管理上、また透水性舗装面の目詰り等による透水機能の低下時にも充分排水が可能なものとした。

十二ヶ所の各柵は $\nu\phi$ 二五〇mmで連結し、最終柵より中央部水路へ、フレキシブルパイプ ϕ 二五〇mmにて放流する。

北側、東側の敷地境界沿い及び二ヶ所のスロープ法尻部には自然石洗い出し仕上げの皿型側溝を敷設し、敷地外への雨水の流出、スロープ法尻部の破損を防いだ。

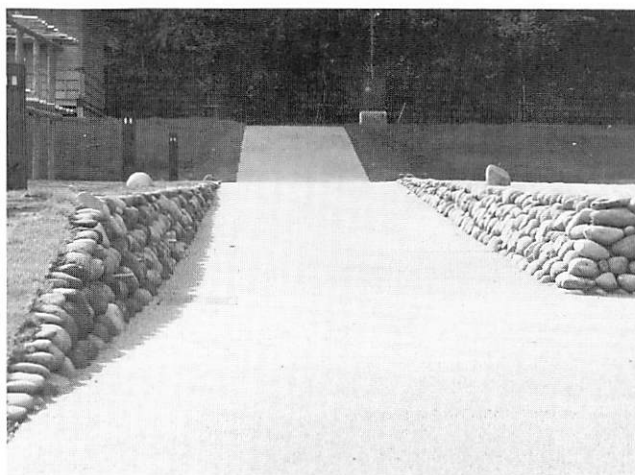


図42 スロープ（中央）と石積擁壁（右・左側）の状況



図44 皿型側溝布設状況
（主屋より米味噌倉方面）



図43 V U管パイプ布設状況

図45 主屋（左）と文書庫（右）間の園路予定地



施行前



施行後

園路は、明治の漁場風景にはなかつた施設だが、今後の管理・運営性、また利用性を考慮すると必要であり、その型状においては、周辺景観との調和に留意し、当時の干場等の路面である土、或いは小砂利を素材に歩行性・耐久性を重視した舗装とした。

舗装面に排水施設が目立たなく、雨上り直後の利用可能な園路として、路盤（〇～八〇）二四〇mm、透水性アスコン五〇mmの上に小砂利（五mm級）一〇mmを透水性エポキシ樹脂剤にて固定させ透水性自然石舗装とした。

米・味噌倉、網倉正面は、本敷地内で最も高い面であり、全体を見渡せる展望スペースとなっているため、背後の山並みが接し、落葉・土砂等の影響を受けることから管理が容易な自然石化粧平板による舗装とした。



図46 米味噌倉から主屋方面（園路部分）



図47 石蔵前面（園路部分）

図48 主屋国道沿い園路整備状況

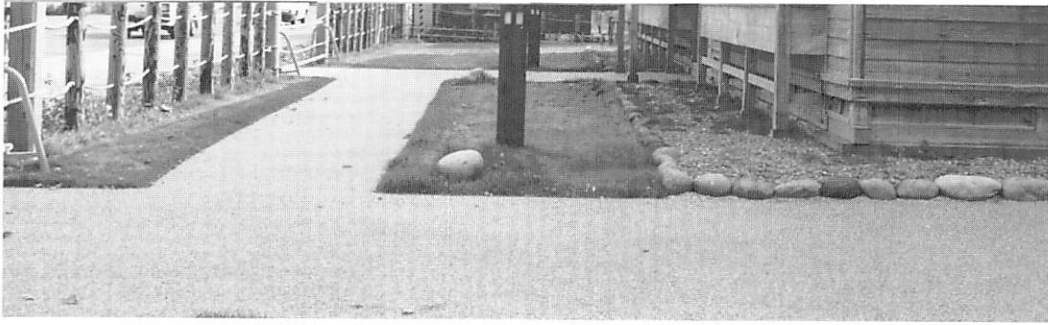


図49 平板舗装工事着工前



図50 平板舗装工事完成



図51 透水性自然石舗装

(園路 A)

S = 1 : 50

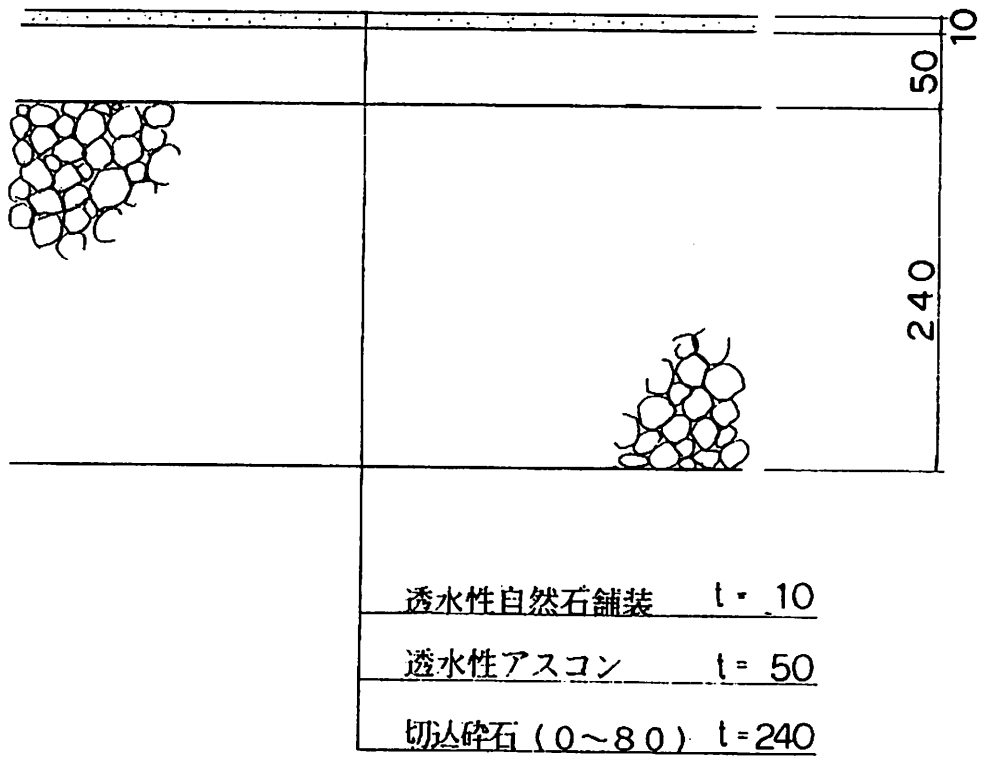


図52 小砂利舗装

(園路 B)

S = 1 : 50

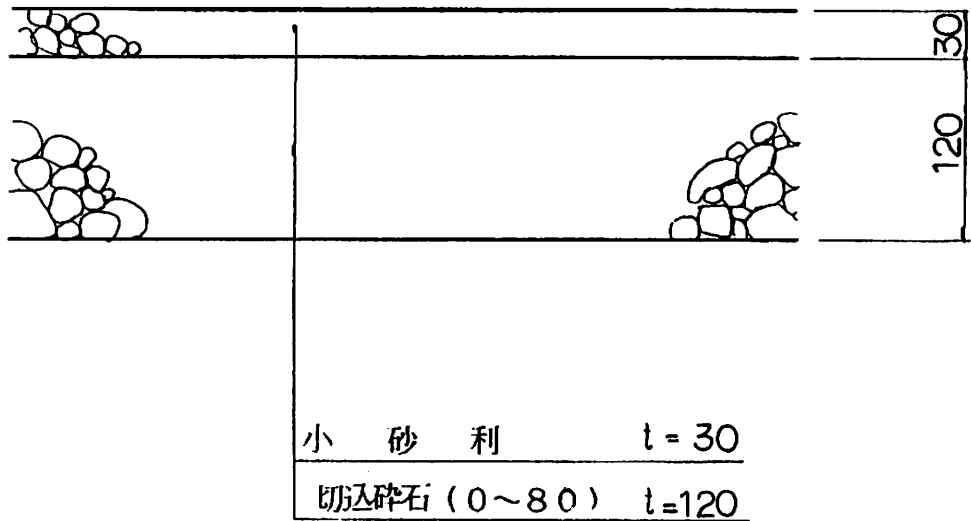


圖53 化粧砂利塗裝工事定規圖

(建物軒下砂利)

S=1:50

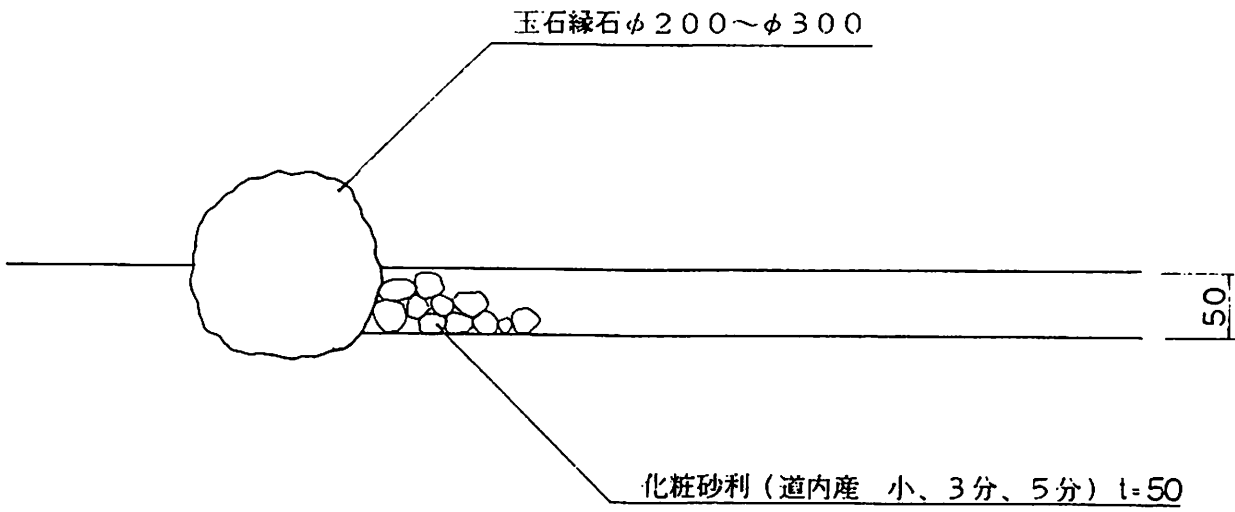


圖54 芝生保護材

(芝生内通路)

S=1:50

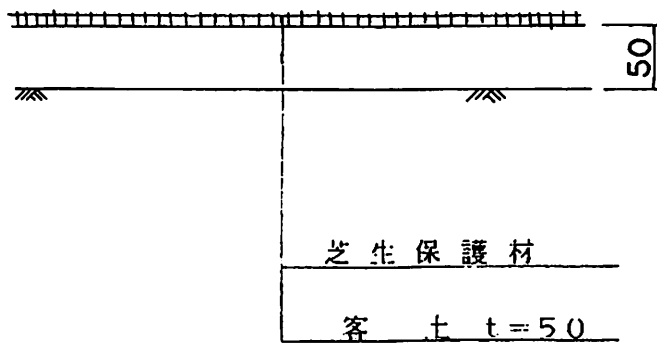


図58 Aタイプ

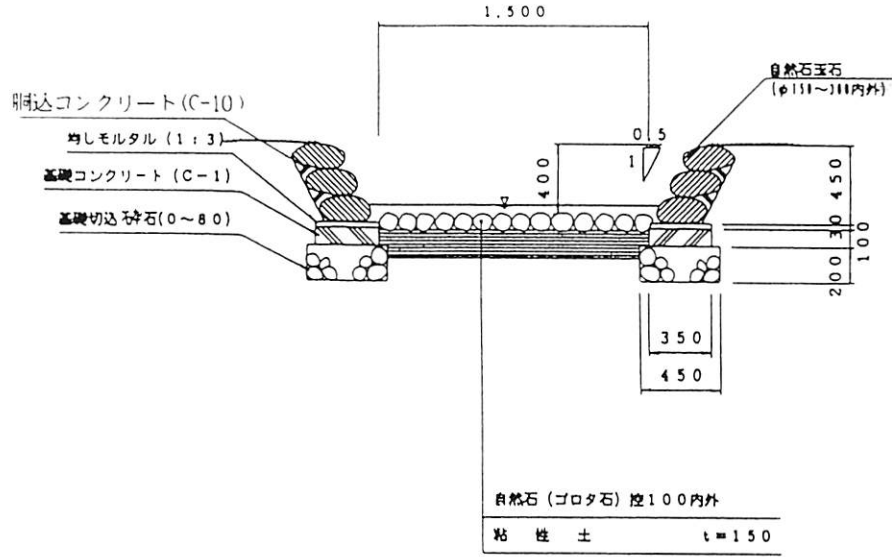


図59 Bタイプ

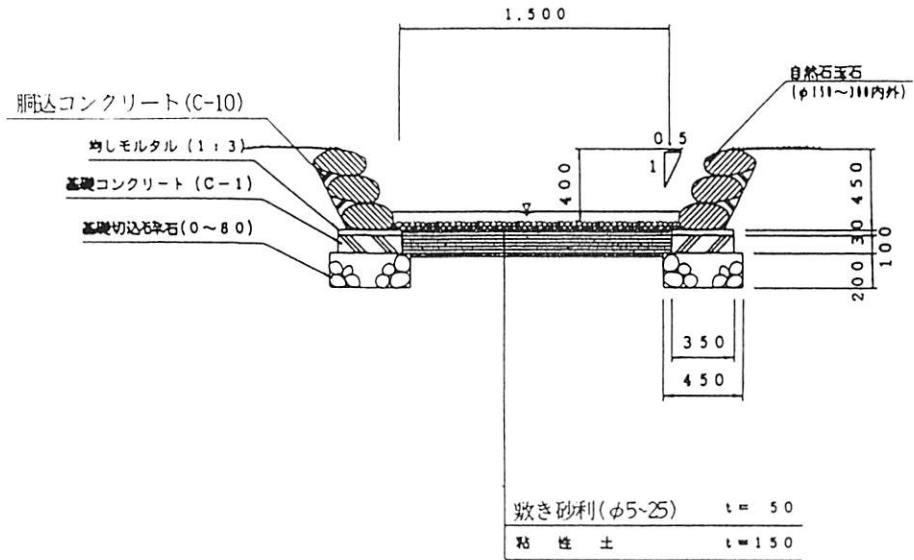


図61 水路整備後 (下流)

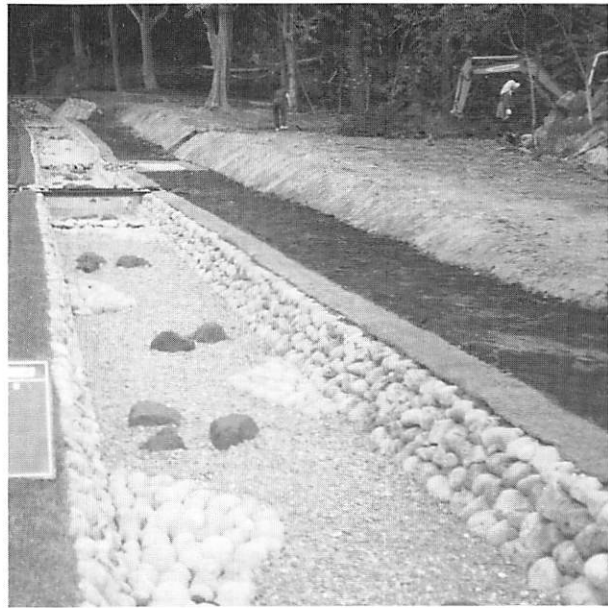


図60 水路整備後 (上流)

図62 落差工平面図

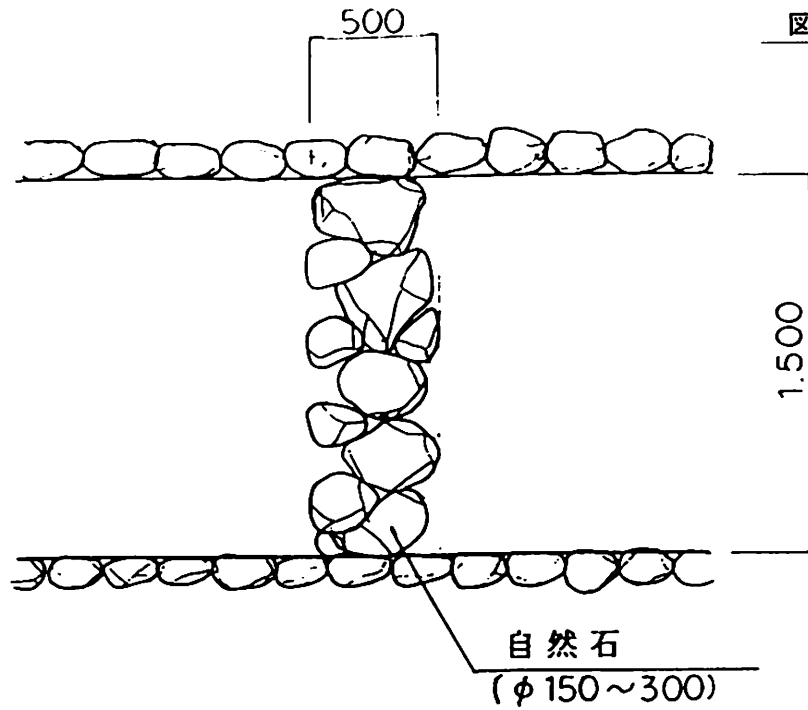
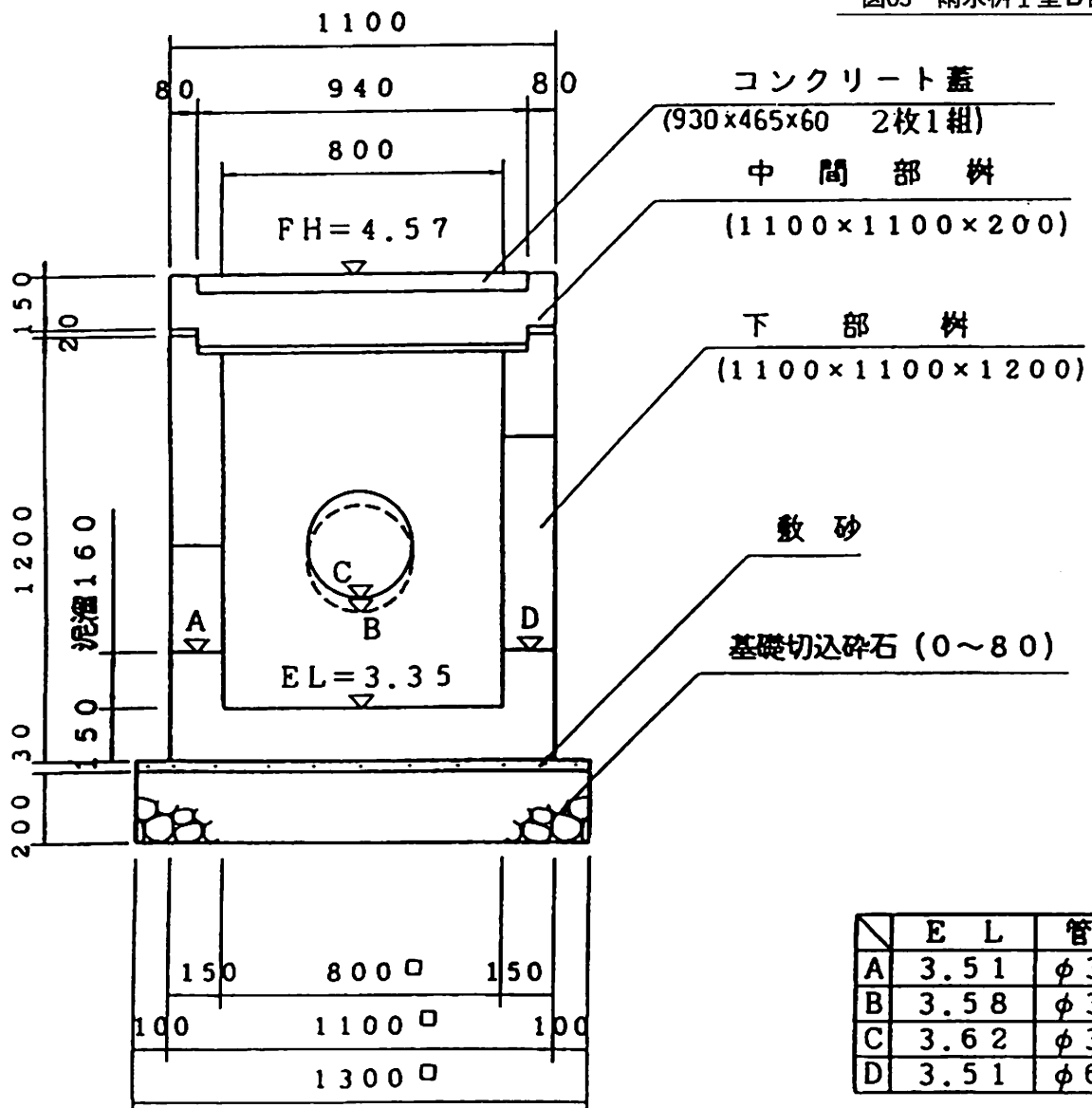


図63 雨水樹I型B詳細図



第六節 納屋場・干場・白子干場工

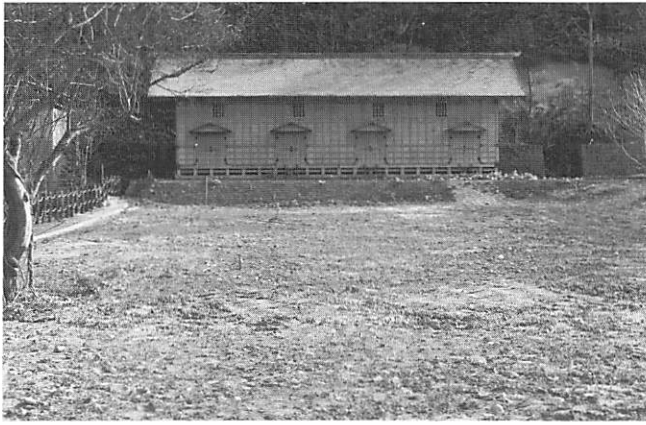
納屋場・干場・白子干場は、漁場所有者及び古老等からの聞き取りや写真等を参考にし、当時は土の広場であったが、今後の維持管理性や雨天時の利用性を考えると問題点が多いことから、素材感の近いダスト或いは小砂利による舗装とした。

納屋は当時と同様に、落葉丸太を防腐処理等を行わず、皮剥ぎの状態で使用し復原した。

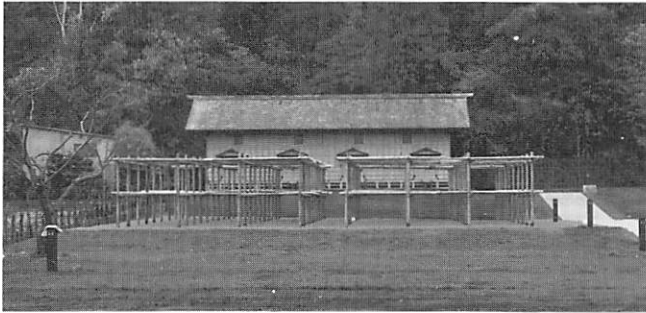
結束部は、番線によって固定し、上から荒縄によって当時の縄締めを再現した。

白子干場についても、当時の写真等を参考に丸太を荒縄で締め、ヨシワラのスタレを配置した。

図67 納屋場予定地（主屋から米・味噌倉方面）

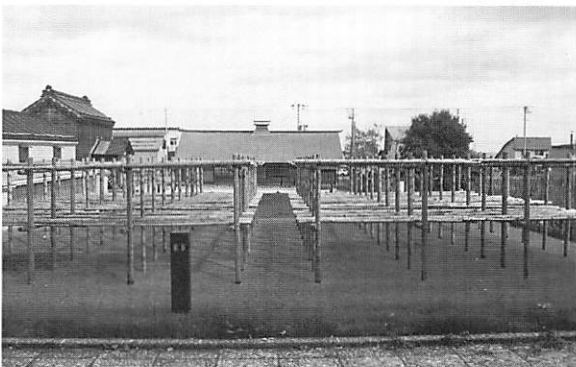


施工前



施工後

図69 米味噌倉から主屋方面



納屋場

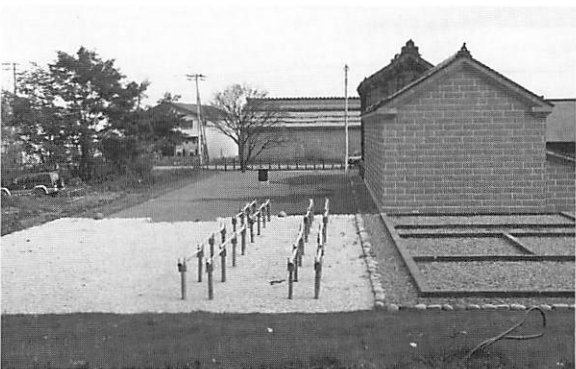
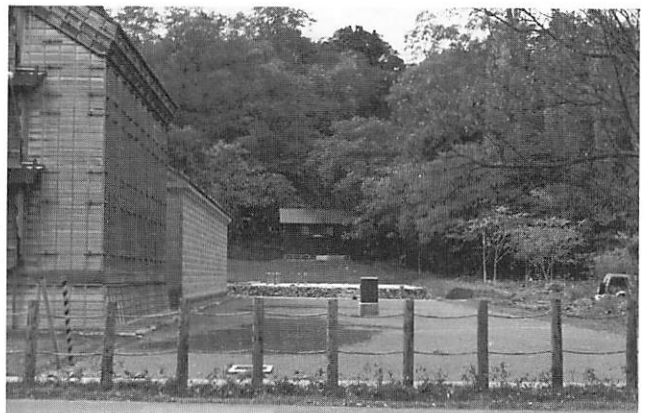


図70 白子干場施工状況

図68 干場予定地（国道より網倉方面）



施工前



施工後

図71 納屋詳細図

S = 1 : 50

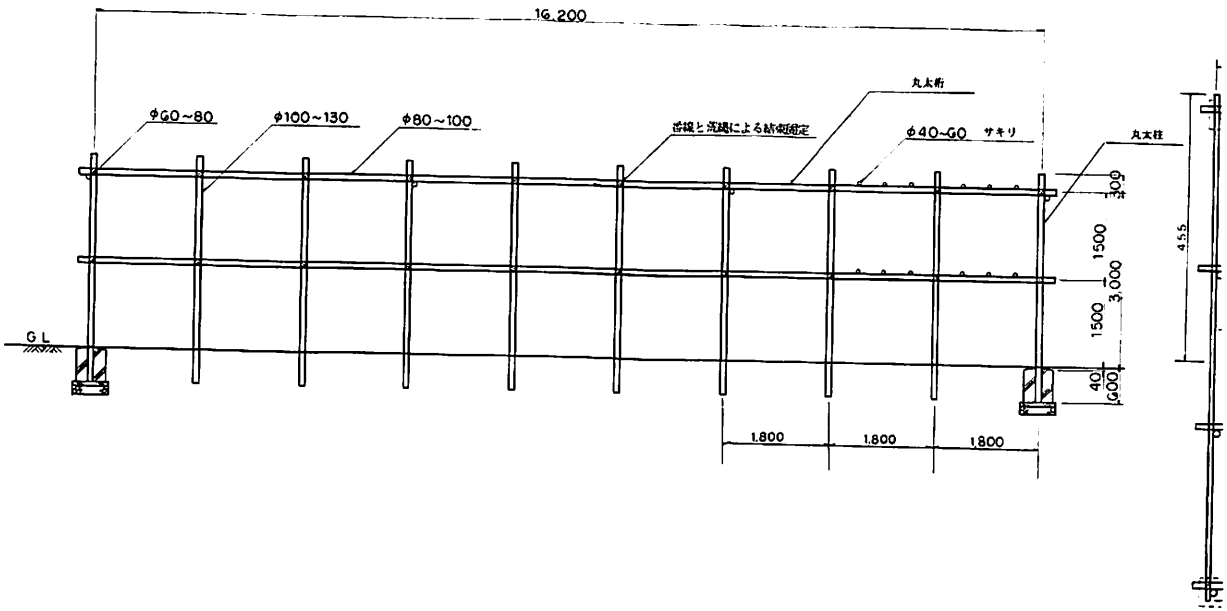


図72 上部平面図

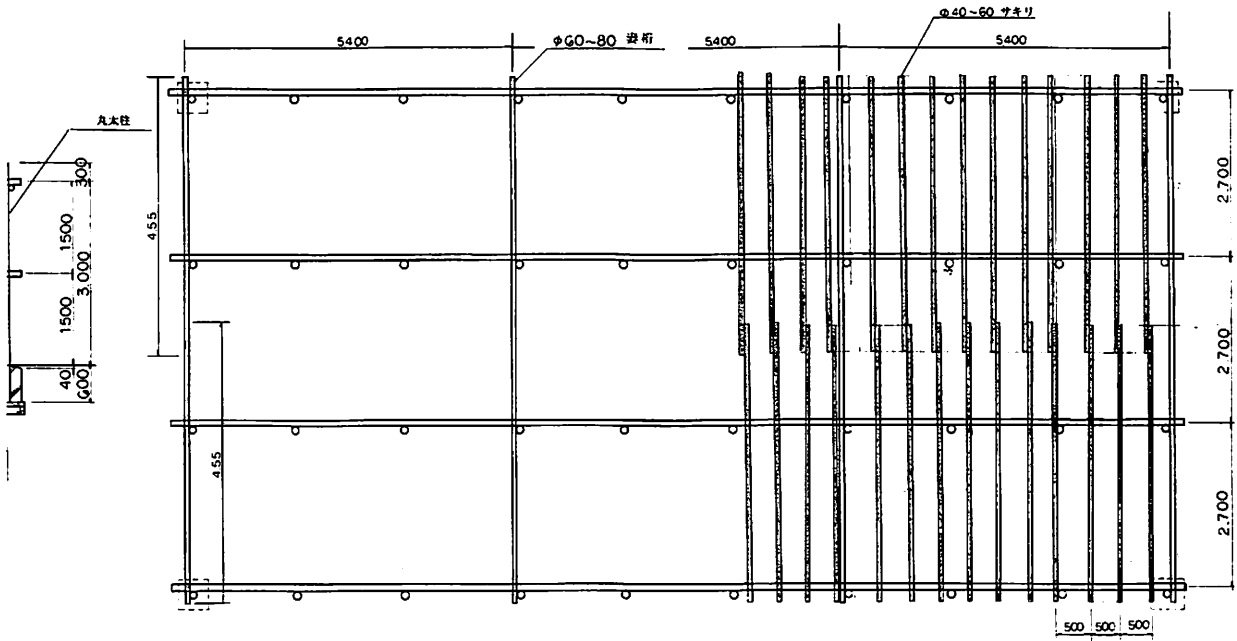


図73 下部平面図

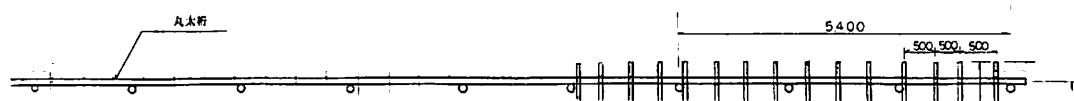


図74 白子干場詳細図

S = 1 : 20

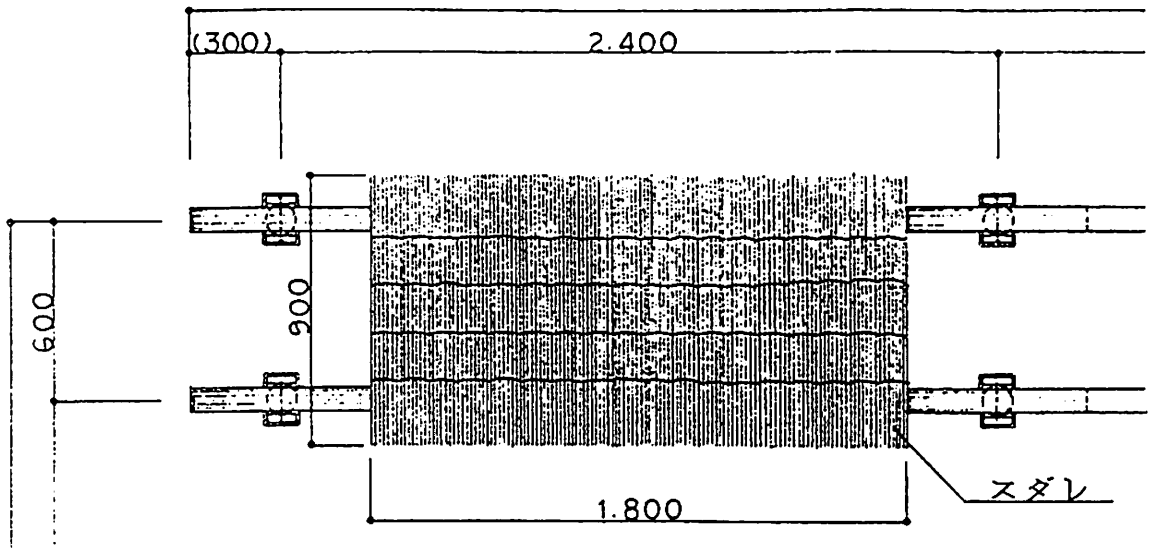


図75 平面図

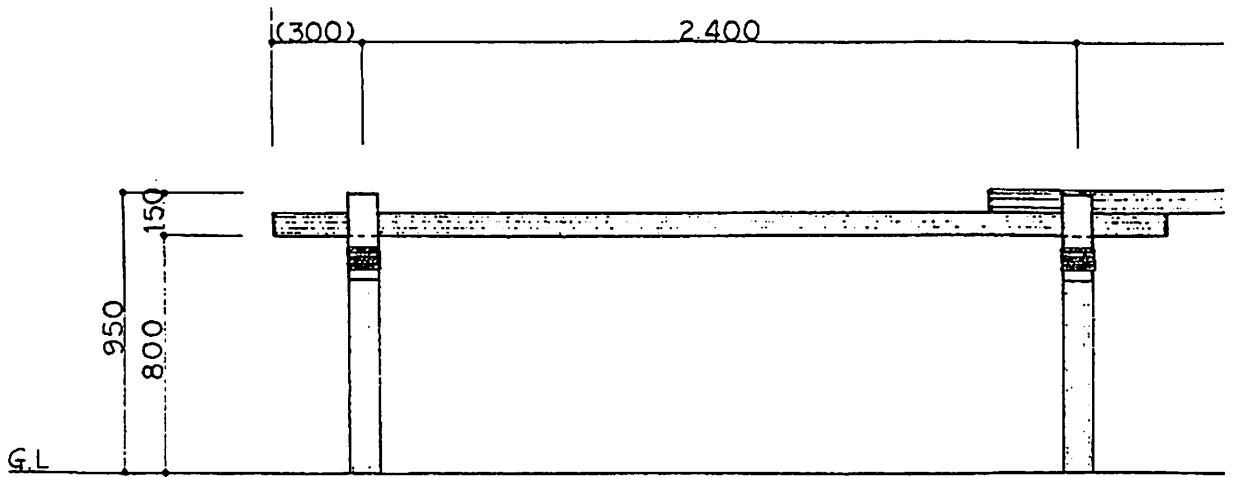
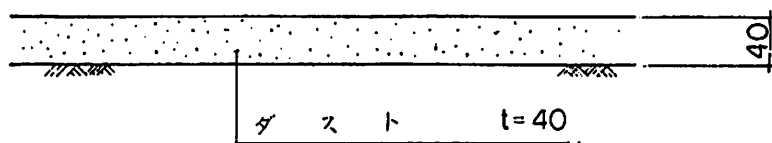


図76 立面図

図77 ダスト舗装

S = 1 : 50

(納屋場・粕干場)



第七節 照明工

本漁場における照明設備は、夕暮れ時の視線誘導を主目的として計画、整備を行った。

照明柱は、木製フットライト型とし、周辺環境に溶け込むシンプルなデザインとした。照明柱の高さは芝生広場・納屋場等においては、園路の除雪による雪対策から一・二mとするが、その他は一・〇mとして各必要ヶ所に配置した。

図78 照明灯詳細図

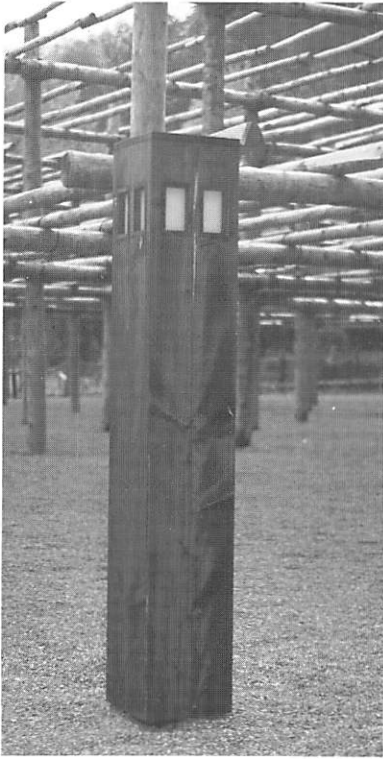
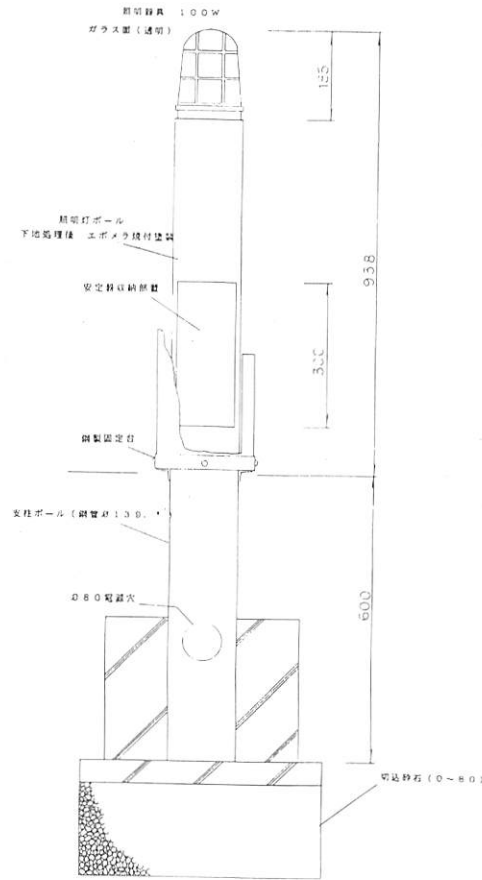


図79 照明灯設置状況

第八節 境界柵工

史跡指定地外周及び国道沿いに安全と維持管理のための保護柵を設けた。素材は、φ二〇〇mmの焼丸太と麻ロープで周辺景観に溶け込むものとし、地上高一・二mの柱を一m間隔に立てて段ロープを張るといった簡単な構造のものとした。

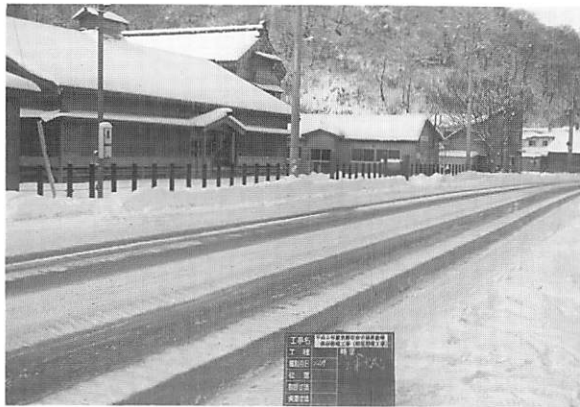
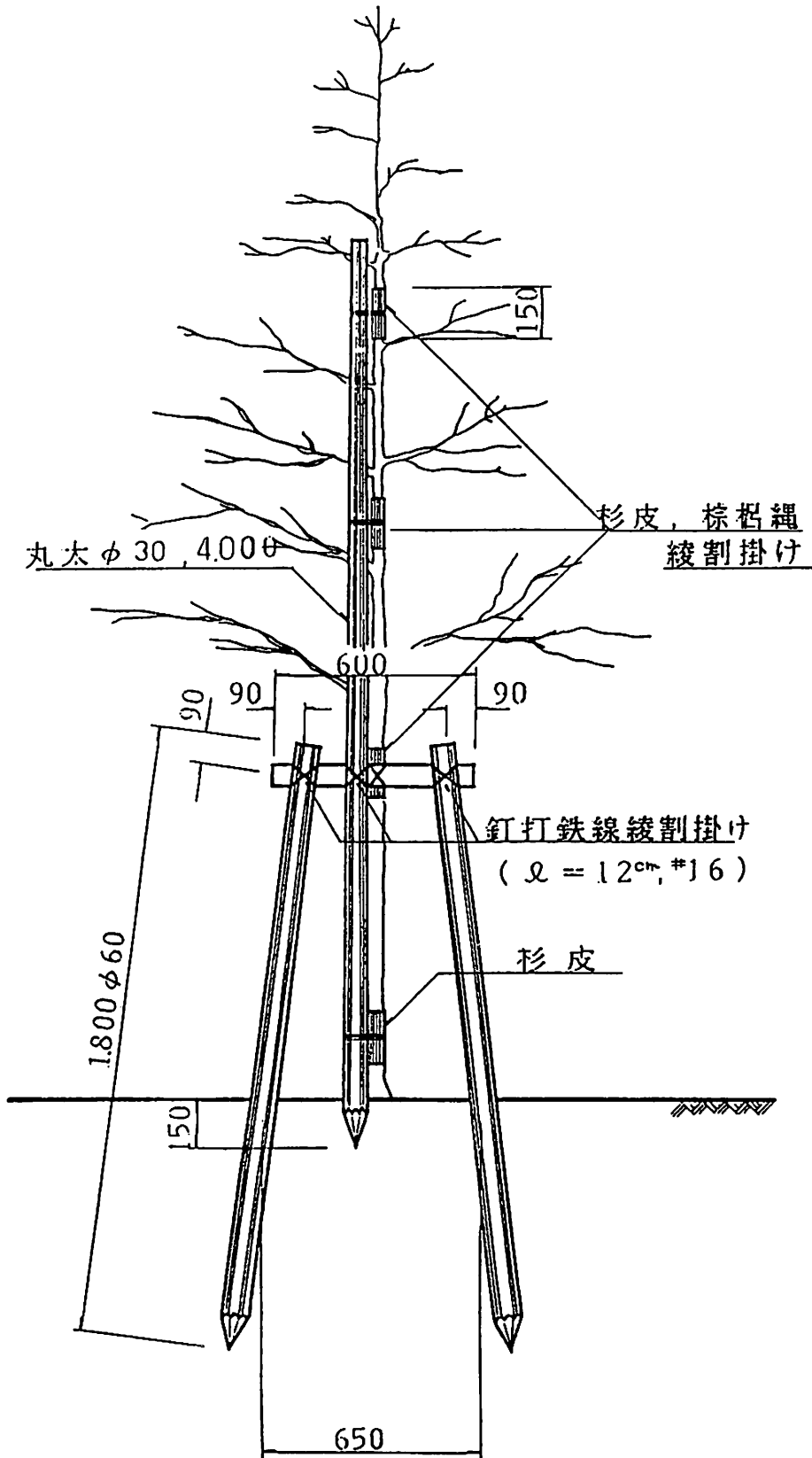


図80 国道沿い保護柵施工状況



図81 内周保護柵施工状況



明治二十年代の本漁場の写真・絵などの資料を参考に、必要な既存樹木を残し、補植的にエゾヤマザクラ、ソメイヨシノ、ヤマモミジ等を植えた。
また、境界柵沿いに這性種ハマナス及びニシキギを列植し、生垣とした。

第九節 植栽工



図88 総合案内板（正面）



図89 総合案内板（沢町方面より）

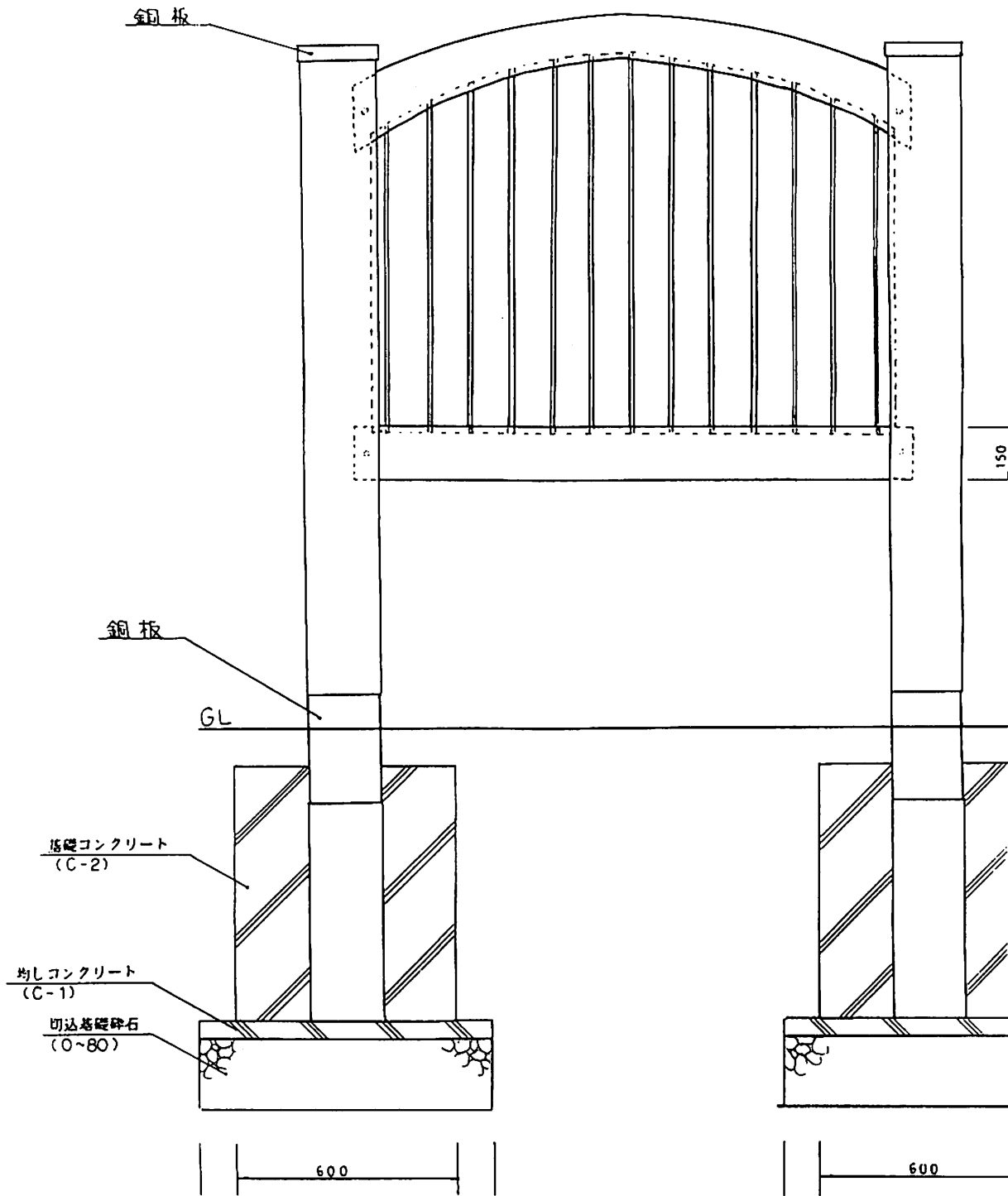
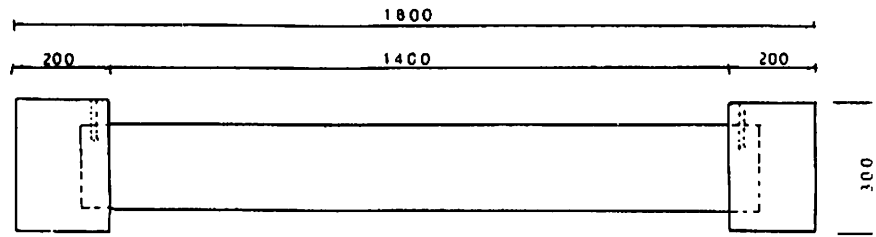


図91 澗印灯



図90 総合案内板（大川方面より）

図92 総合案内板



写 真

主 屋



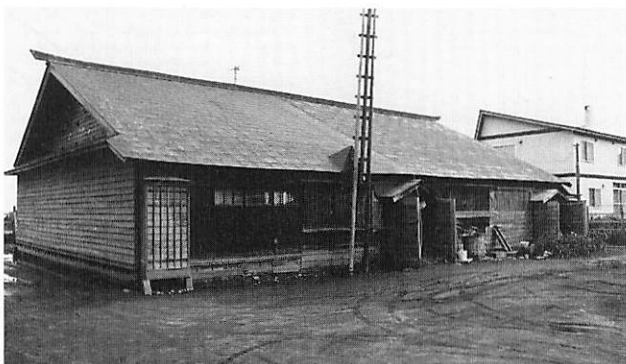
1 修理前 正面全景 右は文書倉



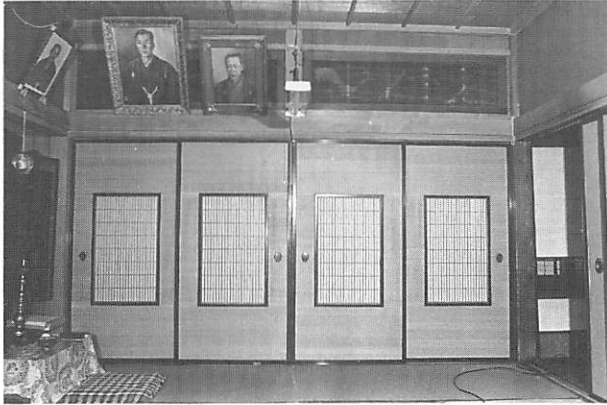
2 修理前 背面全景 左は文書倉、右は便所・物置



3 修理前 正側面 北東より見る



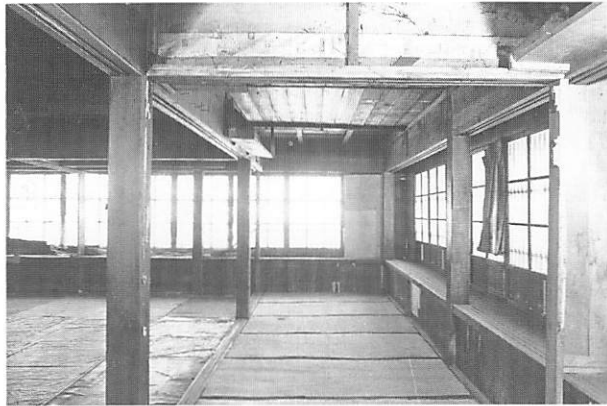
4 修理前 背側面 南西より見る



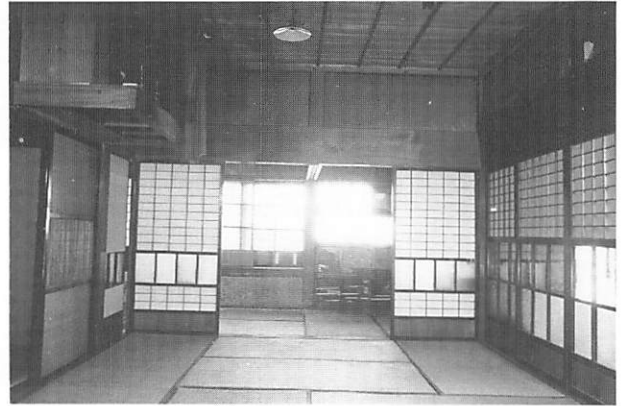
2 修理前 「床の間」 北面



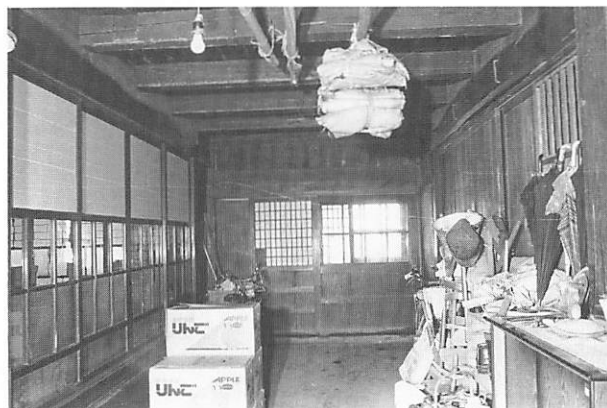
1 修理前 「床の間」 西面



4 修理前 「船頭部屋」 南より見る



3 修理前 「中の間」 西面

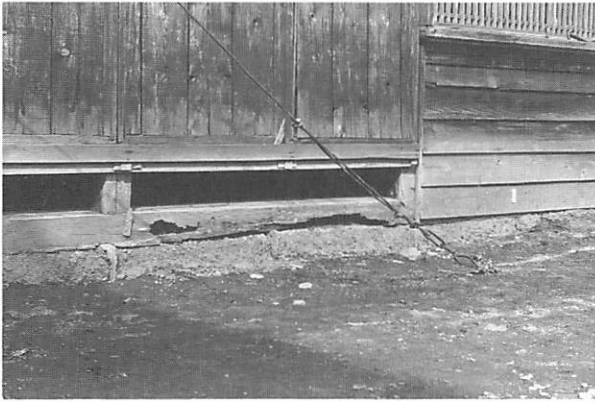


6 修理前 「庭廊下」 南より見る

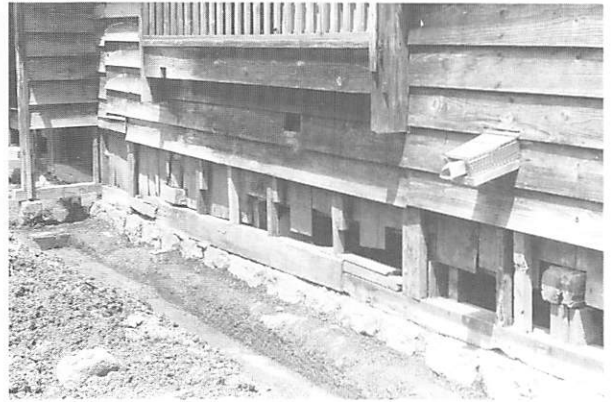


5 修理前 「台所」 東より見る

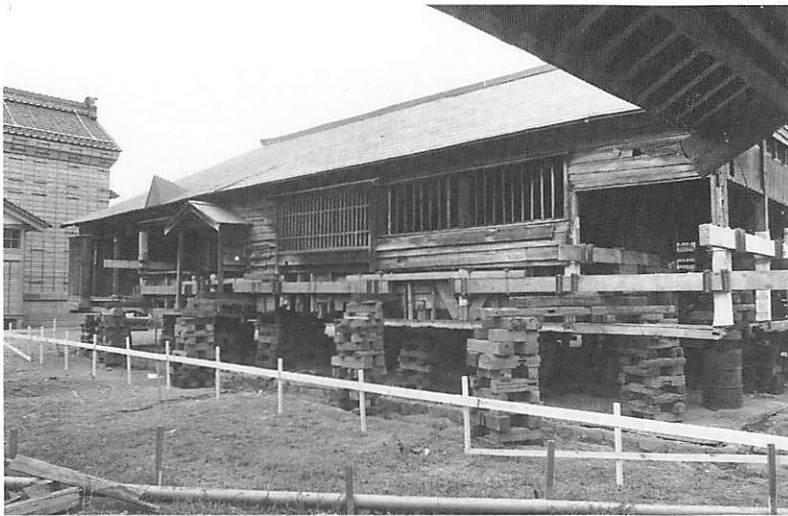
主 屋



1 修理前 基礎と土台の破損・腐朽



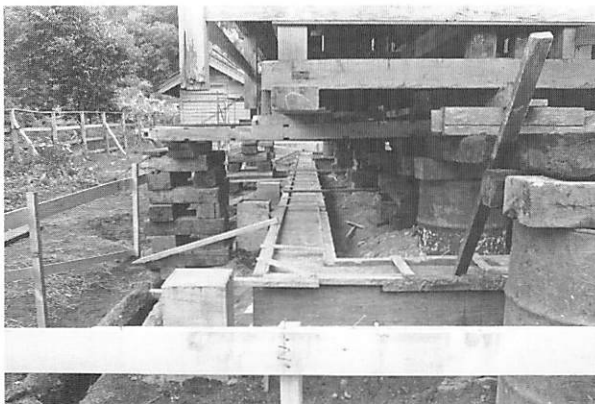
2 修理前 基礎と排水溝



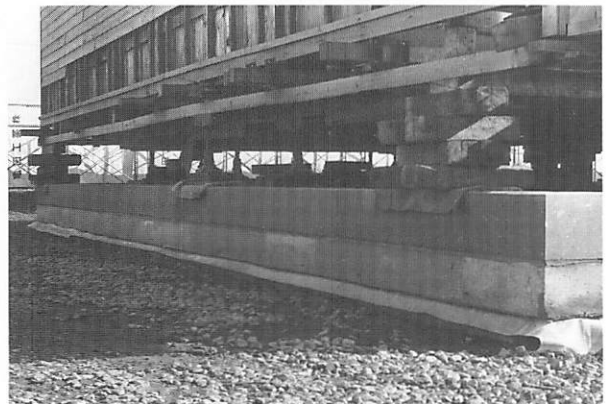
4 揚屋工事 各所修理の前にまず揚屋をおこなって基礎と土台の修理と、地上げをおこなった。その際、あらかじめ行った調査に基づいて復原の部分の基礎廻りを同時に施した。



3 修理前 埋まっていた排水溝



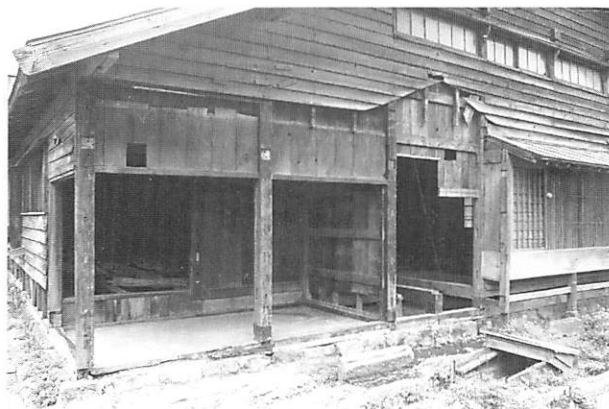
5 基礎コンクリート工事 (旧礎石の上に据付)



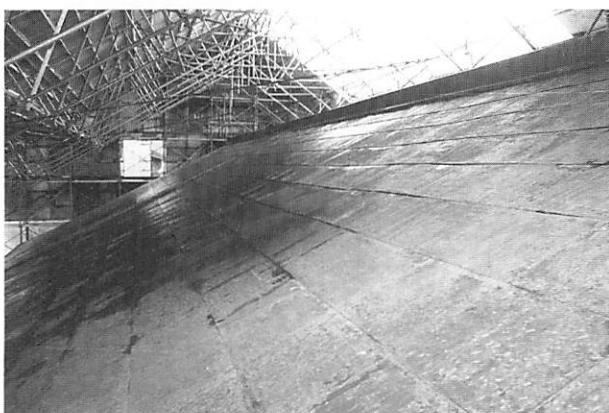
6 新基礎 (地上げによる) の据付



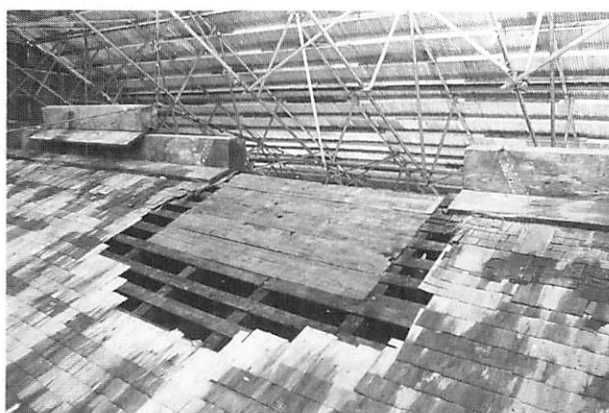
1 解体中 東面下屋（後設）の解体



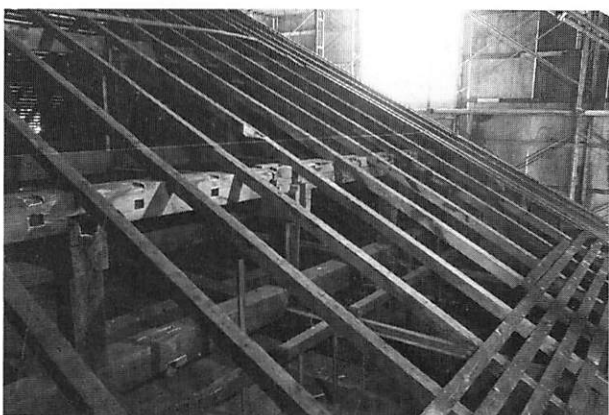
2 同左撤去後の本体軸部 壁の痕跡



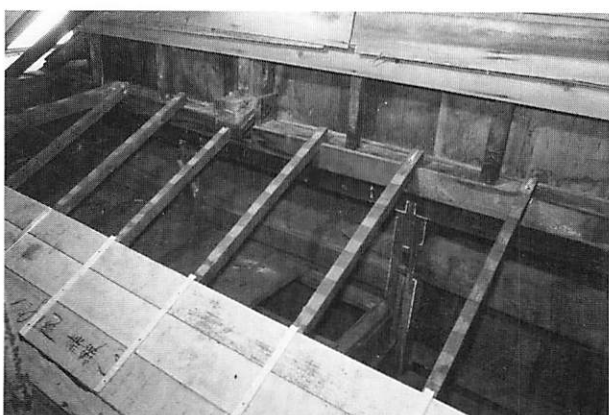
3 素屋根の建設



4 解体中 屋根 煙出し棟の痕跡



5 解体中 屋根 転用材を使用した母屋



6 解体中 西面下屋 改造がみられる

主 屋



1 素屋根 背面全景



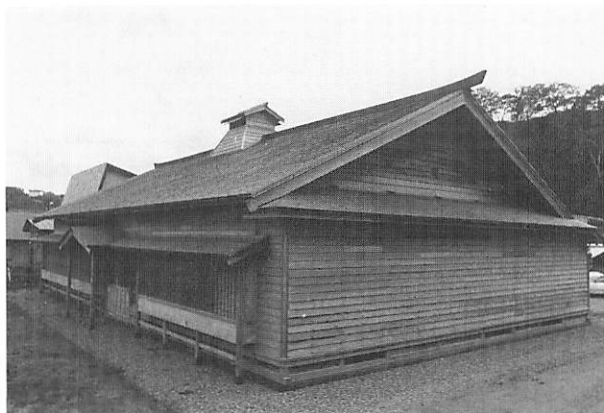
3 屋根工事 桎葺葺上り 西妻南より見る



2 屋根工事 桎葺



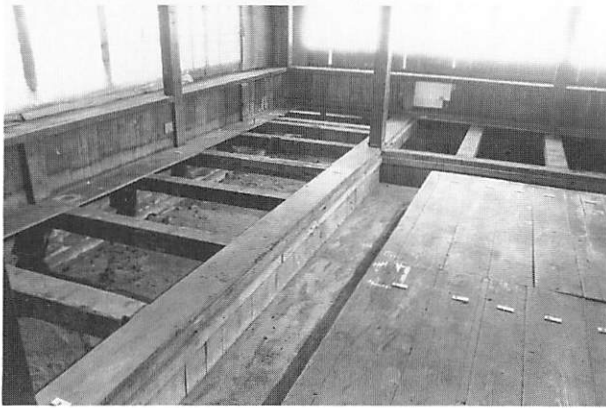
4 屋根工事 桎葺葺上り 南面西より見る



5 竣工全景正側面 北西より見る



6 竣工屋根及び煙出し



2 解体中 「漁夫溜場」床組 西より見る



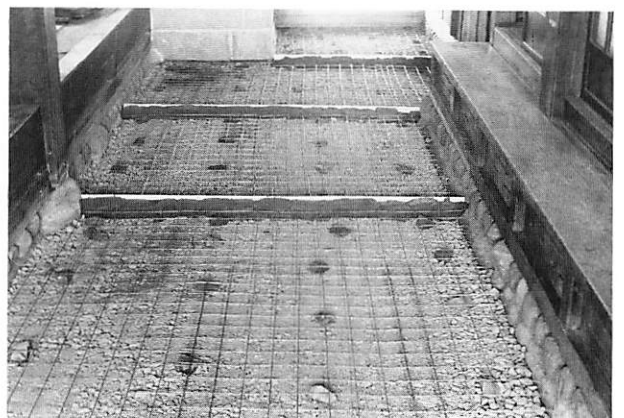
1 解体中 「漁夫溜場」床組 北西より見る
転用材が用いられている



3 解体中 座敷床組 北より見る

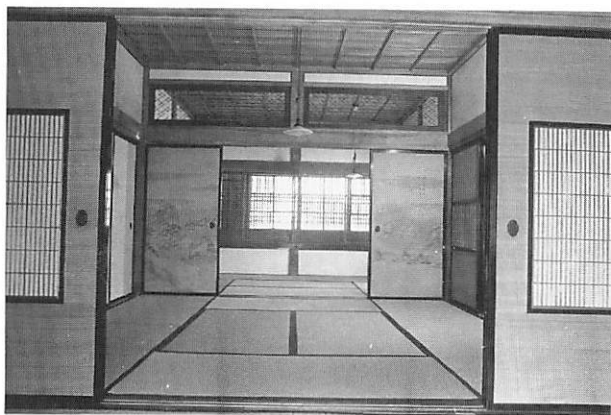


5 組立中 「漁夫溜場」 西南より見る

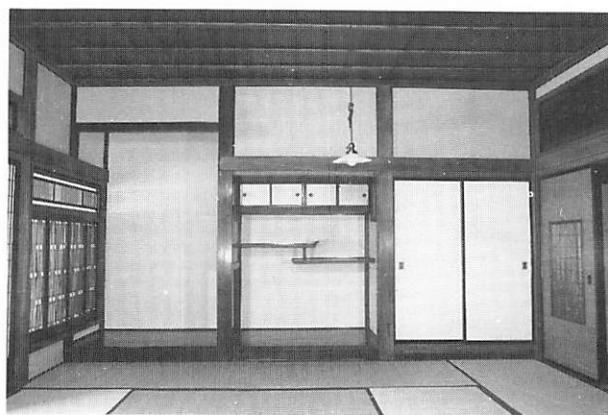


4 組立中 「庭廊下」土間コンクリート打ち

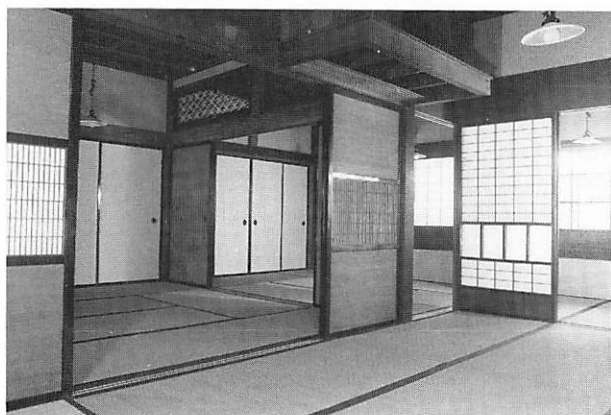
主 屋



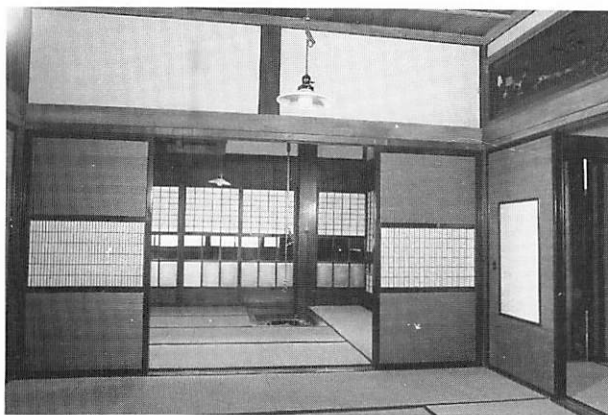
2 竣工 「床の間」から「中の間」「次の間」を見る



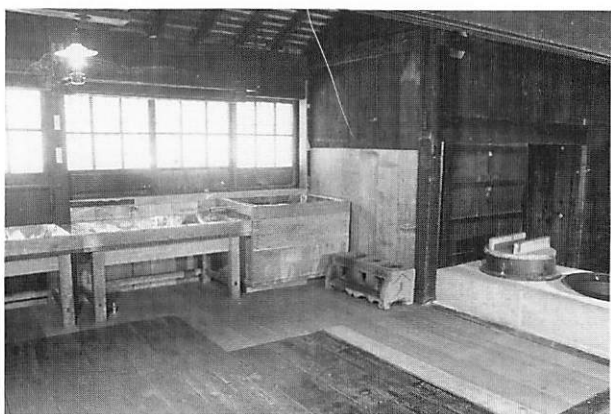
1 竣工 「床の間」西面



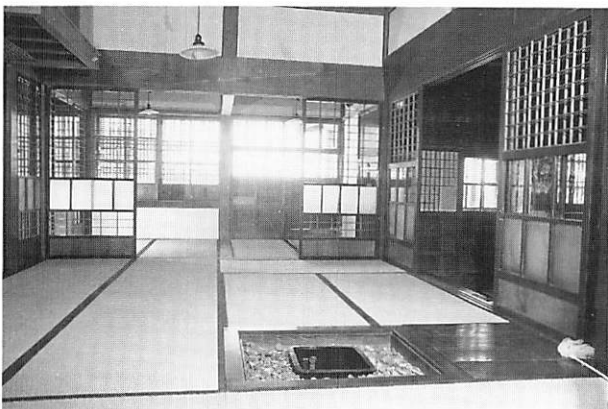
4 竣工 「茶の間」から「中の間」「次の間」を見る



3 竣工 「中の間」から「茶の間」を見る



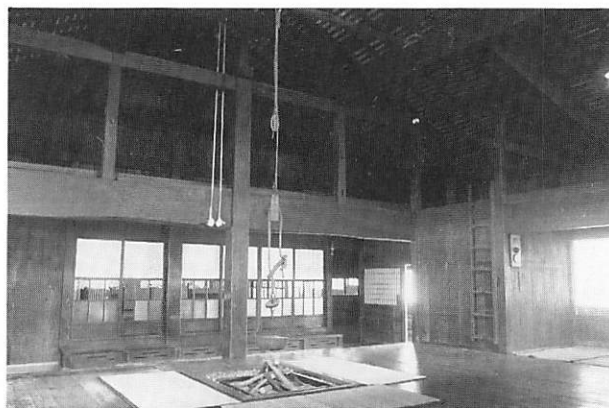
6 竣工 「台所」 西南部



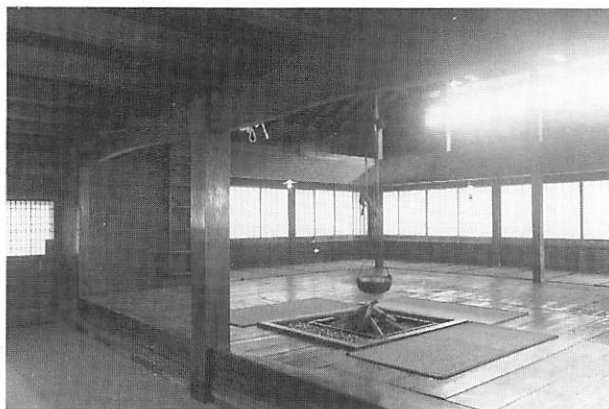
5 竣工 「茶の間」から「帳場」を見る



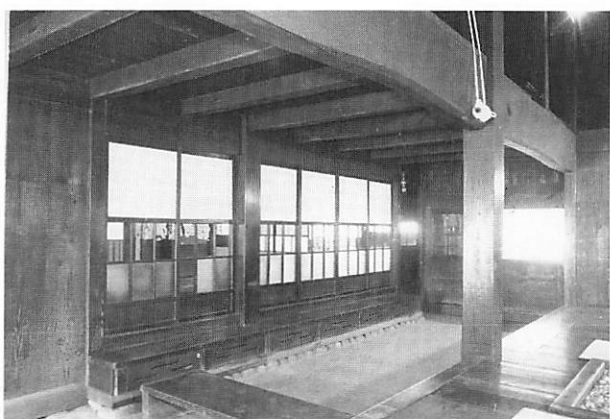
2 竣工 「漁夫溜場」 東より見る



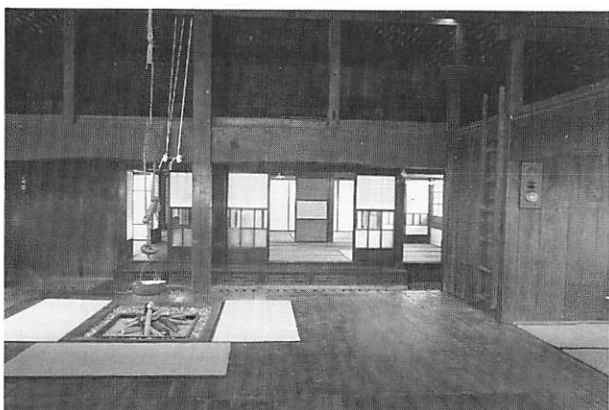
1 竣工 「漁夫溜場」 東南より見る



3 竣工 「庭廊下」と「漁夫溜場」 南西より見る



4 竣工 「庭廊下」 南東より見る

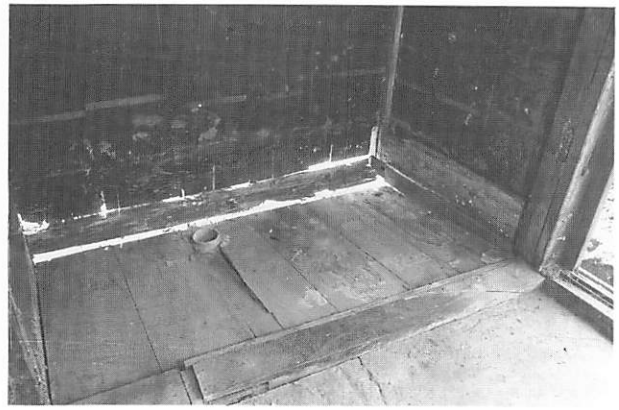


5 竣工 「庭廊下」と「座敷」 東より見る

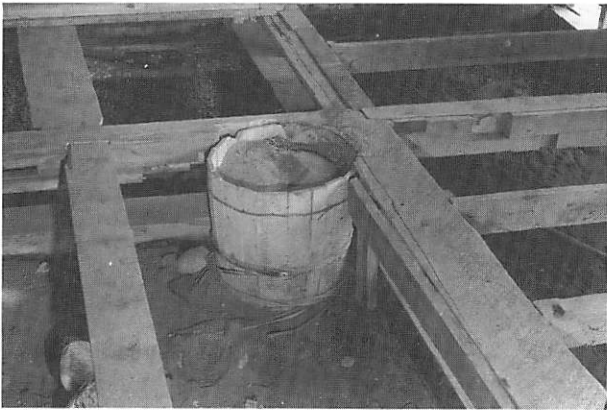
主 屋



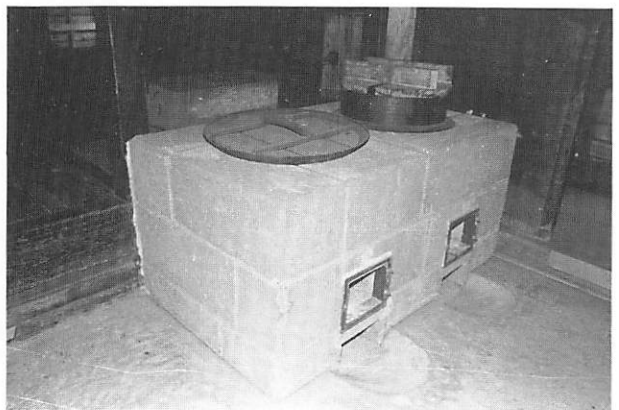
1 後設東面下屋の内部



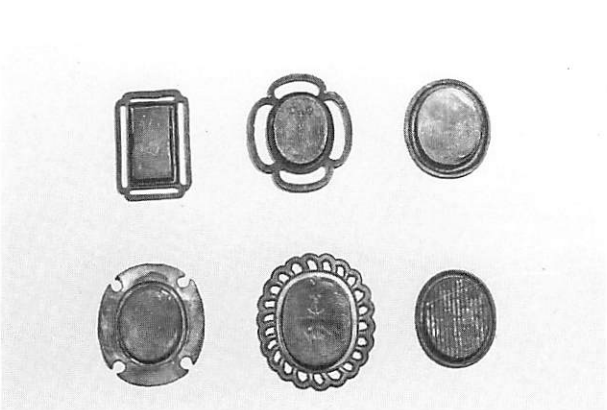
2 後設東面下屋 床面



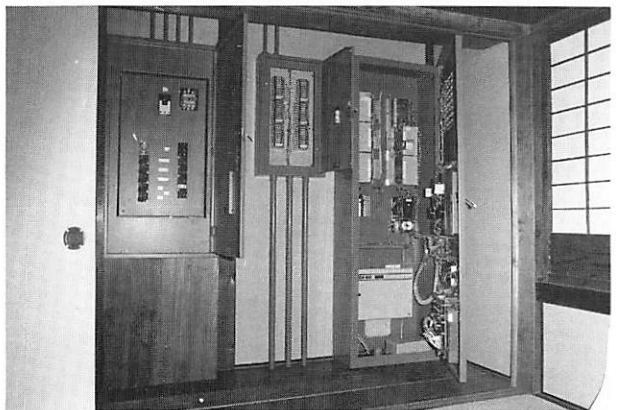
3 「居間」の炉装置



4 復原カマド（「庭廊下」南端部）



4 衾引手金具各種



5 電気関係盤の設置 「次の間」押入



1 修理前 正面（東面）



2 修理前 北側面



3 修理前 屋根・棟積破損状況

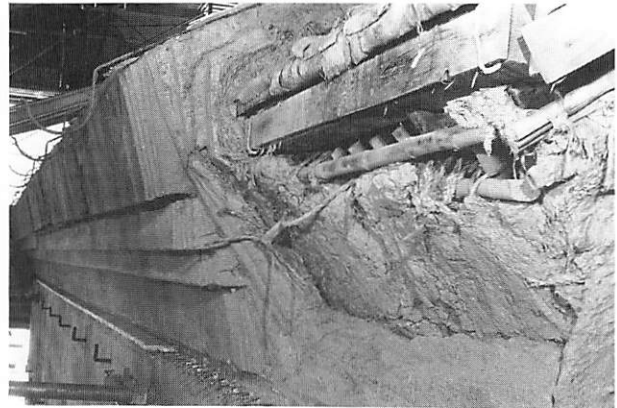


4 解体中 前室屋根土居葺破損状況

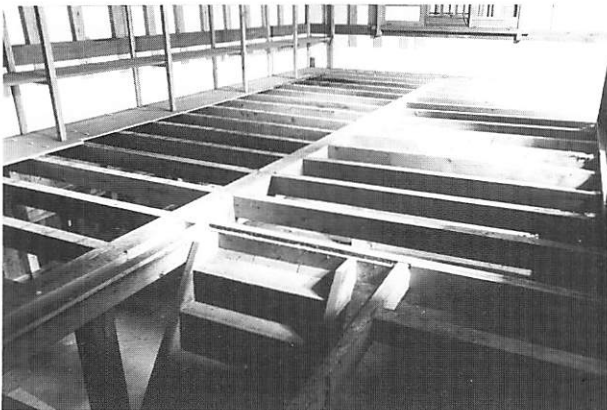
文書倉



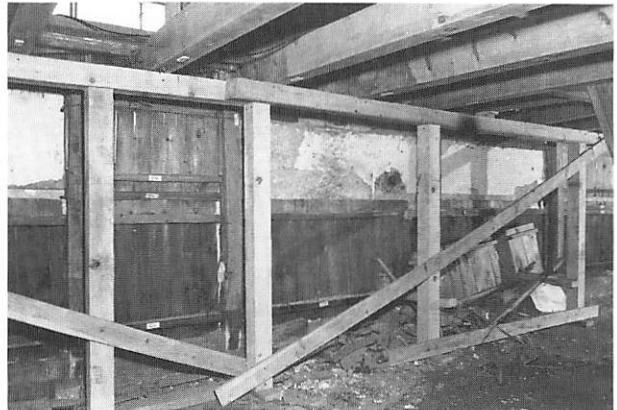
1 修理前 妻部土壁破損状況



2 解体中 軒土塗及び下地断面



3 解体中 1階床組



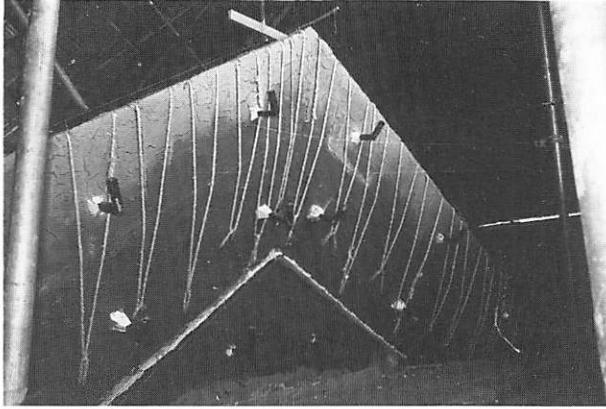
4 修理前 地階現状



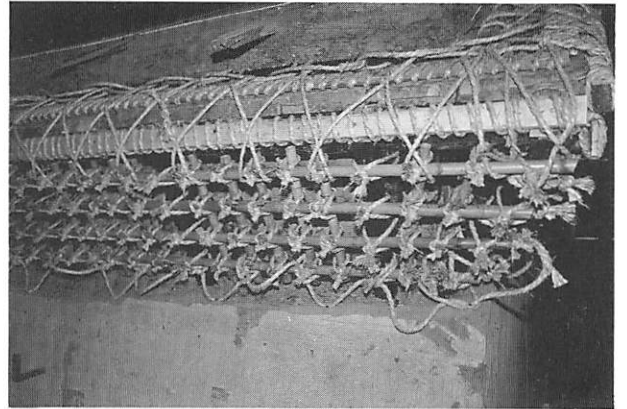
5 修理前 腰部土壁破損状況



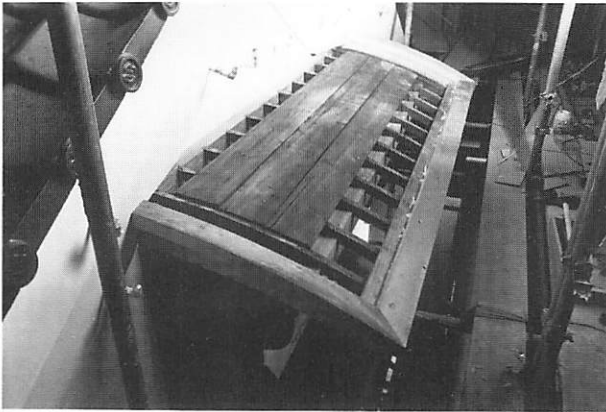
6 解体中 前室解体後、礎石状況



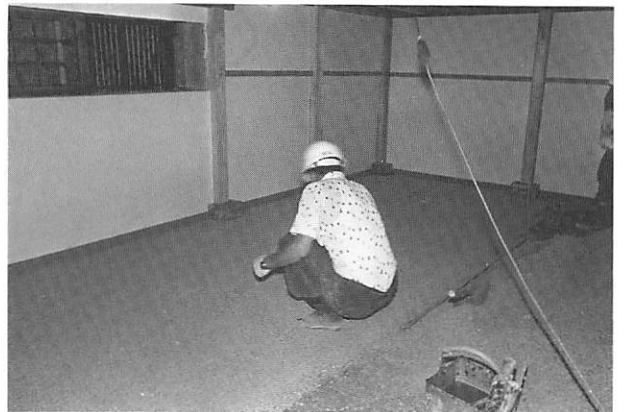
1 左官工事 妻部荒壁塗縄伏状況



2 左官工事 軒土塗下地編み直し



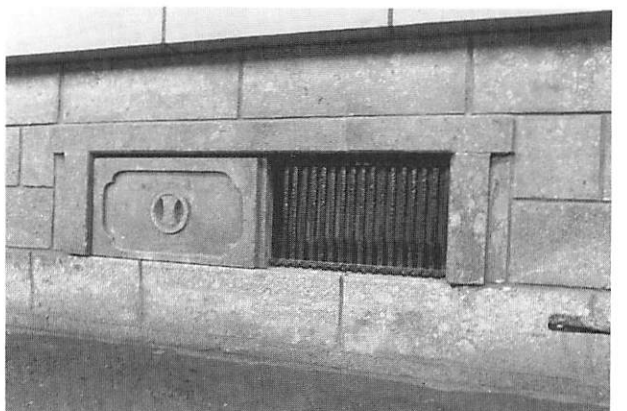
3 木工事 北面庇の修理（解体・組立）



4 基礎工事 地階床土間叩き



5 左官工事 北妻窓扉漆喰塗直し



6 基礎工事 地階窓修理

文書倉



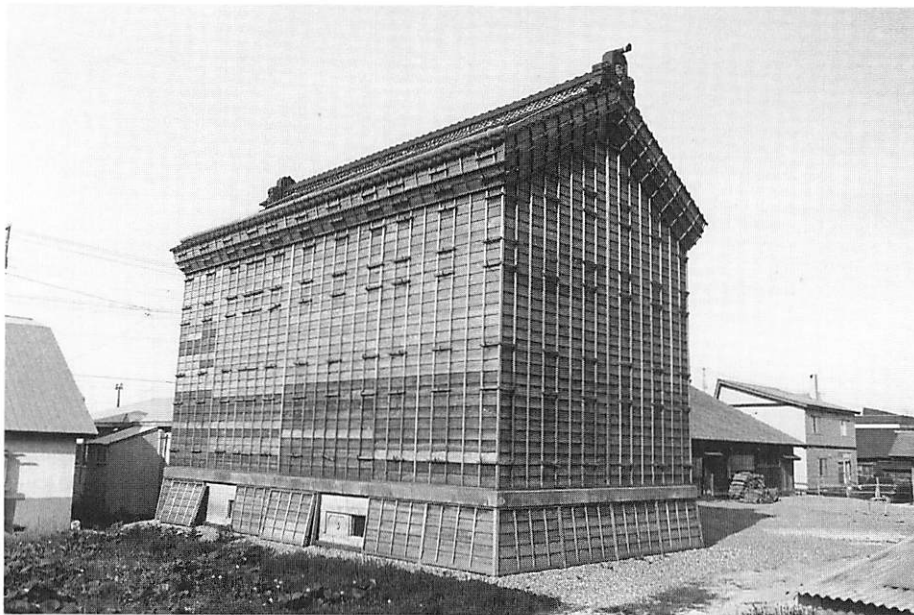
1 屋根工事 土居葺(樺皮)葺替



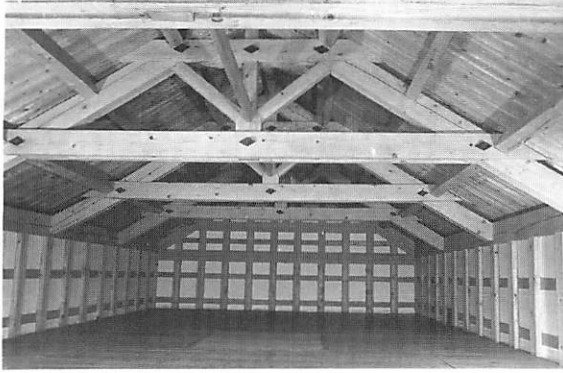
2 屋根工事 瓦葺終了



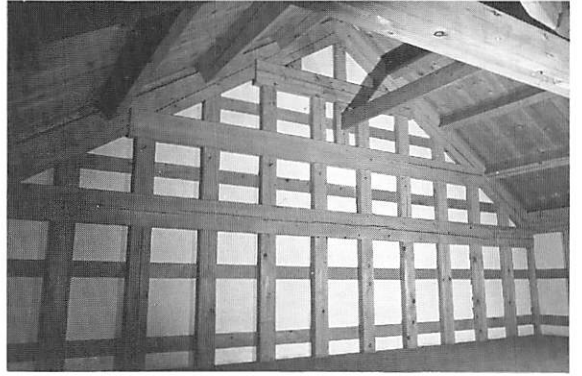
3 竣工 文書倉全景 東面より見る



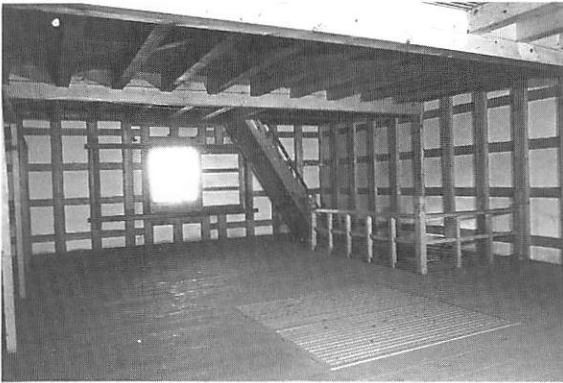
4 竣工 文書倉全景 南西より見る



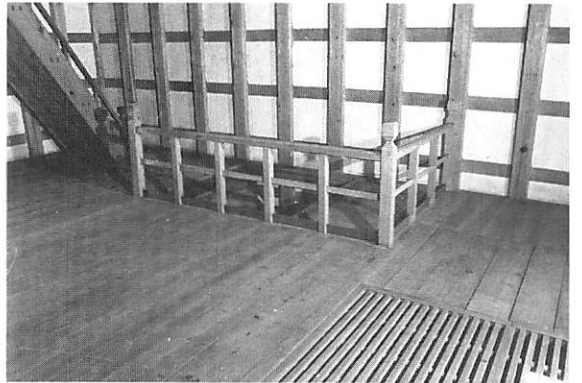
1 竣工内部 3階南面



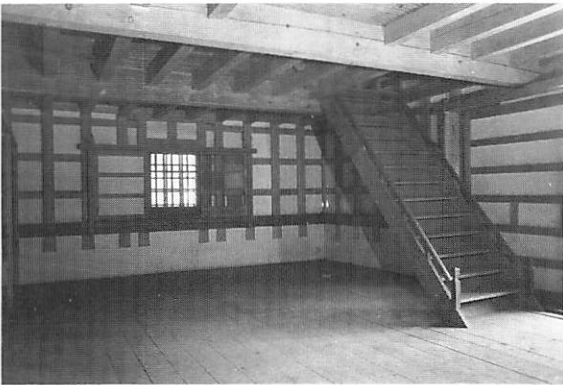
2 同左 妻面



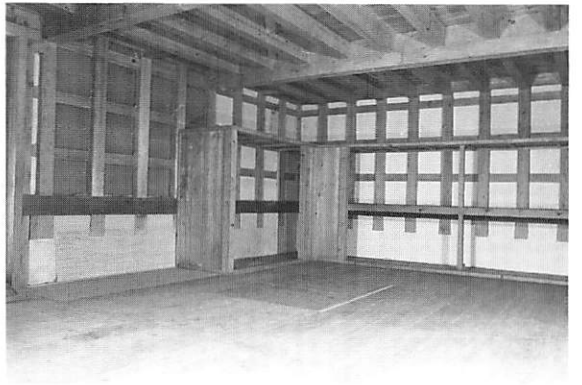
3 竣工内部 2階北面



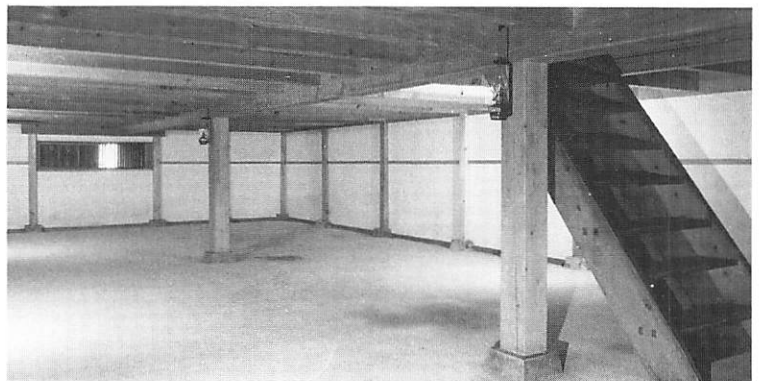
4 同左 階段廻り



5 竣工内部 1階北面

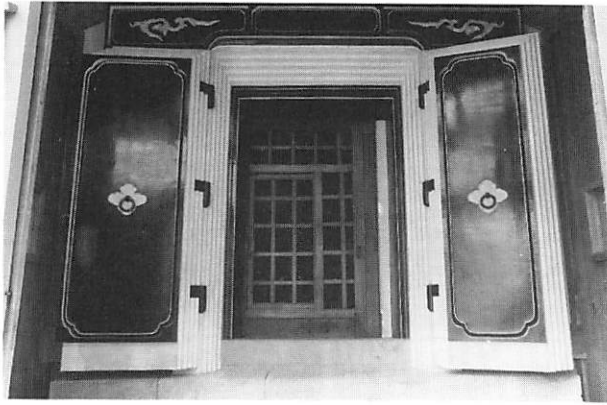


6 同左 南東面

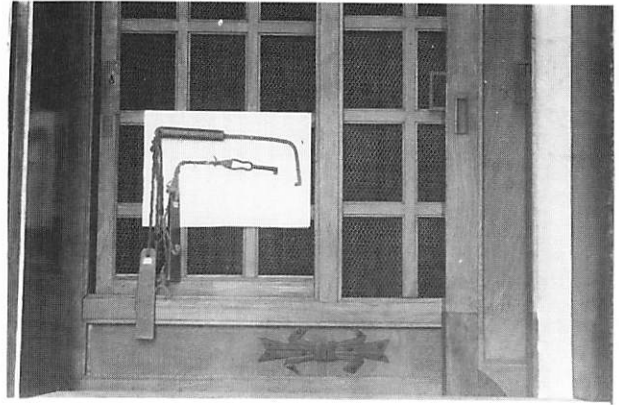


7 竣工内部 地階 南から見る

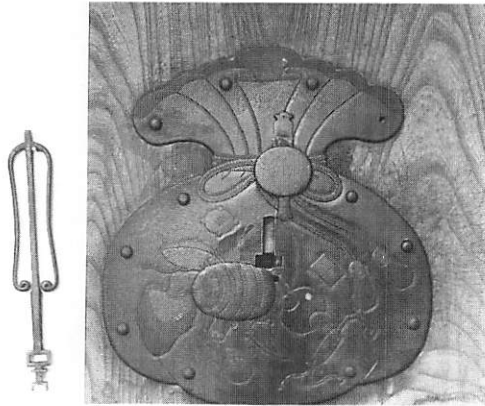
文書倉



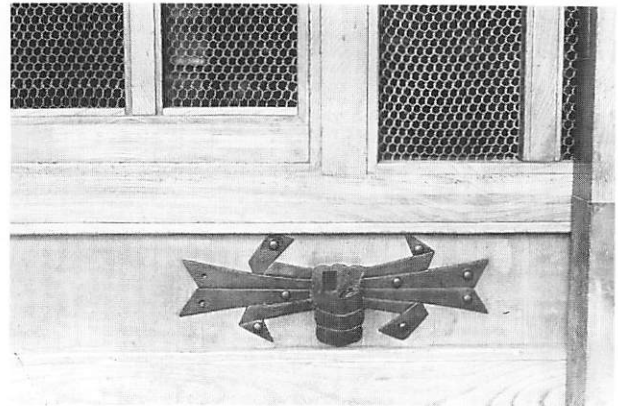
1 竣工 入口扉廻り



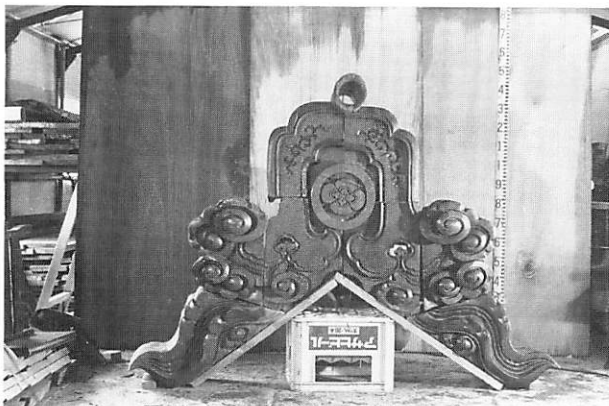
2 同左 詳細



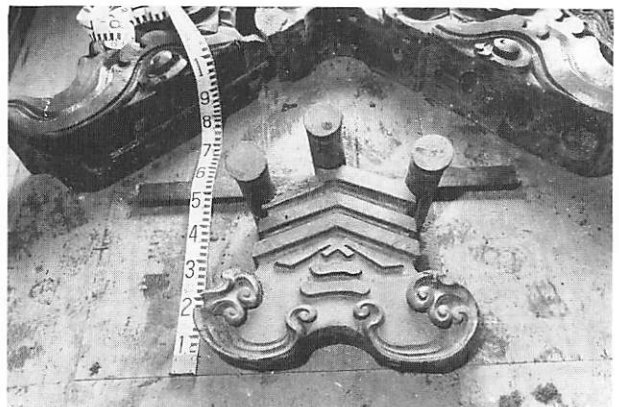
3 同上 板戸錠前



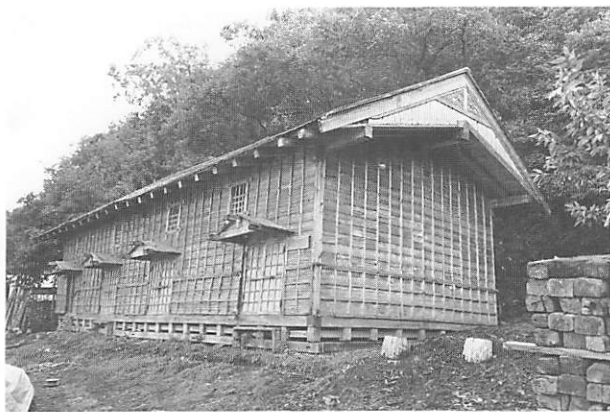
4 同左 網戸錠前



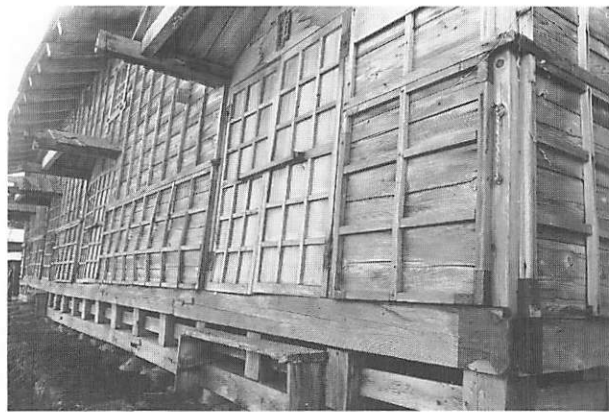
5 鬼瓦 当初材



6 前室鬼瓦 当初材



1 修理前 正側面（北西面）全景



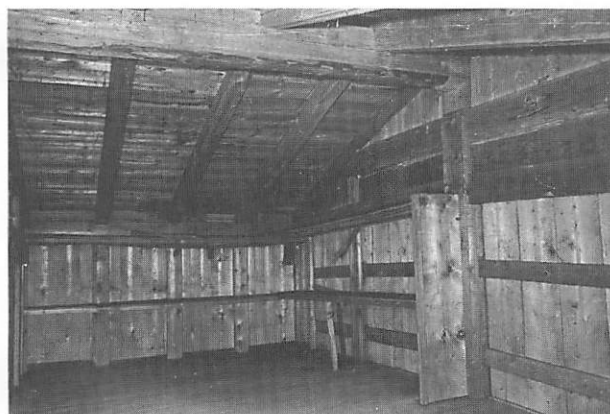
2 修理前 正面詳細



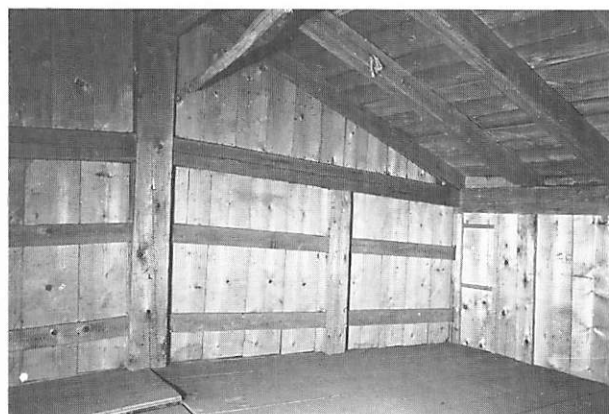
3 解体中 土台・柱根腐朽状況



4 同左 外側状況



5 修理前内部 2階東端部



6 修理前内部 2階間仕切



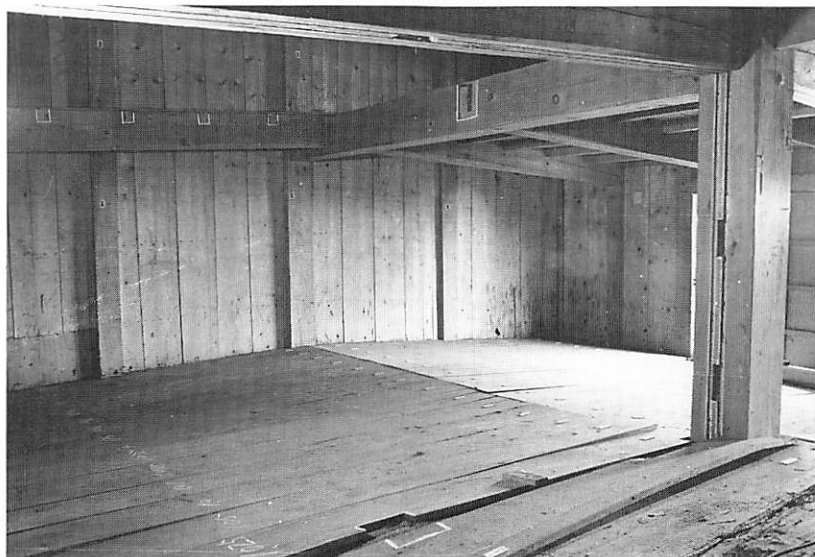
1 修理前 背面屋根状況 鉄板が葺直し・修理されていた



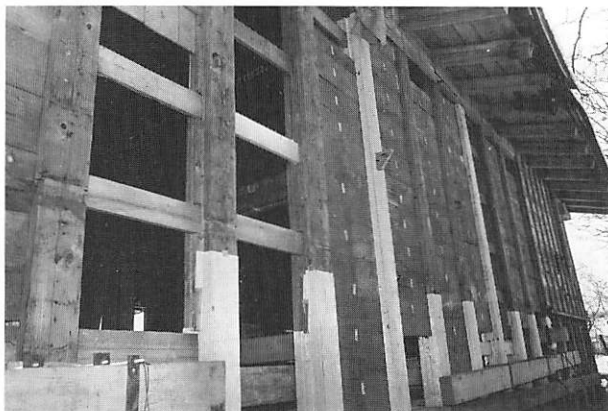
2 解体中 鉄板を剥した状況
葦葺が残存した



3 解体中 軒先妻部分の腐朽



4 解体中 1階床板・床組の破損



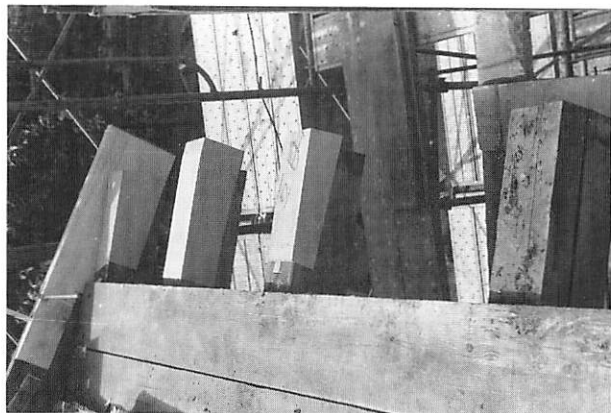
2 木工事 軸部の修理



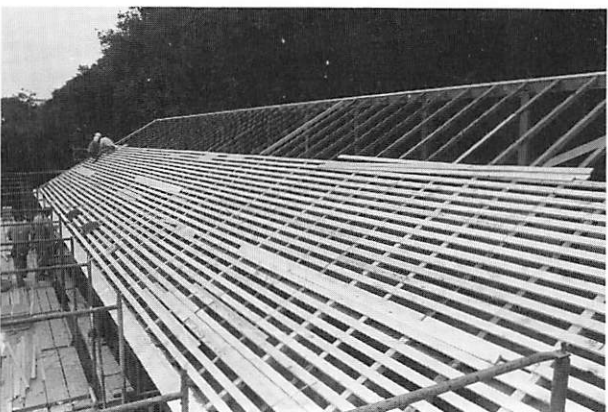
1 揚屋工事 (基礎工事・木工事)
土台・柱根修理、礎石コンクリート基礎のうえ据直し
(土台を抜いた状態)



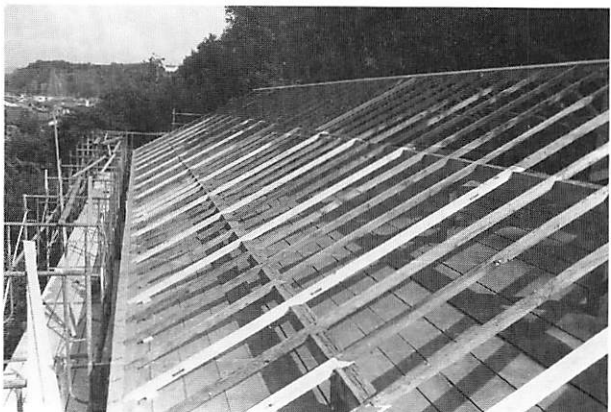
4 木工事 小屋組修理、不陸調整



3 木工事 垂木・破風板軒先修理



6 木工事 野地木舞打ち
全部新材に取り替えた

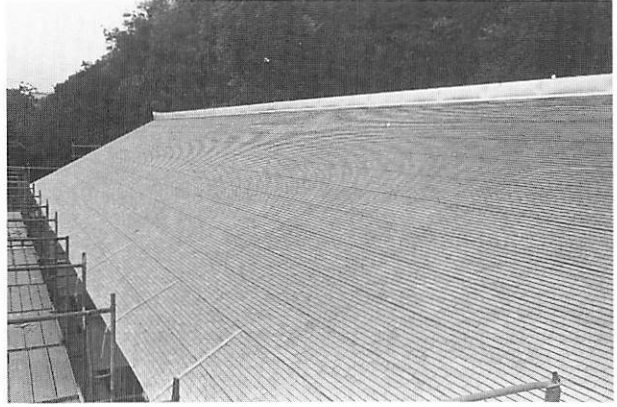


5 木工事 垂木の取付、一部取替

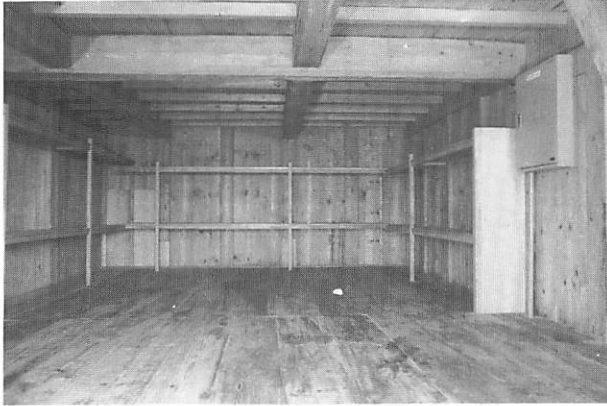
米味噌倉



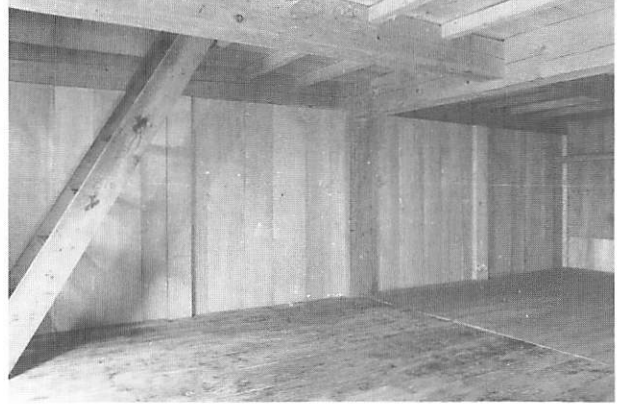
2 竣工 全景



1 屋根工事終了



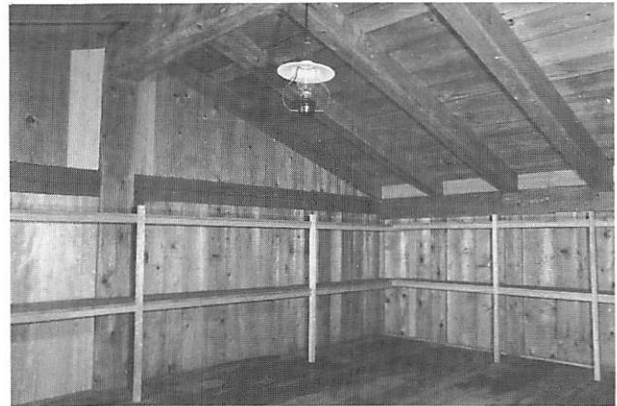
4 竣工 内部1階西妻



3 竣工 内部1階 東妻



6 化粧野地板の墨書



5 竣工 内部2階間仕切



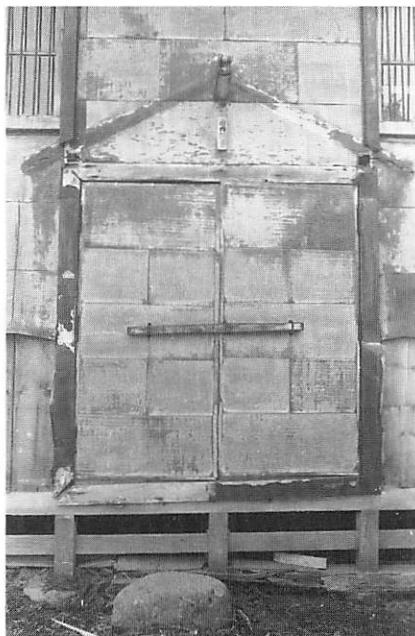
1 修理前 正面（北面）



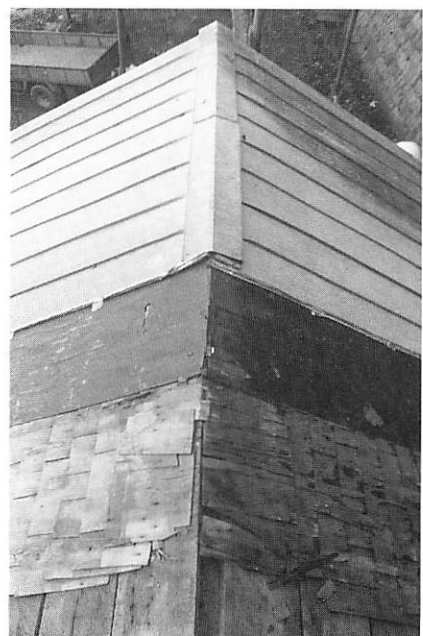
2 修理前 正側面 西北より見る



3 修理前 東側面



5 修理前 正面扉 底欠失

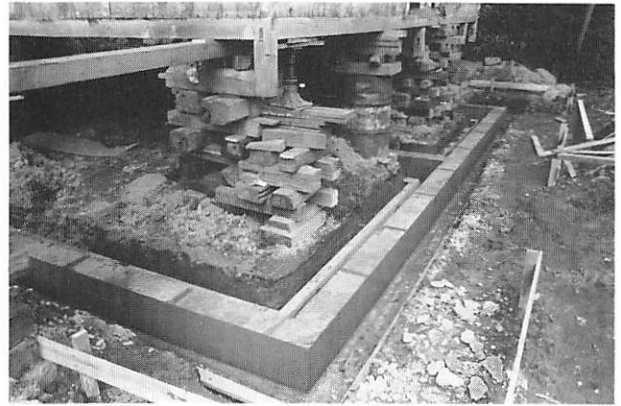


6 解体中 屋根断面

網 倉



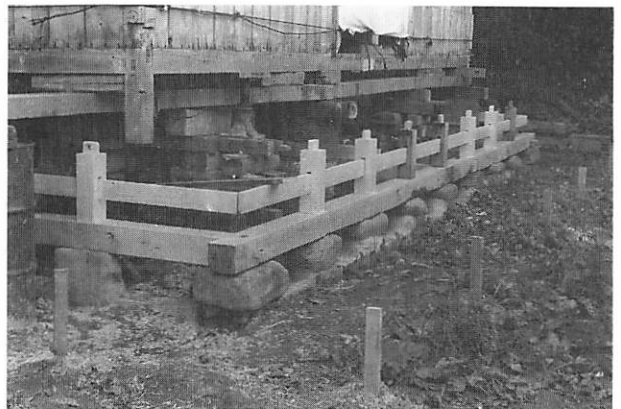
1 修理前 基礎、柱根廻り破損状況



2 揚屋、基礎工事 コンクリート布基礎打ち



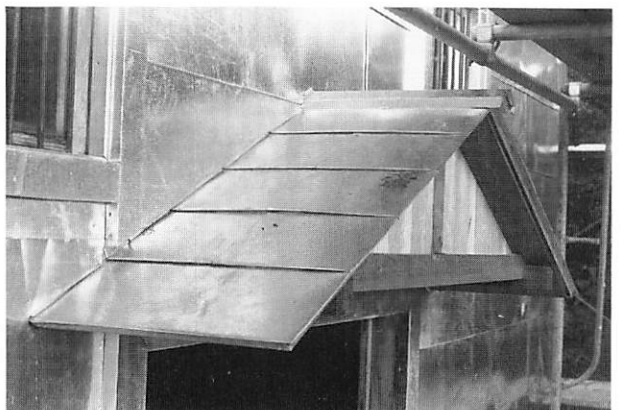
3 基礎工事 礎石据付 (コンクリート基礎の上)



4 木工事 土台・束据付



5 屋根工事 土居葺 (サワラ材)



6 外壁鉄板覆い 外壁、庇屋根



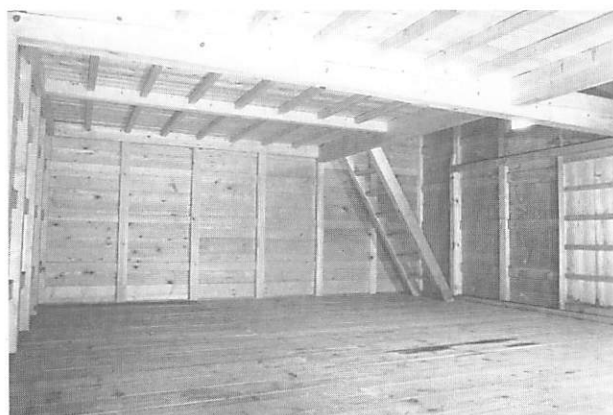
1 竣工 正側面全景 西北より見る



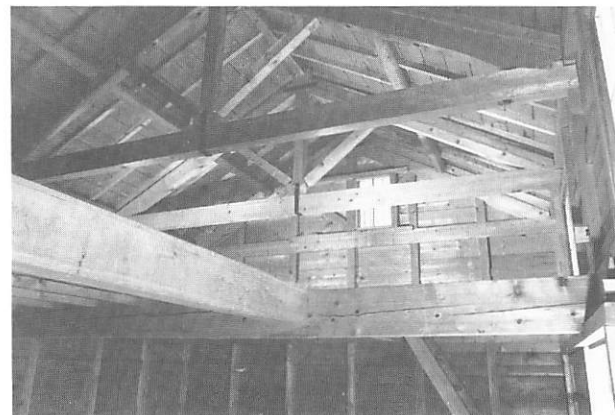
2 竣工 正面



3 竣工 背側面 東南より見る



4 竣工 内部1階西面

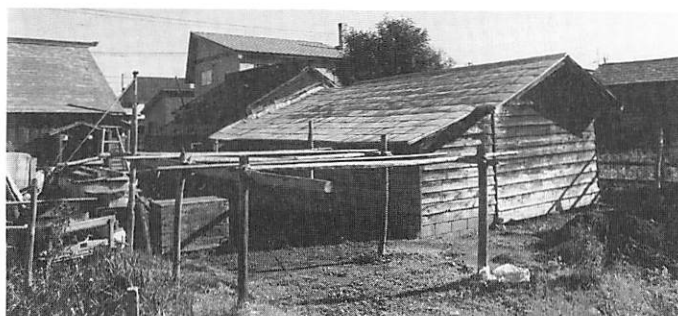


5 竣工 内部2階、小屋組西面

便所・物置



1 修理前 便所・物置 左が便所、右が物置。物置の取合屋根と両方の下屋は後設。



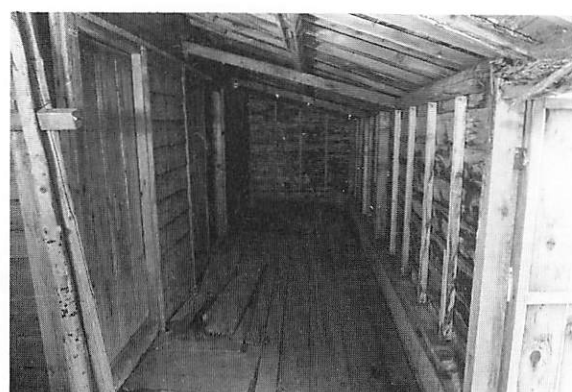
2 修理前 物置 南西より見る 下屋、便所取合は後設



3 修理前 便所・物置背面 東より見る



4 修理前 取合部 左便所、右物置



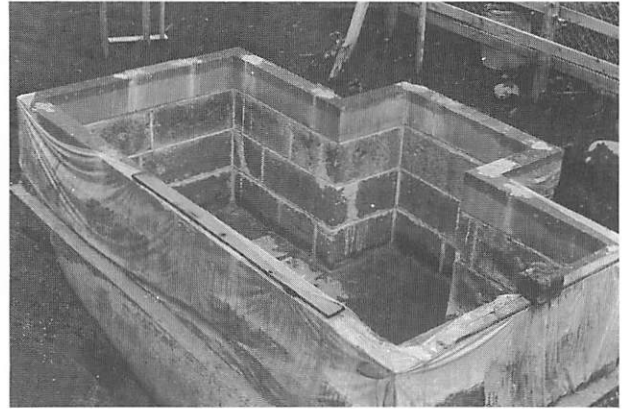
5 修理前 後設下屋 手前便所、先方物置



1 解体中 木部曳家後、基礎及び便槽状況 北より見る



2 同上 南西より見る



3 組立中 基礎（便槽を兼ねる）組積



4 組立中 軒廻り部材取付修整

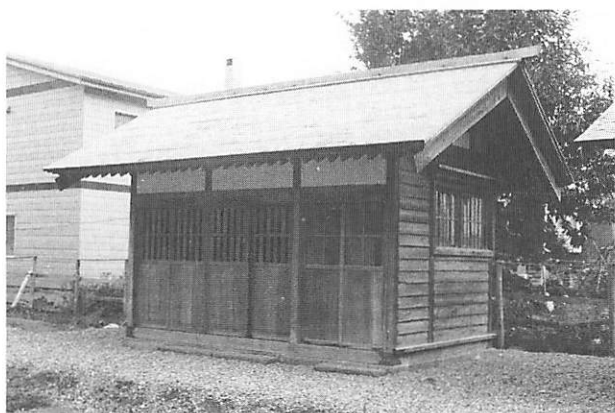


5 組立中 木工事終了 屋根工事直前の状況

便所・物置



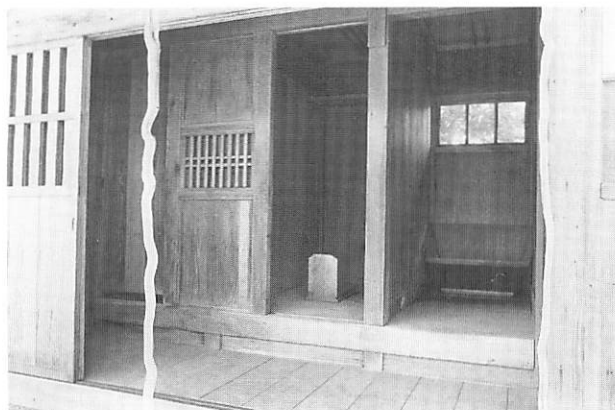
1 竣工 便所・物置 西より見る



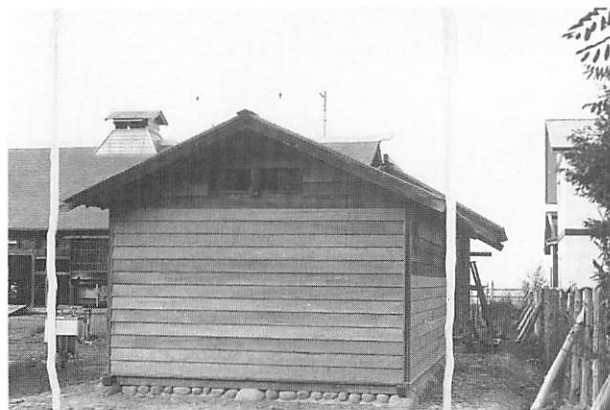
2 竣工 便所



3 竣工 物置



4 竣工 便所内部



5 竣工 物置南側面



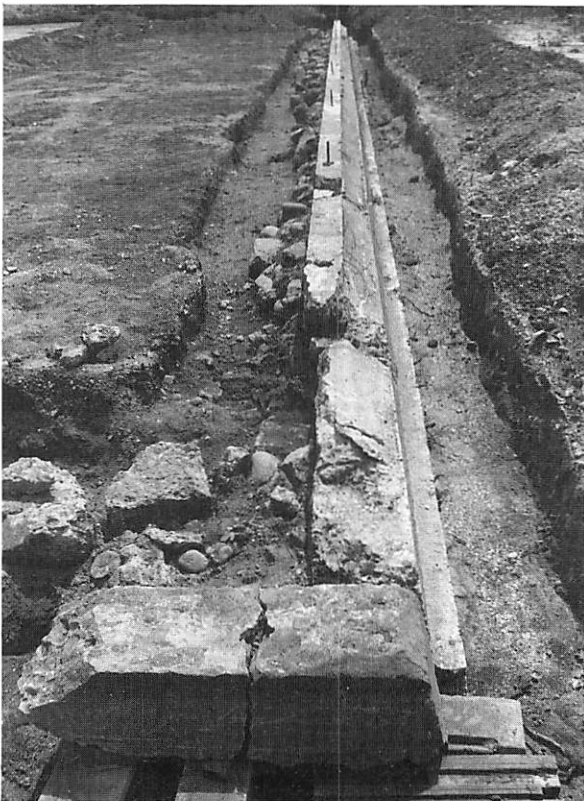
1 地下遺構全景 文書倉屋根より見る



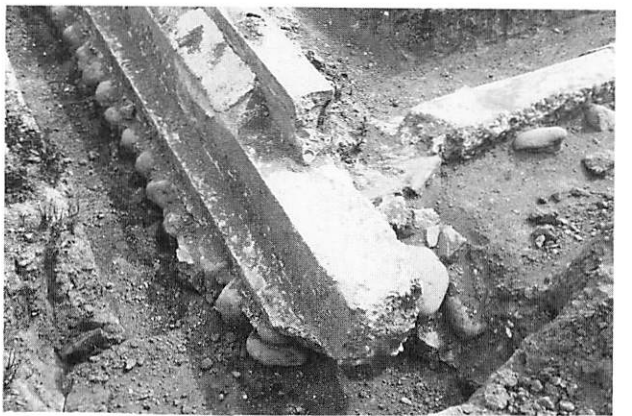
2 地下遺構 正面下屋土間部分 手前本体部分



3 地下遺構 正面下屋柱礎石



4 地下遺構 背面コンクリート布基礎

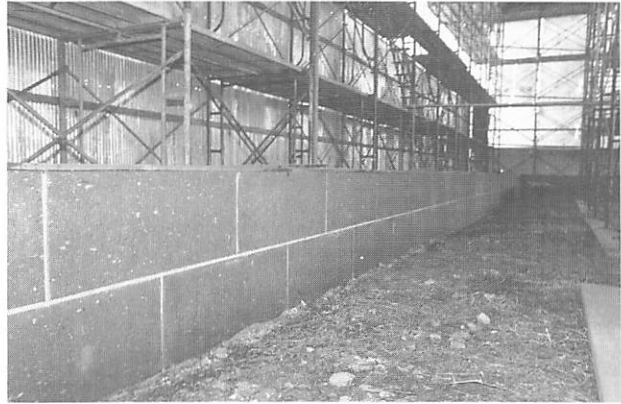


5 地下遺構 同左詳細

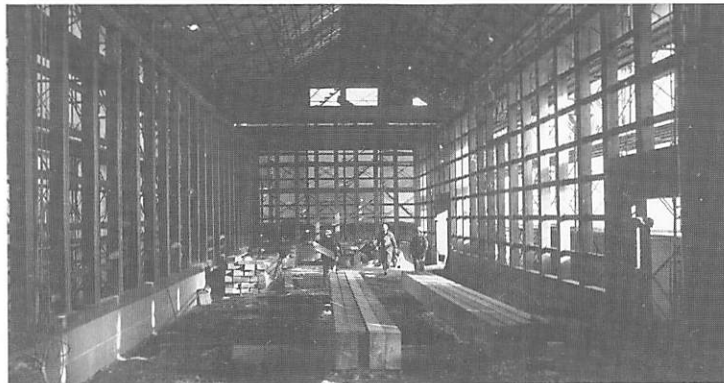
石 蔵



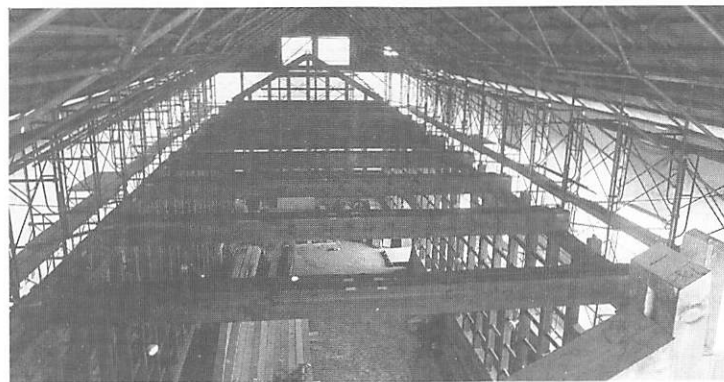
1 基礎工事 地下遺構を撤去してコンクリート基礎を設けた



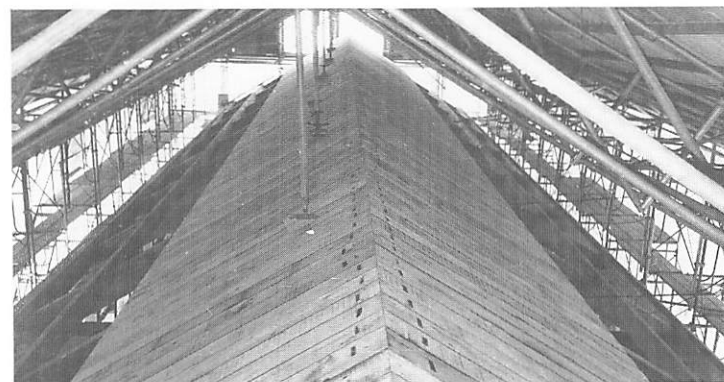
2 同 地下コンクリート基礎上に布石積



3 木工事 軸組組立、小屋組加工中



4 木工事 小屋組陸梁架構



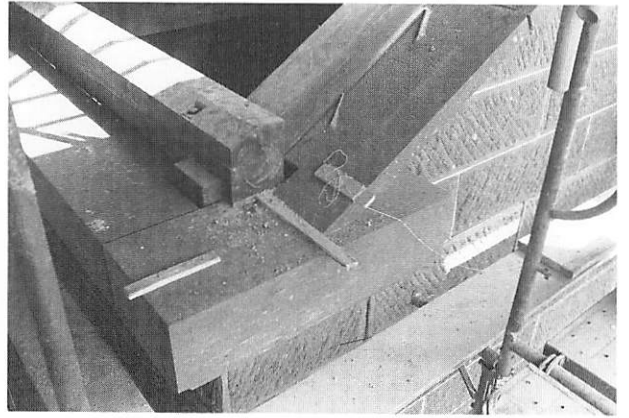
5 木工事 野地板張 年度予算の都合で、全長にわたって流れの半分の葺いた



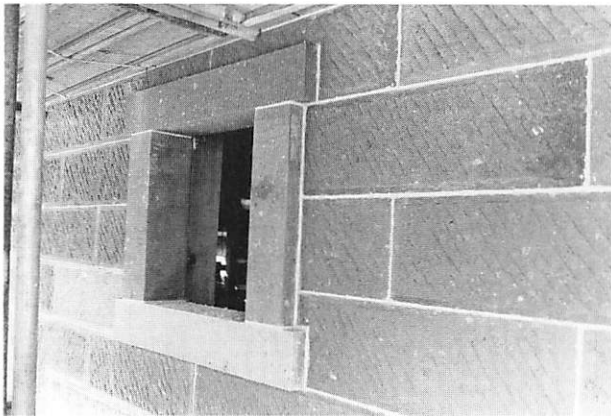
1 石蔵工事中の風景 背後の山上から俯瞰



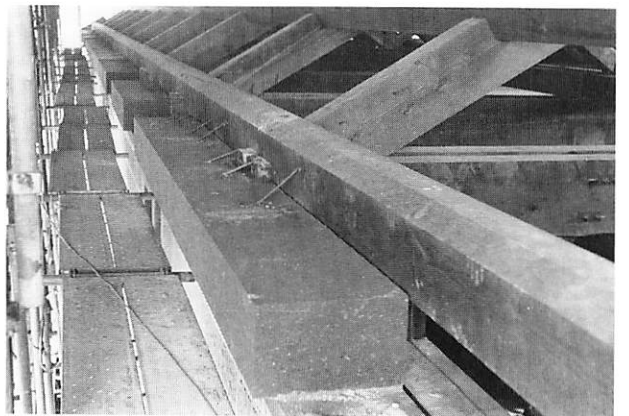
2 素屋根 東北から見る



3 石工事 けらば軒先石積納まり

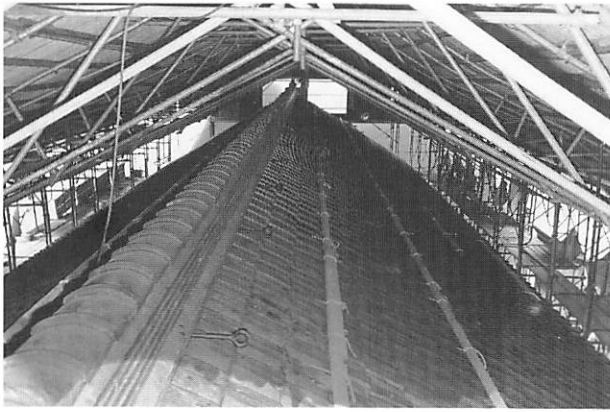


4 石工事 窓廻り納まり

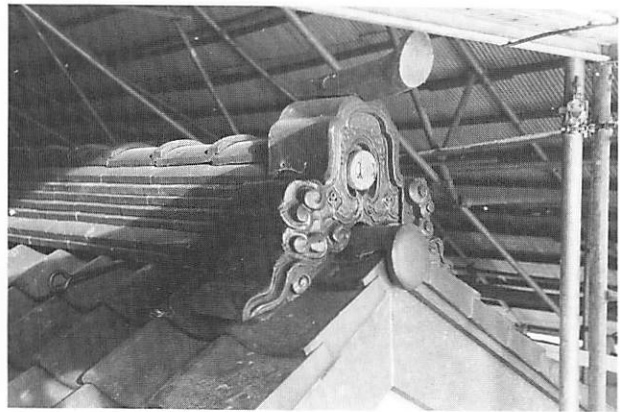


5 石工事 軒先、小屋組桁廻り納まり

石 蔵



1 屋根工事 屋根葺瓦葺終了



2 同左 妻棟廻り



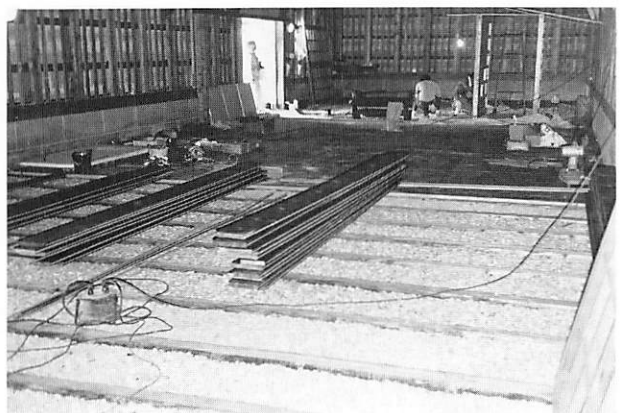
3 本体工事（外廻り）終了 下屋工事準備



4 本体内部 床板以外終了



5 木工事 本体内部 根太組砂利詰終了



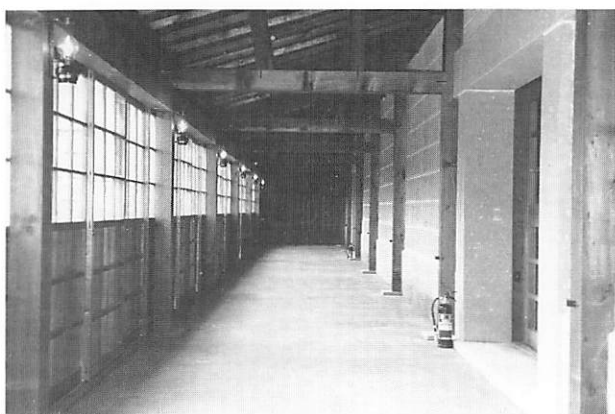
6 木工事 本体内部 床板張作業



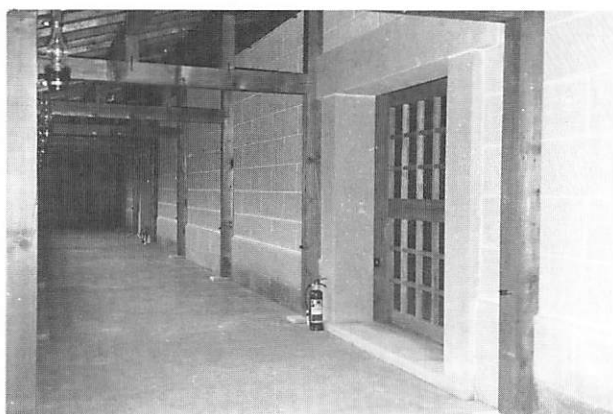
1 屋根工事 下屋桁葺作業中



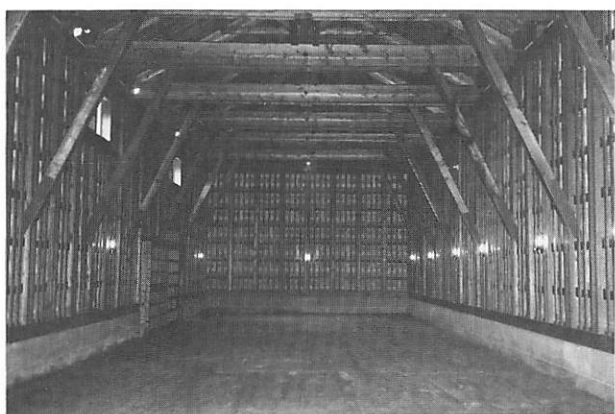
2 下屋廻り工事終了



3 竣工 下屋内部 北より見る



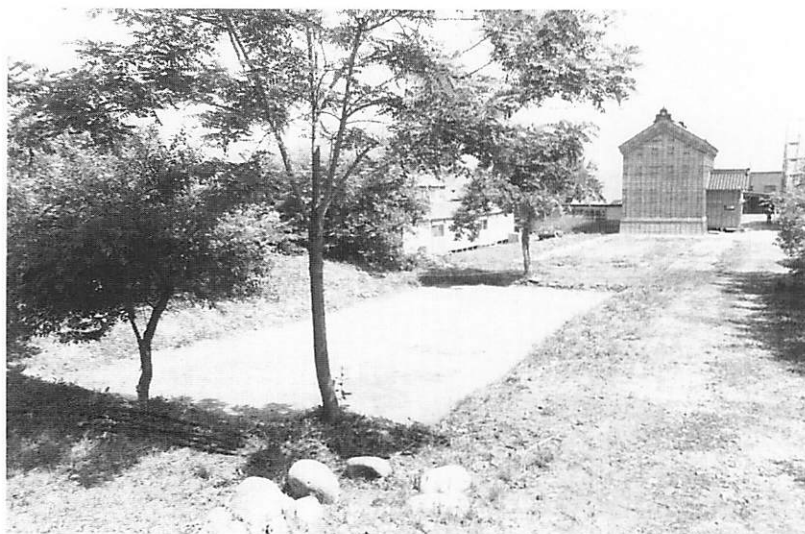
4 竣工 下屋内部 本体面



5 竣工 本体内部 北より見る



6 竣工 正面



1 発掘調査終了後の雑倉跡、石蔵跡



2 雑倉工事（布基礎復原）終了後の敷地全景



3 地下遺構 基礎石地業 北より見る



4 布基礎復原完了

史跡旧余市福原漁場 保存修理工事報告書

平成七年三月発行

編集 余市町・(財)文化財建造物保存技術協会

発行 余市町

北海道余市郡余市町朝日町二六番地

印刷 株式会社おおはし (印刷部)

余市郡余市町大川町十四丁目十四番地
電話 (〇一三五) 二三一四五九一番